

第 章 芦屋市震災復興計画、基本計画の項目ごとに できたこと・できなかったことの整理

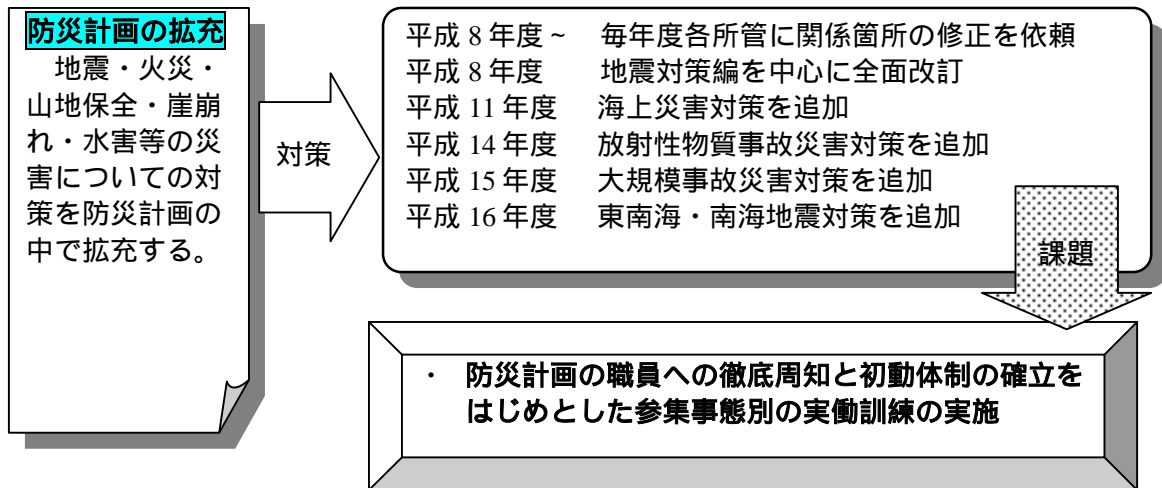
平成7年に策定した「芦屋市震災復興計画」の目標年次である平成17年を迎えるにあたり、**できたこと・できなかったこと**を整理するとともに、ここまで10年間の復興過程で得た教訓や、あらたに発生した問題、さらにはこれからの課題を抽出し、これからの市政運営に活かしていくため、基本計画に掲載されている具体的施策の項目ごとに整理した。本編では、特にできなかったことを中心に今後を展望してみた。

1 防災体制の拡充

(1) 防災計画の整備

今回の震災経験を生かし、大規模災害を想定した防災計画を立てる。

(具体的施策)



代表的な凡例



【平成16年度他市町への災害派遣】

記録更新的な自然災害の発生した平成16年度において、震災の教訓を生かすべく延べ87日間、78人の職員災害派遣を実施した。

～主たる災害と派遣先等～

- | | | |
|----------|--------|--------------------|
| ・新潟県集中豪雨 | 新潟県三条市 | 汚泥・廃棄物改修 |
| ・福井県集中豪雨 | 福井県福井市 | 人命救出活動（緊急消防援助隊） |
| ・台風23号 | 兵庫県豊岡市 | 人命救出活動（広域消防相互応援協定） |
| | 一宮町 | 災害査定設計業務 |
| ・新潟県中越地震 | 新潟県長岡市 | 小千谷市 見附市 |
| | | 罹災判定業務・応急危険度判定 |
| | | 災害査定設計業務・物資等 |
| ・宝塚市応急給水 | 宝塚市 | 応急給水など |

(具体的施策)

防災生活圏の形成

日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定し、その圏内の小学校等を地域防災拠点として、また地区集会所・公園等を地区防災拠点として整備する。防災生活圏は圏内市民の防災意識を高めたり、自主防災組織を育成・充実する単位として形成していく。さらに、市役所を防災中枢拠点と位置付けるとともに、市内に広域避難所を設定する。

対策

地域防災拠点整備事業

地域の市民が災害時に使用できるよう、小学校区及び総合公園に100tの耐震性飲料・消化兼用貯水槽、併せて設置した50㎡の防災倉庫に防災資機材を配備した(8か所)。

- | | | | |
|----------|------------|----------|---------|
| ・平成 8年度 | 宮川小学校 | ・平成 9年度 | 朝日ヶ丘小学校 |
| ・平成 10年度 | 浜風小学校 | ・平成 11年度 | 山手小学校 |
| ・平成 12年度 | 潮見小学校 | ・平成 13年度 | 山手中学校 |
| ・平成 14年度 | 岩園小学校・総合公園 | | |

地区防災拠点整備事業

地域の市民が災害時に使用できるよう、公園・地区集会所等を利用して60t耐震性貯水槽9箇所を設置し、併せて10㎡の防災倉庫を設置し、防災資機材を配備した(21か所)。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 平成 7年度 | 山手緑地、朝日ヶ丘北公園 |
| 平成 8年度 | 大原、潮見、朝日ヶ丘 |
| 平成 9年度 | 青少年センター、春日公園、新浜保育所、下水処理場、陽光公園 |
| 平成 10年度 | 宮塚公園、奥池分遣所、市民センター、若宮集会所、南宮公園 |
| 平成 11年度 | 東浜公園 |
| 平成 12年度 | 芦屋公園、清水公園 |
| 平成 13年度 | 呉川公園、津知公園、六麓荘町 |
| 平成 14年度 | 岩ヶ平公園、大槻公園 |
| 平成 15年度 | 前田公園 |

防災啓発イベント

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 平成 8年度～ | 各コミスク活動の中で防災啓発の実施 |
| 平成 10年度 | 防災ウォークラリー、山手幹線を利用した防災訓練を実施した。 |

防災中枢拠点整備事業

- | | |
|----------|--|
| 平成 7～8年度 | 市庁舎北館の耐震補強 |
| 平成 8年度 | 震災後、市の組織改正により、防災を専門所管する防災対策課を設置し、関係機関との連携強化を図った。 |

自主防災活動育成事業

- | | |
|---------|------------------|
| 平成 8年度 | 自主防災組織の各種防災訓練の支援 |
| 平成 14年度 | 自主防災組織連絡協議会の設立 |

広域避難所の設定

- | | |
|---------|----------|
| ・芦屋霊園一帯 | ・芦屋市総合公園 |
|---------|----------|

課題

自主防災組織の育成・組織率の向上の仕組みづくり

平成15年度の兵庫県平均組織率が93.5%に対し、芦屋市74.1%であることに加え、実効ある組織活動が可能となるよう日常的な実地訓練の実施が急務である。

防災倉庫資機材の活用

市民は、地域の祭りなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に戸惑うことのないよう使用方法を熟知しておくこと。

懇話会からの一言

防災倉庫を設置し、防災資機材や備蓄食料を整備したものの、災害時において有効に活用されるまでには段階が必要。地域の祭り等の機会を捉えてより多くの市民に浸透するよう啓発を重ねることが重要。(日常生活への埋め込み)

(具体的施策)

多様な広報手段による市民への周知

防災計画については、防災マニュアルを作成するなど市民への多様な広報手段により周知を図る。

対策

広報あしや「防災特集」臨時号の発行

平成8年度～ 毎年6月に発行、全戸配布

「防災のしおり」全戸配布

危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録

平成9年度～ おつたえ君の普及

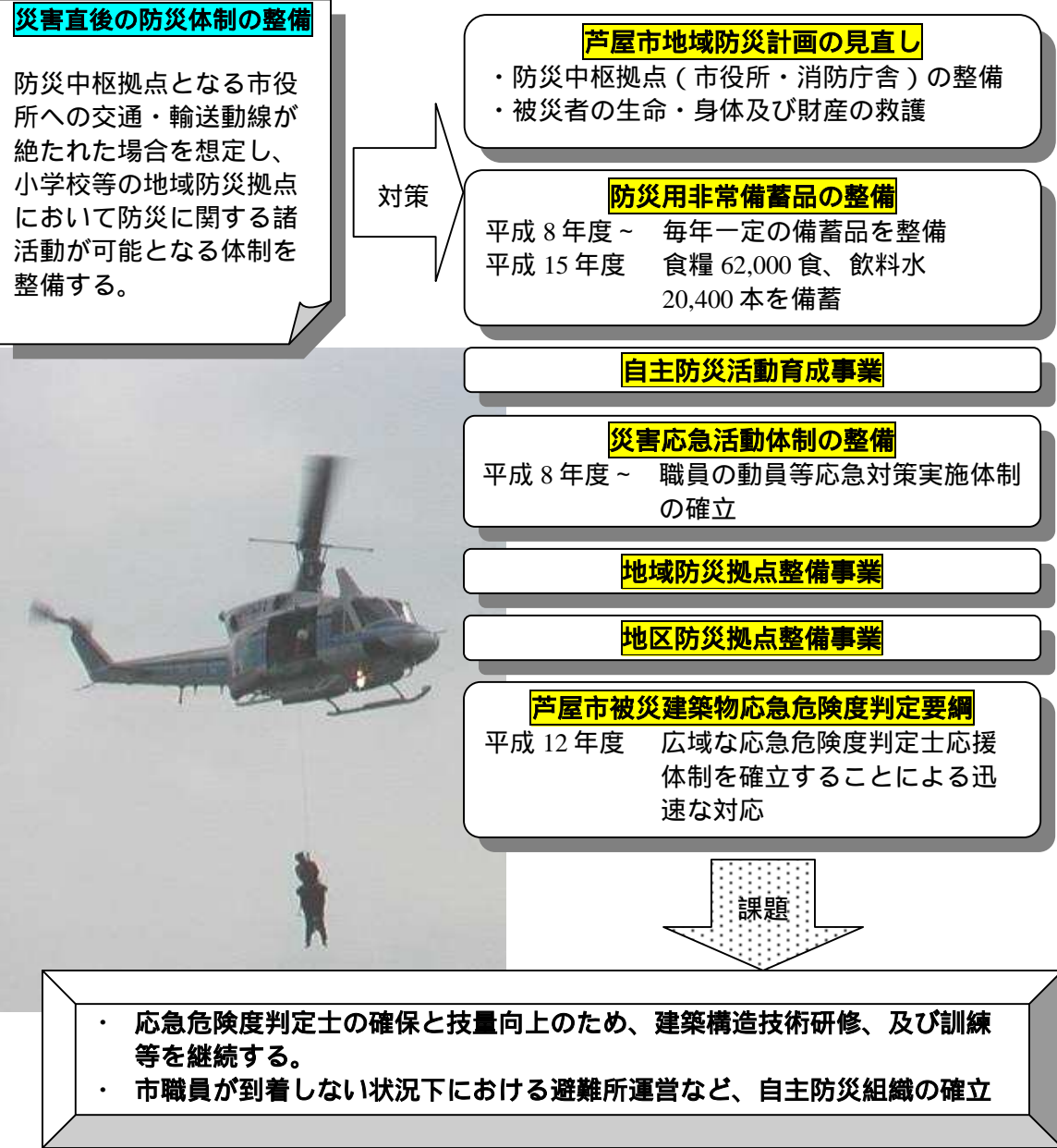
課題

- ・ ホームページの拡充による防災情報の即時性の向上を図る
- ・ 携帯メールによる緊急連絡網の整備

(2) 救援・救護体制の整備

災害が発生した直後の救援・救護体制を整備する。

(具体的施策)



懇話会からの一言

自主防災組織の確立の重要性と同等以上に、当該組織が非常時において機能するための日常的な仕組みづくりが急務である。地域ごとのコミュニティの活性化についての工夫を協働と参画のもとで創意することが重要である。

(具体的施策)

消防体制の強化

- ・他自治体との相互支援ネットワークの充実。
- ・高度救急救命体制の整備促進のため救急救命士の養成を図る。
- ・消火栓や防火水槽を適正に配置し、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。
- ・学校のプール、河川水、井戸水の活用などの多様な消防水利の確保を図る。
- ・市民や事業者の協力を得て防災活動体制の整備を図る。

対策

他自治体との相互応援体制の充実

- 昭和 45 年 3 月 9 日 芦屋市・神戸市消防相互応援協定
- 昭和 56 年 8 月 24 日 ガス漏れ及び暴発事故の防止対策に関する申合わせ
- 昭和 56 年 12 月 21 日 ガス漏れ事故等による災害防止対策に関する申合わせ
- 平成 7 年 9 月 5 日 緊急消防救助隊へ 3 隊登録 (消火部隊・救助部隊・救急部隊 各 1 隊)
- 平成 7 年 11 月 1 日 兵庫県広域消防相互応援協定の一部改正 (昭和 63 年 8 月 1 日締結)
- 平成 8 年 6 月 1 日 神戸市隣接 7 市 2 町による災害時における相互応援協定の締結
- 平成 9 年 8 月 24 日 国際特別都市建設連盟 11 市 1 町による地震等災害時の相互応援に関する協定の締結
- 平成 9 年 11 月 1 日 阪神 7 市 1 町による災害応急対策活動の相互応援に関する協定の締結
- 平成 13 年 3 月 1 日 消防相互応援に関する覚書
- 平成 16 年 4 月 1 日 緊急消防援助隊へ 4 隊登録 (消火部隊 2、救助部隊 1、救急部隊 1)



対策
つづき

救急体制の整備と救急救命士の育成

平成 4 ~ 平成 14 年度 救急救命士を救急車 1 台に常時 2 人搭乗を目標とし、育成目標を 20 人とした。(平成 14 年度に達成)

消防団用防災資機材整備事業

平成 7 年度 初動活動用資機材の充実配備 (各分団にエンジンカッター・エンジン式チェーンソー)
平成 8 年度 車両用無線機及び携帯無線機を配備

対策
つづき

生活協同組合コブ神戸との協定

平成8年度 災害時に物資を調達する必要がある場合の対応

芦屋建設事業協同組合との応援協定の締結

平成8年度 災害時における応急対策業務に関する協定書

女性消防団員育成事業

平成8年度 消防団条例定数124人を134人に改正（女性消防団員10人を任用）

梯子付消防ポンプ自動車のオーバーホール

平成8年度 本署配備昭和63年度導入15m級梯子車関係のオーバーホール

消防職員の増員

平成8～11年度 災害時における緊急初動体制の充実を図る

高規格救急車の購入、付帯設備の拡充

平成9～11年度 災害対策特殊救急自動車・
高度救命処置用資機材の更新導入

河川貯水機能（消火用水）事業

平成10～11年度 宮川河川内の2箇所消火用水取水プールの整備

奥池分遣所の開設

平成11年度 市北部山間部の災害孤立救援体制の充実を図る（消防車1台、高規格救急自動車1台配備）

課題

緊急消防援助隊運用要綱の検証

阪神・淡路大震災の教訓を受けて発足した緊急消防援助隊の出動及び活動を的確かつ迅速に行なうため「緊急消防援助隊運営要綱」が平成16年4月1日に施行された。今後は運用要綱に沿った活動の検証が急務となる。



対策
つづき

救助工作車の更新購入

平成 7 年度 ・本署配備昭和 58 年度導入 型救助工作車の老朽化に伴う更新
・災害対応仕様として、 型救助工作車及び高度救助用資機材を導入した緊急援助隊対応車両仕様

消防ポンプ自動車等の更新

平成 7 年度 災害復旧関連事業における消防体制の強化として、出張所配備昭和 55 年導入、水槽付消防ポンプ自動車 I-A 型更新導入
平成 16 年度 ~ Nox・PM 法規制対象車両の更新

車両用無線機・携帯無線機消防団配備

平成 8 年度 消防団各車両に車両用無線機設置及び本団、各分団に携帯無線機配備
平成 12 年度 追加導入本団 2 基

梯子付消防自動車の更新

平成 11 年度 分署配備昭和 54 年導入 30m.級梯子車の老朽化に伴う更新導入

消防団配備の消防自動車(CD-)の更新

(Nox・PM 法規制対象車両の更新)

平成 16 年度 山手分団車
平成 18 年度 岩園分団車
平成 20 年度 精道分団車
平成 22 年度 打出分団車

課題
つづき

災害対応救助車両の導入と緊急輸送経路の確保を両立させることが急務である。特に阪急以北において未だ細街路が認められる

懇話会からの一言

(具体的施策)

防災情報網の構築

- ・多様な情報・通信システムの整備を図り、平常時における市民文化の向上に資するとともに、災害時には市民に災害関連情報の速やかな伝達を図る。
- ・消防署、地域防災拠点等において、防災情報・通信設備を拡充するとともに、警察署、医療機関と協議し防災情報・通信網の整備を図る。
- ・災害関連情報の収集・処理・伝達機能の中核となる防災情報センターを設ける。
- ・災害発生時における無線交信の輻輳による混信を避けるため、消防用無線基地局の増設(増波)を図る。



対策

消防専用無線基地局の増設(増波)

平成8年度 広域災害活動における全国共通波2波増設

気象情報システムの更新整備

平成8年度 気象観測法に基づき機器導入
平成10年度 奥池分遣所開所に伴い、奥池分遣所にも設置

危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録

平成9年度 土砂災害危険地域居住者の非常順次通報装置への登録(おつたえ君)

消防無線基地局の増設

平成10年度 奥池分遣所開所に伴い市波・救急波の前進基地局を整備

消防緊急通信指令施設(I型)導入

平成11年度 昭和53年度導入指令卓の老朽化に伴う更新導入(指令台のみ)

芦屋市防災無線の構築

平成14年度 国・県の補助等により市内全避難所34箇所及び車載等、総じて45台の無線機を設置



課題

高機能消防指令センターの構築

- ・高機能消防指令センター総合整備事業を活用し、消防庁舎整備時に併せて更新を検討する。
- ・消防救急無線におけるアナログからデジタルへの移行に際しては二重投資の発生防止に努める。

(具体的施策)

水、食糧の備蓄

- ・地域防災拠点において、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備を図り食糧・生活必需品等の備蓄を図る。
- ・水、食糧、生活必需品等について、他自治体との応援協力体制の整備促進を図る。

対策

地域防災拠点整備事業

防災用非常備蓄品の整備

地区防災拠点整備事業

他自治体との相互応援体制の充実

生活協同組合ユープ神戸との協定

**災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の
相互応援に関する協定**

平成9年度 日本水道協会関西地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生じる災害に対して、被害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよう、応急給水活動、応急復旧活動、応急給水用資機材の提供等を行なう相互応援協定（平成9年7月10日協定締結）

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

平成9年度 地震、異常濁水その他水道災害において兵庫県、各市町、各水道事業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関連する連絡調整等必要な活動を行う相互応援協定（平成10年3月16日協定締結）

芦屋市水道災害応援協定

平成11年度 地震又は異常濁水ならびにその他水道災害が発生したとき、芦屋市水道工事事業協同組合の応援を得て、応急給水、応急復旧工事を行い、市民の生命・財産等を救助することを目的として行う応援活動協定（平成11年12月28日協定締結）

課題

人口に見合った飲料水の確保

- ・まちづくりと消防水利拡充の協調
- ・広域災害への対応、費用対効果を考慮した防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討

(具体的施策)

応急医療・福祉体制の整備

- ・芦屋病院や市内医療機関との間に地域防災拠点等との情報・通信システムによるネットワークを構築し、災害発生時における速やかな救護、診療が行なえるよう医師会等の協力を得て初動医療救護班の編成などの体制整備を図る。
- ・傷病者等の医療施設への搬送が迅速かつ円滑に行なえるよう、医療施設と消防機関との間に緊密な連携体制、さらには広域的及び各種輸送手段による搬送体制を確立し、併せて高度救急車の充実、緊急医療連絡網の整備を図る。
- ・芦屋病院等で応急医療に必要な医薬品・資機材等の備蓄供給等の確保システムの整備を図る。
- ・高齢者・障害者等のために、平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携して支援する体制を整え、災害発生時において効用を果たすよう努める。
- ・多くの患者が発生する災害時には、重傷者の治療を行うために後方で医療機関の機能を維持した医療体制の整備が不可欠である。他自治体病院等との広域的相互支援体制の整備を図るとともに、広域医療情報ネットワークの確立に努める。

対策

災害時における在宅ケア体制の整備

平成7年度 高齢者・障害者等、への平常時における在宅ケアが災害時にも維持できるよう医療施設と福祉施設の連携を強化。

応急医療資機材の整備

平成8年度 市立芦屋病院に各救護所用の災害応急医薬品・資機材を備蓄
平成10年度 消防本部に救護所用災害応急資機材を備蓄

応急医療体制の整備

平成9年度 芦屋市立休日応急診療所を開設、災害時における応急救護所の機能を整備。

救急医療体制の整備

平成9年度

- ・県が取りまとめた阪神圏域地域医療計画に基づき、救急医療体制を整備
- ・一次救急については医師会の協力の下で休日応急診療所、在宅輪番制及び南芦屋浜病院で対応
- ・二次救急については尼崎市・西宮市・芦屋市の三市が病院郡輪番制で実施
- ・三次救急については兵庫医科大学が担当。なお、市立芦屋病院が救急指定病院となる。

救急医療情報システムの構築

平成9年度 兵庫県が医療機関及び消防機関のネットワークを確立する救急医療情報システムを構築

対策
つづき

災害対応救急車の導入等
平成 12 年度 配置している救急車の全車災害対応化及び高度救急資機材の整備を達成

応急手当の普及・啓発
平成 15 年度 普通救命講習会 37 回 692 人
応急手当講習会 32 回 860 人 計 69 回 1,552 人

課題

医療情報通信ネットワークの構築

- ・ 医療機関情報を市民に周知する方法、あるいは、市民からの問い合わせの仕組みを構築することが急務である。
- ・ 医療情報ネットワークに関しては、電子カルテの導入及び個人情報保護上の問題をクリアすることが必要となる。

災害時における在宅ケア体制の整備

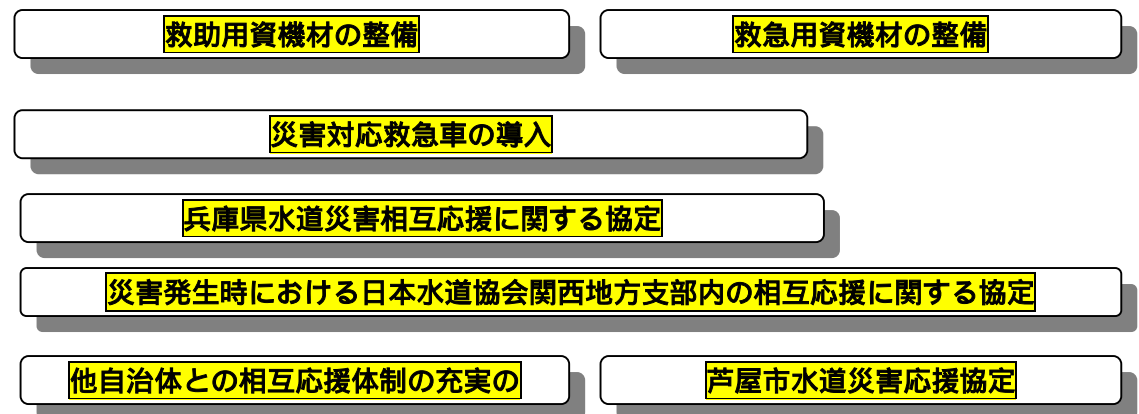
- ・ 平成 12 年度からの介護保険制度により要介護高齢者の把握が困難になっている。中学校区ごとに設けた在宅介護支援センターを拠点とする支援情報の整備・共有化が不可欠となる。

救助・救援体制の整備

- ・ 市職員が他の自治体等の職員と連携するにとどまらず、ボランティアや住民等とも連携し、活動主体相互の役割分担を調整した上で協働して災害対策にあたるシステムの構築を図る。
- ・ 国・県、近隣市町との間で災害発生時の広域的な支援体制を整備する。
- ・ 生涯学習、福祉、スポーツ等、あらゆるボランティアの交流拠点となるボランティア・ビューロ等の体制を整備し、災害発生時におけるボランティアの受け入れ窓口としての機能を拡充する。
- ・ ボランティア活動に従事する人の安全及び保証体制を整備する。
- ・ 消防本部において、多様な災害に対する救助・救急用資機材の整備を図る。

対策

(具体的施策)



(3) 市民の防災意識の向上

○平常時から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・充実する。
(具体的施策)

防災知識の普及・啓発

- 学校教育や社会教育の場のみならず、移動防災教室、講演会、火災予防運動等のあらゆる機会を通して、市民ひとり一人が災害に的確に対応できるよう防災知識の普及・啓発に努める。

対策

自主防災活動育成事業	防災啓発イベント
「防災のしおり」全戸配布	広報あしや「防災特集」臨時号発行
教室参加者、来館者への啓発活動	防火対象物及び危険物施設への立ち入り検査

表示適合マークの交付 暫定適合マークの交付

旅館・ホテル、大規模小売店舗等不特定多数のものを収容する防火対象物に対して表示立ち入り検査を実施し、防火基準に適合している場合には、表示適合マークを交付

防火対象物定期点検報告と特例認定

- 一定条件に該当する防火対象物の管理について、年1回、点検資格者に点検させ、結果を報告させる。
- 一定の要件を遵守している場合は、3年間の特例を認定し、点検を免除する。

震災メモリアル展と啓発事業

平成6～9年度 震災パネル展
震災直後から、その後の状況や避難所の様子などをパネル展示

平成11年度 震災5周年パネル展

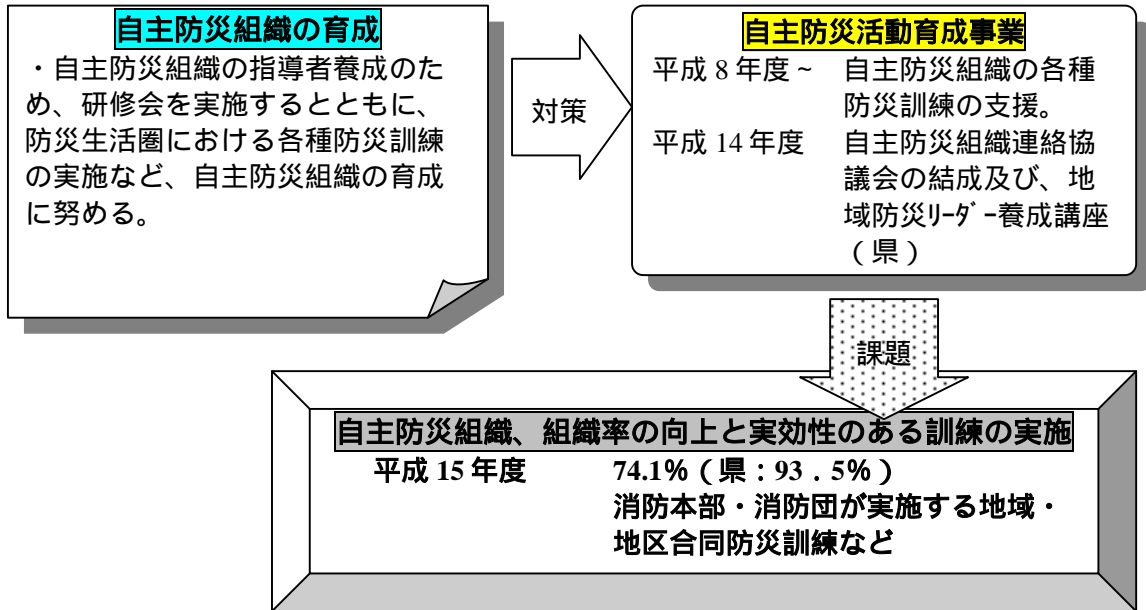
地域活動ステーション事業

平成11～15年度 生活復興県民ネットの補助制度を活用し、団体・グループの情報交換、交流の推進を支援

課題

- 防災意識の普及・啓発、自主防災組織の育成
- 平成17年度以降、地域活動ステーション事業(県)廃止後の対応について検討する。
- 地域に応じた訓練とレベルアップ
- 立ち入り検査要員の確保
- 制度の周知徹底と点検対象外の防火対象物関係者に対する防火防災意識の啓発手段
- 南海・東南海地震への備えとしての啓発活動のより有効な実施
- 阪神・淡路大震災の記憶を風化させないためのメモリアル事業の拡充

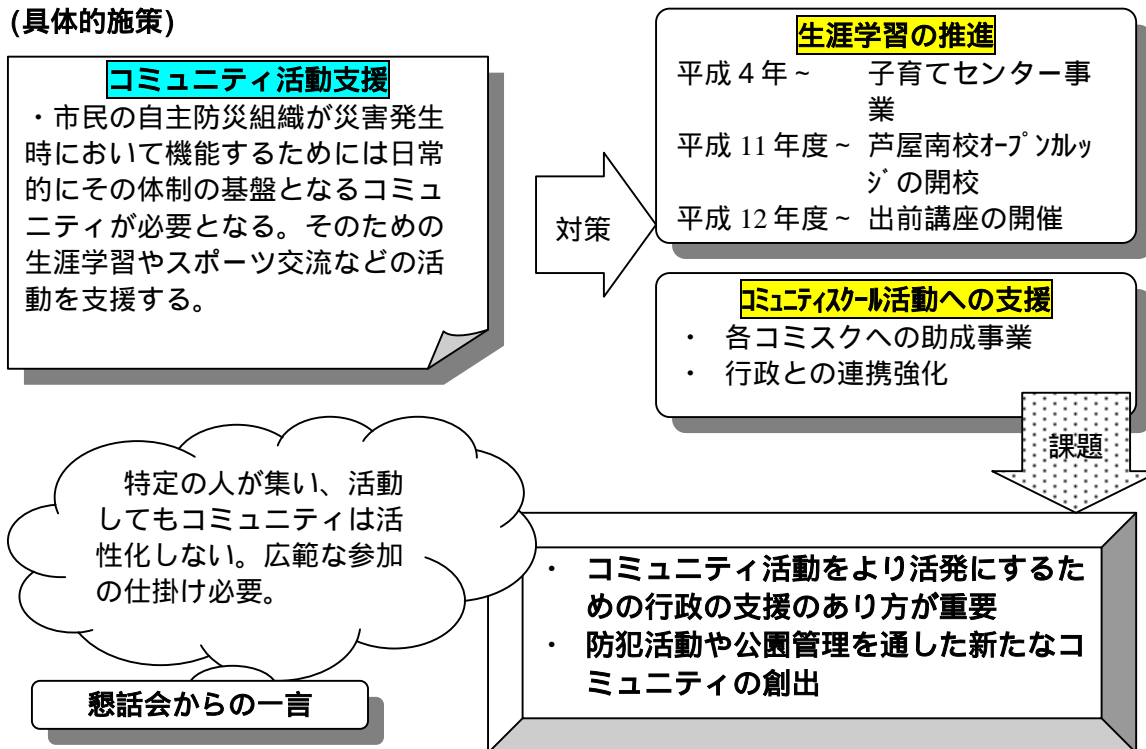
(具体的施策)



実施率向上も大切だが、むしろ参加しやすい工夫と壮年層を取り込むことが重要である。

懇話会からの一言

(具体的施策)



特定の人が集い、活動してもコミュニティは活性化しない。広範な参加の仕掛け必要。

懇話会からの一言

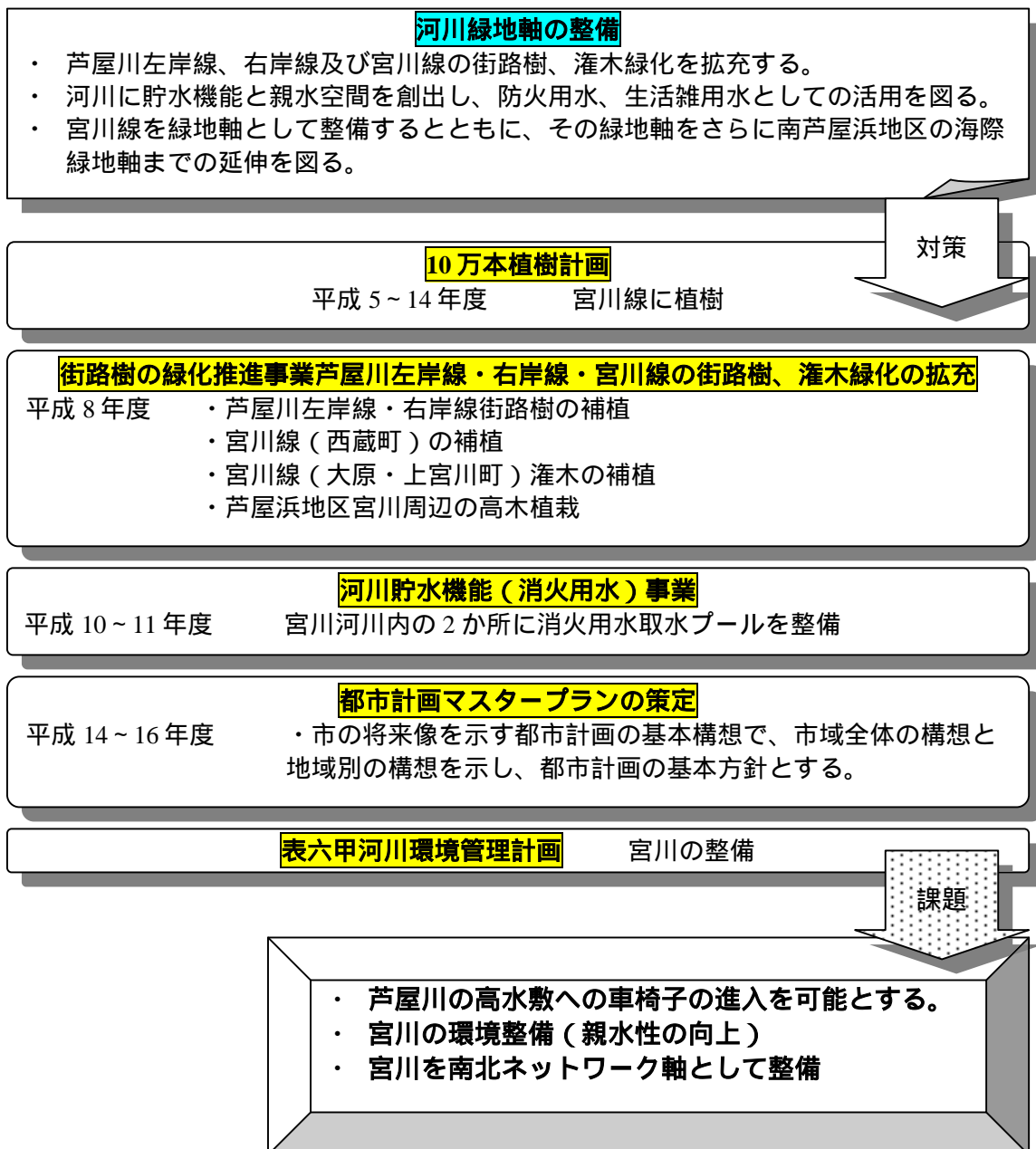
2. 市街地の復興

(1) 防災緑地軸の整備

- 大震災時に同時多発する火災に対して、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、さらには二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動への阻害要因を排除するために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。

なお、沿道建築物については不燃化を推進する。

(具体的施策)



(具体的施策)

街路緑地軸の整備

- ・ 南北方向の稲荷山線～山麓線（岩園保育所前～岩園隧道西詰）、芦屋中央線、松浜線～川東線、東西方向の防潮堤線、山手幹線、朝日ヶ丘線の街路樹及び灌木緑化を拡充する
- ・ 国道2号、国道43号の緑化を推進する。

対策

都市計画マスタープランの策定 平成14～16年度

10万本植樹計画 平成5～14年度

芦屋中央線街路事業

昭和57～平成7年度 本市の中央部を縦断する南北の幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、国道43号～防潮堤線までを拡幅整備した。
 区間：国道43号～防潮堤 延長569m
 幅員：20m
 植樹帯を設置し高木・低木を植栽、歩道部に旧大溝川を復元しせせらぎを設置。

山手幹線街路事業

平成5～21年度 阪神間を結ぶ東西の地域幹線道路として、地域の円滑な交通処理と都市機能を向上させるとともに、広域避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯などの都市防災機能の強化を図るため、3工区に区分して街路事業により実施した。
 幅員：22～34m 植樹帯を設置

平成5～16年度	大原工区（駅前再開発～宮川線）	延長269m
平成7～21年度	西工区（駅前再開発～神戸市境）	延長1098m
平成10～18年度	東工区（宮川線～西宮市境）	延長778m

川西線街路事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地地区画整理事業

平成7～14年度 本市の芦屋川以西地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、被災した白橋の災害復旧工事との合併施行で拡幅した。
 区間：国道2号～山手幹線 延長341m
 幅員：20m

対策
つづき



稲荷山線～山麓線・芦屋中央線・松浜線～川東線・防潮堤線・朝日ヶ丘線

平成8年度の朝日ヶ丘線や山麓線（山手町・朝日ヶ丘町）の街路樹の補植を皮切りに平成12年度までの間に都市計画街路、市道ともに街路樹の拡充に努めた。

課題

- ・ 防災に配慮し、また四季を感じる街路樹を整備
- ・ 事業の必要性について沿線住民の理解を得る。
- ・ 芦屋川トンネル工事に際しては、既存樹木の移植などによる保全を図る。
- ・ 環境対策についての理解と協力を得る。
- ・ 道路植栽及びポケットパークの維持管理に地元の理解と協力を求める。

(具体的施策)

山麓緑地軸の整備

地滑り・土石流を抑制するため山麓部の緑地を保全・育成する。

対策

都市計画マスタープランの策定

六甲山グリーンベルト整備事業への協力

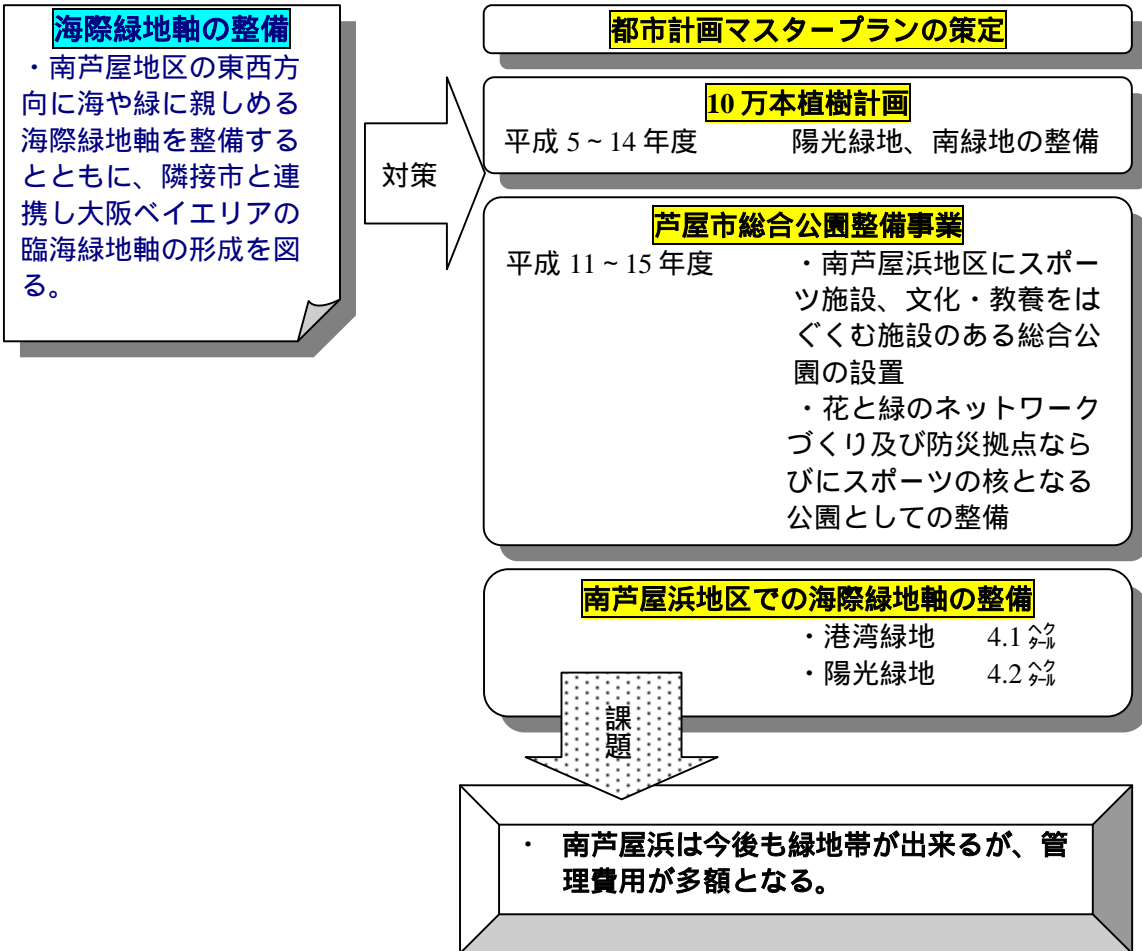
平成7年度 事業主体は国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所だが、阪神淡路震災復興計画の主要プロジェクトに位置付けて実施されたことから積極的に参加・協力、市街地に隣接する六甲山系の山腹斜面を一連の植樹帯として整備した。

課題

- ・ 六甲山グリーンベルト整備事業の効果的なPR方法と市民の意向を把握し反映する仕組みについて検討・確立
- ・ 市民参加による森林整備を進めるための条件整備
- ・ 市街化区域における山麓の緑地は、保護樹林や生産緑地として指定されており、地主がなくなられたとき、相続税等の問題で指定解除を望まれる。



(具体的施策)



緑地の整備に限らず、市街地の復興を目指す場合には、その計画段階からの市民参加を促し、その必要性や緊急性などをともに理解しながら協働で進めていくことが重要である。

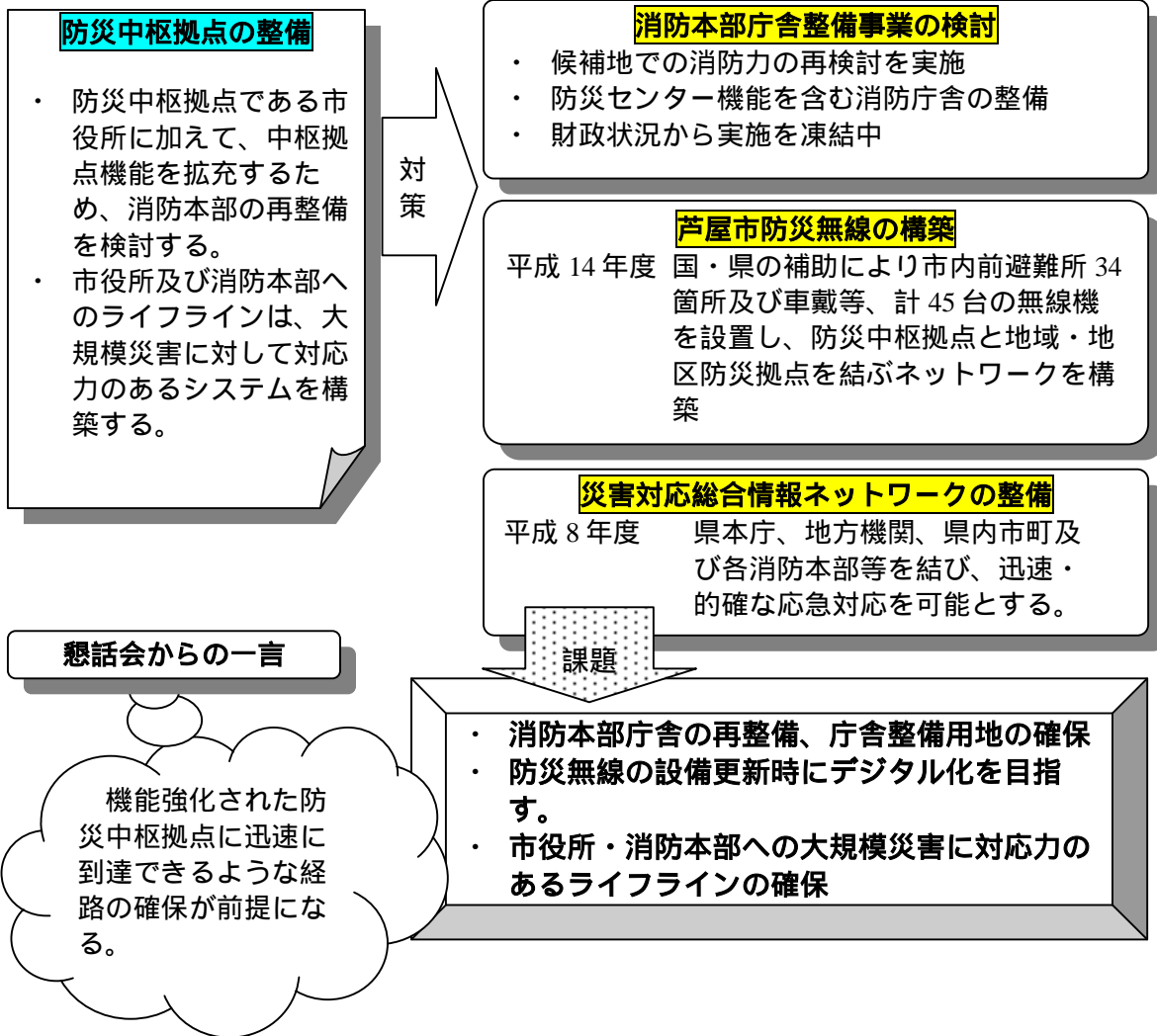
懇話会からの一言



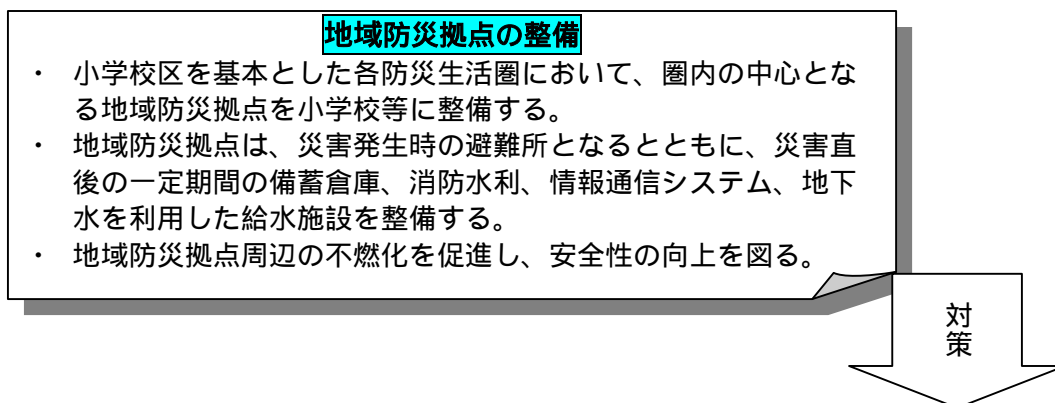
(2) 防災生活圈・防災拠点の整備

- あらゆる種類、規模の災害を想定した防災計画に基づく防災生活圈を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中枢拠点、広域避難地などの広域的エリアを対象とする防災拠点の整備を図る。

(具体的施策)



(具体的施策)



地域防災拠点整備事業（地域地区住民が震災時に使用するための整備）

平成8年度 小学校区及び市総合公園に100t飲料水兼用貯水槽を設置し、あわせて、50㎡防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し防災機能の整備を図ることにより、災害発生時における避難所機能の増進を図る。

芦屋市防災無線の構築

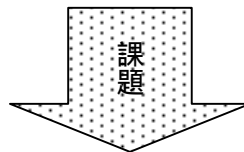
防災用非常備蓄品の整備

井戸水の確保

平成9～11年度 小槌幼稚園、精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するための井戸を掘削。

各校園施設防災整備事業

- 平成8年度
 - ・西山幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置
 - ・打出浜小学校に非常用照明設備設置
- 平成9年度
 - ・精道中学校に非常用照明設備・炊事設備設置
 - ・伊勢幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置
 - ・朝日ヶ丘小学校に非常用照明設備設置
 - ・山手中学校に非常用照明設備・炊事設備設置
- 平成10年度
 - ・小槌幼稚園に井水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置
 - ・浜風小学校に非常用照明設備設置
 - ・潮見中学校に非常用照明設備・炊事設備設置
- 平成11年度
 - ・浜風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置
 - ・宮川小学校に非常用照明設備設置
 - ・精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置
- 平成12年度
 - ・山手小学校に非常用照明設備設置
- 平成13年度
 - ・岩園小学校に防災倉庫・非常用照明設備設置



防災拠点の整備

- ・ 残る拠点整備の早期完了

水槽の点検・整備

- ・ 平成19年度には精道小学校に100t耐震性飲料・消火兼用貯水槽を設置

平時からの防災用資機材の活用

- ・ 地域の祭りなど、平時より防災用資機材を積極的に活用し、使用方法を熟知する
- ・ 地域の実情に応じた防災訓練の実施

(具体的施策)

地区防災拠点の整備

- ・ 災害時の一時的な避難場所としての機能に加えて、住民による防災活動を支援するため、各防災生活圏内の地区集会所、公園等に防災水槽を整備するとともに、初期消火用資機材、救助救出等資機材を備えた防災倉庫を整備する。

対策

地区防災拠点整備事業 平成8年度～

防災用非常備蓄品の整備 平成14年度

芦屋市防災無線の構築 平成14年度

課題

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 地区住民の防災意識の啓発
- ・ 高齢者対策
- ・ 平時における防災倉庫資機材の活用
- ・ 防災用非常用備蓄品の内容・数量の再検討

懇話会からの一言

地区防災拠点整備と同時に避難経路の整備、及び確保が重要。訓練では通れた道路がごとごとく倒壊家屋でふさがれたのが阪神・淡路大震災である。

(具体的施策)

広域避難地の整備

- ・ 市街地の大火に対する安全性を確保するため、避難者を収容できる不燃空間として、海際緑地核として整備する南芦屋浜地区の総合公園、及び山際緑地核として整備する霊園ならびにその周辺を広域避難地とし、防災機能の拡充を図る。
- ・ 広域避難地において、消防水利、情報通信システム、給水施設を整備する。

対策

地域防災拠点整備事業 平成8年度～

防災倉庫収納資機材の整備 平成14年度

芦屋市総合公園整備事業 平成11～15年度

霊園災害復旧事業 平成6～7年度

課題

- ・ 住民移動経路計画の策定・訓練
- ・ 霊園、及びその周辺の避難地としての設備拡充

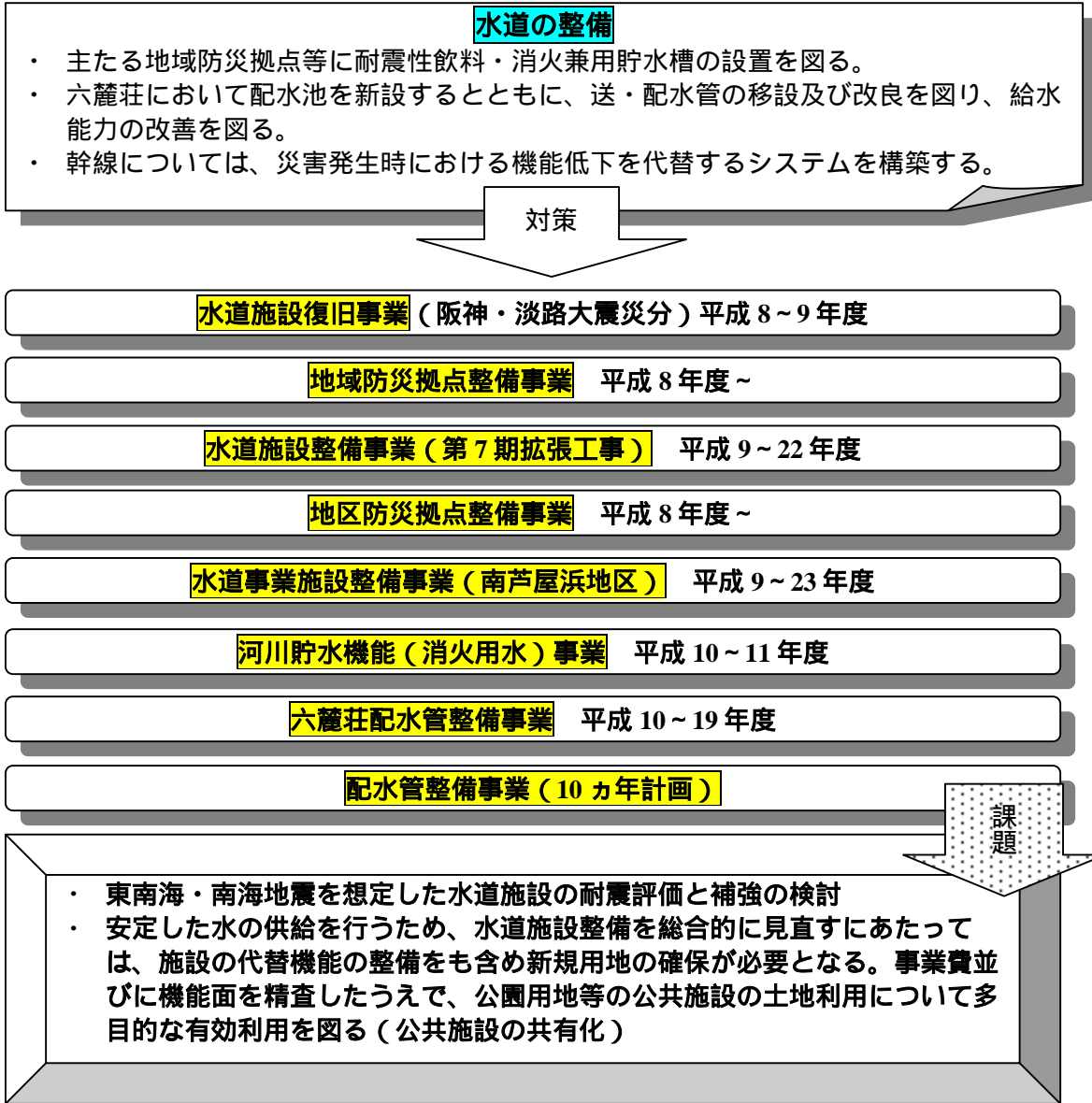
懇話会からの一言

自主避難行動体系(マニュアル・訓練)の確立と安全な避難経路の確保が重要である。

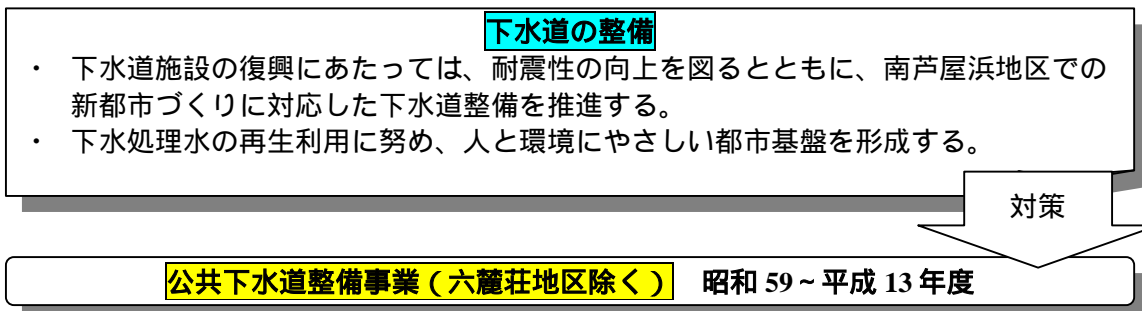
(3) ライフラインの整備

- あらゆる災害に対して、被害を最小限に食い止めるためのライフラインの整備を図る。

(具体的施策)



(具体的施策)



六麓荘地区都市基盤整備事業（下水道・道路整備） 平成6～19年度

大東ポンプ場（復旧・改良） 平成7年度

芦屋下水処理場放流渠（復旧・改良） 平成7・8年度

下水処理場・ポンプ場施設設備改修事業 平成7～16年度

第8次下水道整備7カ年計画（雨水整備） 平成8～15年度

南芦屋浜下水道整備事業（新設） 平成9～12年度

課題

懇話会からの一言

汚泥処理に限らず広域行政において効率的に処理する方法はこれからつながる重要な仕組み。公平な費用負担と住民理解を得るように努める。

- ・ 下水道管路の耐震性強化
- ・ 公共用水域の水質汚濁防止
- ・ 都市化に伴う雨水流出量の抑制
- ・ 南芦屋浜下水処理場整備事業の継続実施

（具体的施策）

兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進

- ・ 下水処理場から発生する汚泥を広域的、効率的かつ安定的に処理する事業（エースプラン）の推進

対策

兵庫東流域下水汚泥処理事業
（平成13年3月より参加）



課題

- ・ 不純物を取り除くため、し渣除去設備、汚泥洗浄設備の設置が必要となった

(具体的施策)

交通ネットワークの整備

- ・ 東西方向については、広域的避難、救援物資等の輸送能力の増強を図るために、広域幹線道路である国道2号、国道43号を補完する道路として本市と隣接市を結ぶ地域幹線道路の整備を図る。
- ・ 南北方向については、現状では市街地を南北に貫く主たる道路は宮川線のみであるため、南北方向のコミュニティ交流を促進するとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路を確保するため、市街地を南北に貫く都市計画道路の一層の整備を図る。
- ・ 既存の中央緑道、江尻川緑道に加え本市内に歩行者路、歩車共存道路等の整備を進め、歩行者路のネットワーク化を図る。
- ・ 空経由での避難や救援物資供給のために、奥池地区、山麓地区及び南芦屋浜地区において、臨時ヘリポートの空間を確保する。
また、南芦屋浜地区で海からのアクセスの整備を図る。

対策

都市計画マスタープランの策定

山手幹線街路事業

県道東灘芦屋線

芦屋中央線街路事業

芦屋中央線JR神戸線立体交差

川西線街路事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

松浜線街路事業

稻荷山線街路事業

芦屋市サイン計画

道路交通の安全と円滑を図るとともに、案内・誘導の機能を果たすサインの設置(車両系36基)
平成9年度 車両系サインを11基設置

海浜部交通アクセスの整備

平成8年度 南芦屋浜地区の東側護岸(フリーゾーンの東側部)を災害時の指令船、救援船の着岸護岸並びに救援物資の荷降ろし場として整備
ヘリポートの臨時離発着場として総合公園を位置付け確保
護岸は8年度に耐震強化護岸とした
総合公園は平成16年4月にオープン

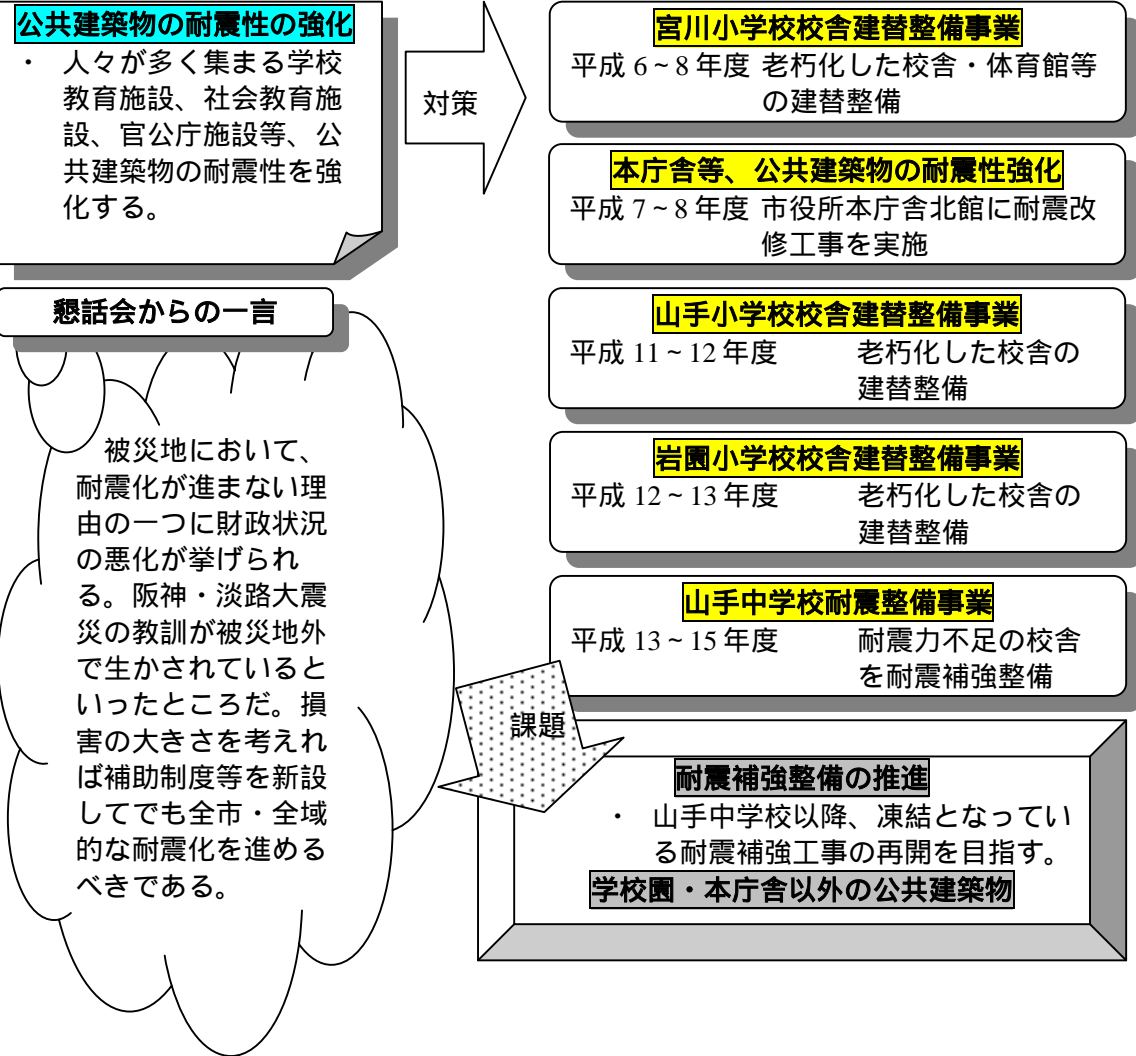
課題

- ・ 東西交通に比して、南北交通ネットワークが脆弱、円滑な交通処理及び歩行者の安全確保が急務。
- ・ 松浜線・稻荷山線の整備に関しては財政状況の悪化に伴い事業が凍結されているが、早期着手を目指して全市的に取り組む必要がある。
- ・ 芦屋市サイン計画の残事業個所の早期整備。

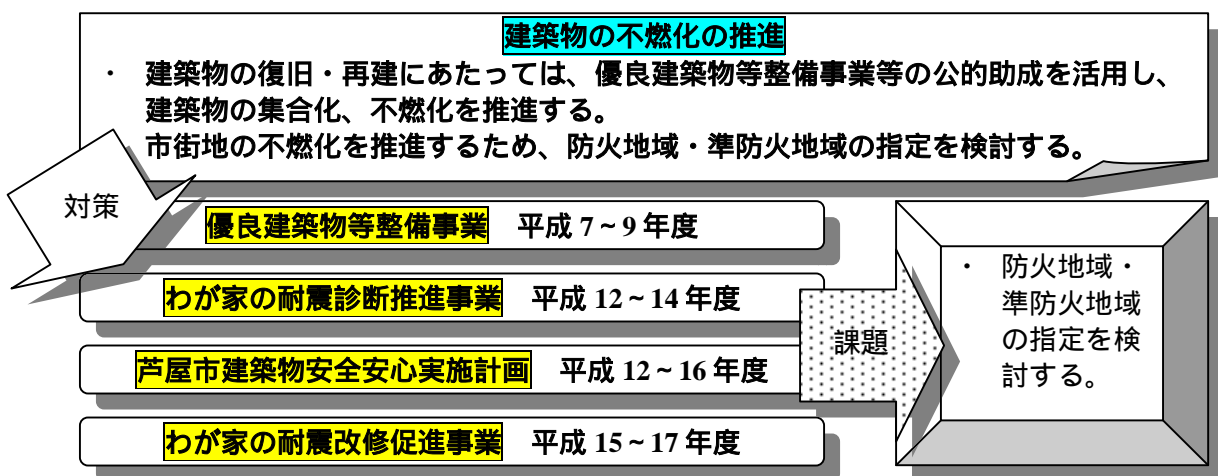
(4) 建築物の耐震・不燃化の推進

人命の尊重を第一に考えた建築物の耐震・不燃化を推進する。

(具体的施策)



(具体的施策)



(5) 崖崩れ、水害対策

○ 地震・火災対策に加え、崖崩れ、水害等の災害対策を講じる。

(具体的施策)

崖崩れ対策

- 山間部の緑地保全と保水機能の向上を図るよう関係機関に働きかける。
- 局地的な崖崩れのための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。

水害対策

- 崩壊斜面の復旧に際しては、植林化等により保水機能の向上に努める。
- 芦屋川、宮川の水害対策のための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。

対策

- 六甲山グリーンベルト整備事業への協力
- 危険個所居住世帯非常時順次通報装置登録
- 懇話会からの一言

登録者数の増加を目指した取り組みの強化が必要!

懇話会からの一言

- 広報あしや「防災特集」臨時号発行

広報内容が周知され、防災意識の向上へとつながるよう、説明会の実施や訓練が必要!

懇話会からの一言

- 危険個所のパトロール

地域ぐるみの危険個所パトロールの実現に向けた仕組みづくりが必要!

懇話会からの一言

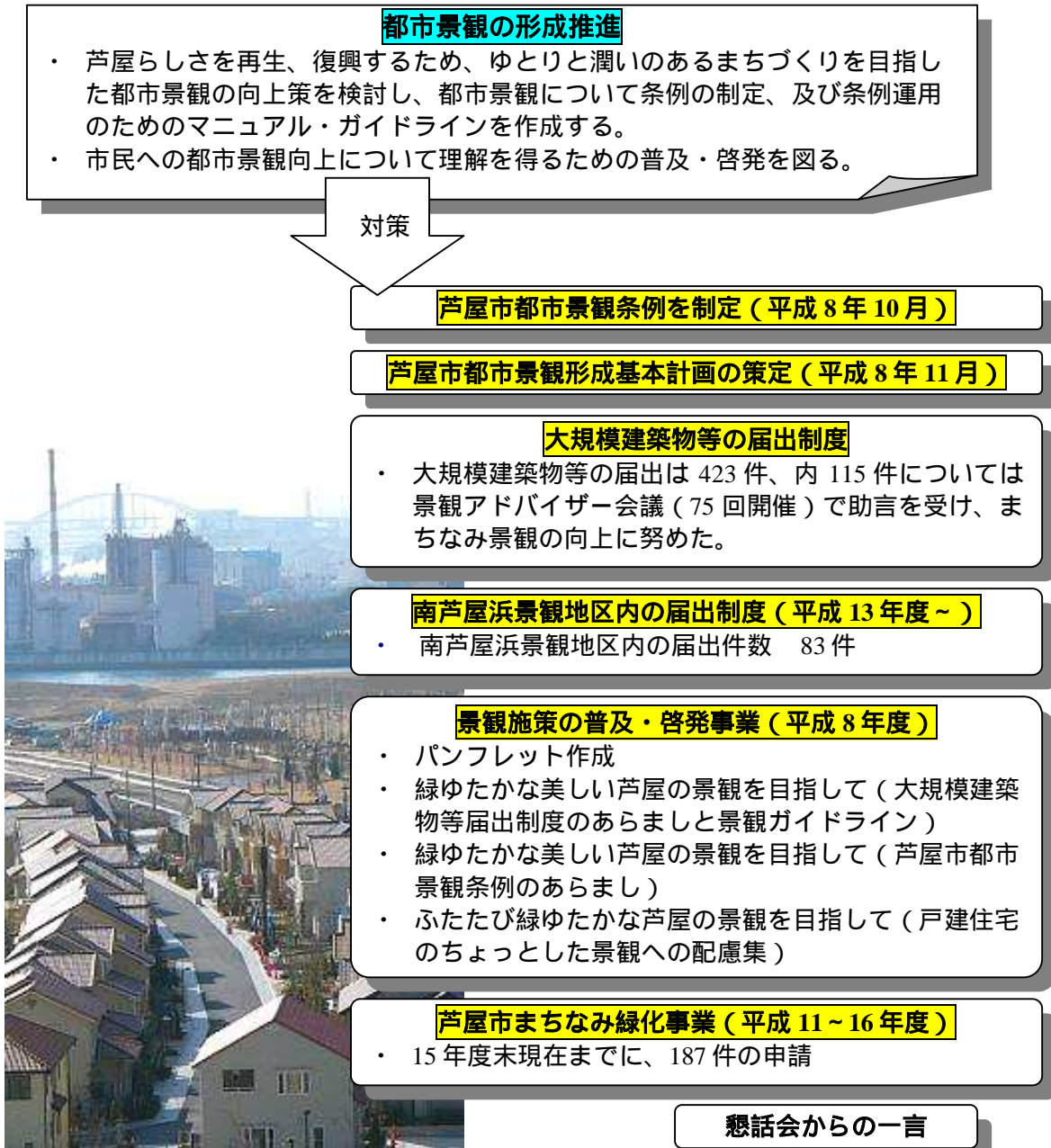
- ワークショップの開催等、参加型の協働手法の中から住民参加の森林整備を促進!



(6) 市街地環境の復興

- 災害に対する対応力の強化を図るとともに、ゆとりと潤いのある都市環境づくりに努める。

(具体的施策)



市民・事業者・行政が一体となった都市景観の形成推進のためには、一層の相互理解と意識向上に向けた取り組みが必要!

都市緑化の推進

- 水と緑ゆたかな市街地環境を創出するために、「芦屋市都市緑化推進基本計画」に基づき、公共施設及び民有地の緑化を推進し「花と緑いっぱい」のまちづくり計画」を継続実施する。

対策

芦屋庭園都市宣言（平成16年1月1日）

- 庭園都市・市民ワークショップでまとめられたアクションプログラムを進め、平成18年度「のじぎく兵庫国体」を花と緑でいっぱいにするを当面の目標にする。

10万本植樹計画（平成5～14年度）

- 植樹本数 116,668本
- 緑被面積 29㍉

マンション等、住宅地の細分化により既存緑地の減少に関しては、芦屋市景観アドバイザー会議等による助言や指導により景観向上に努める。

課題

「生垣化助成事業」増額実施
花と緑いっぱいの名所づくり制度
芦屋市民記念植樹事業の実施

平成7年度 生垣等設置助成制度の助成対象工事の算定基礎、助成率及び交付限度額改定を実施

平成11年度 まちなみ緑化助成制度の創設

平成10年度 花と緑いっぱいの名所（10選）を決定

平成15年度 花と緑いっぱいの名所を追加（芦屋市中央公園・ウメ）

平成10～16年度 芦屋市民記念植樹事業を陽光緑地及び総合公園で実施

懇話会からの一言

芦屋市庭園都市宣言は、市の一つの方向性として重要である。あとは、どう具体的に実現に向けた取り組みを進めるか。職員の創意工夫が求められる。



(7) 地域別まちづくりの推進

- 地域ごとの家屋の被災状況、及び防災上や生活環境上の基盤整備状況に応じた市街地の整備を図る。また、用途地域の見直しや、都市計画マスタープランについては、防災まちづくりの視点から検討する。

(具体的施策)

山麓部緑地ゾーンの復興

- ・ 当ゾーンは、市街化調整区域であり、かつ、砂防指定地、宅地造成規制区域等に指定されているが、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生しており、治山、砂防について関係機関に整備促進を要請する。
- ・ 災害を防ぐために、市街地に近接する山麓部において、地滑り防止、崖崩れ防止等の事業促進を図り、市街地の安全確保を図る。

対策

六甲山グリーンベルト事業への協力

広報あしや「防災特集」臨時号発行

課題

六甲山グリーンベルト事業のPRや森林整備を進めるための市民合意と参加を促す仕掛けづくりが急務

懇話会からの一言

急傾斜地、危険宅地等に関する防災啓発活動については日頃のコミュニティが事前の見回り活動などで生かされることと、災害発生時における情報伝達力が決め手となる。

(具体的施策)

山麓部市街地ゾーンの復興

- ・ 当ゾーンも概ね傾斜地であり、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生している。また、芦屋川、宮川への雨水流出抑制にも配慮する必要がある。このため、芦屋川と宮川の治水対策を関係機関に要望するとともに、崖崩れ、水害等に対する警戒避難体制の確立を図る。
- ・ 当ゾーンの被災状況は、市域の中で相対的に全半壊家屋が少ない。また、道路基盤が比較的整っており、原則的には個別建替を支援する。
- ・ 学校等の防災拠点へ遠い住宅地も存在しており、かつ、延焼遮断帯となる広幅員道路も少ないため、防災生活圏の形成、自主防災組織の育成などの社会環境整備を進めるとともに、避難路の整備を図る。
- ・ 宅地の復旧にあたっては、専門家による技術指導を始め、支援策を検討する。

対策

危険宅地等宅地防災事務

- ・ 危険宅地防災パトロールの実施
- ・ 宅地防災相談
- ・ 被災宅地危険度判定制度に係る事務

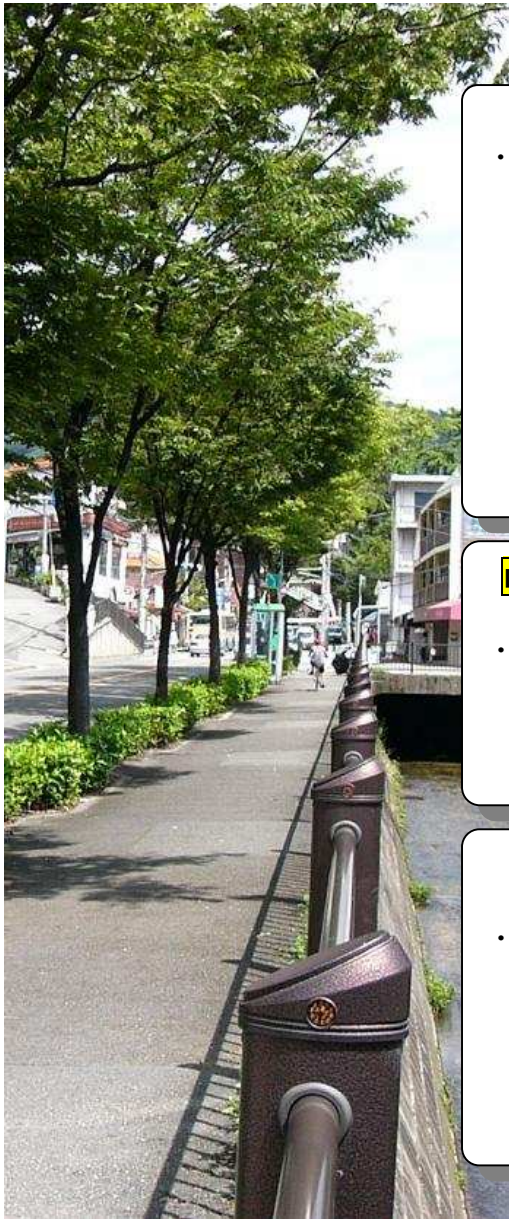
芦屋市被災宅地

二次災害防止対策事業

広報あしや「防災特集」臨時号発行

自主防災活動育成事業

(平成8年度～)



対策
つづき

芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度

- ・ 崖崩れや土砂の流出、地盤沈下などにより災害発生の恐れのある、または被災した既成宅地や急傾斜地所有者が、災害に強いまちづくりをするために擁壁や排水施設の設置、改造等の工事を行うにあたり、住宅金融公庫から災害復興宅地資金及び宅地防災工事資金の融資を受けた場合で、その工事資金の不足分について、金融機関への融資の斡旋を行う制度で、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による利子補給制度も併用できた。

**山手第一地区（東芦屋地区）都市環境整備事業
（平成7年度～）**

- ・ 都市計画道路山手線や狭隘道路を整備し、また、まちづくりのルールを定め、人と自然と都市が調和した安全で住みよいまちを目指し、地元協議会で取り組まれた。

**芦屋市災害復興住宅特別融資制度
（平成7年度～平成16年度）**

- ・ 阪神・淡路大震災により被害を受けた方に、一刻も早く自らの住宅を確保し、早期に再建、復興を図っていただくため、芦屋市が資金の一部を預託して取り扱い金融機関から融資を受けられるようにしている制度（個人向け）

課題

- ・ 芦屋市被災宅地二次災害防止対策事業助成金等の交付要綱については、阪神・淡路大震災に限定するのではなく制度の常設が必要。
- ・ 芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋補助金交付要綱を設けたが、執行にあたっては状況に応じた予算措置等が出来るように整理しておくことが必要。
- ・ 道路拡幅等による避難経路の確保が課題。

(具体的施策)

中心市街地ゾーンの復興

- ・ 全半壊家屋が多い地域で、狭小道路等が多く、また公園等の生活基盤も未整備な地区は土地区画整理事業や市街地再開発事業、住環境整備事業により公園や歩行者路のネットワーク化、道路緑化、水空間の創出など、アメニティ豊かな環境として整備を図る。
- ・ 地域中心核において、商業文化に加え、文化・芸術等の本市の新しい魅力につながる都市機能の整備を図るとともに、芦屋のシンボルとなる都市景観の創出に努める。
- ・ 市街地の復興整備を踏まえた駐車場整備地区の指定を行うとともにJR芦屋駅周辺において公共駐車場の整備を図る。
- ・ 全半壊家屋が多いが、道路基盤が比較的整っているところでは、公共的空地の確保などの周辺市街地の環境向上につながる民間主導による住宅建設の共同建替について、優良建築物等整備事業制度等により支援していく。また、協調建替、個別建替などについても支援する。
- ・ 全半壊家屋が少なく、道路基盤が比較的整っている地区は、原則的には個別建替を支援していく。土地所有者等の意向によっては、隣接土地所有者等との共同・協調建替を支援する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- 既設の公光公園(1,058㎡)に加え、防火水槽、備蓄倉庫、ピオトープ池を備えた大槻公園(2,500㎡)や防火水槽を備えた茶屋公園(1,000㎡)を整備した。
- ・ 地域防災拠点の精道小学校への主要な避難経路となる川東線へつながるコミュニティ道路を東西に配置し、歩行者動線を確保するとともに、街路樹により道路緑化を図った。
 - ・ 地区内の狭小宅地等の再建支援のため、建物の共同・協調建替の意向調査を行ない、勉強会、相談会を開催し、再建支援を行った。
 - ・ 大槻公園、茶屋公園の整備及び公光公園の更新整備

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 防火水槽、備蓄倉庫、ピオトープ池を備えた前田公園(2,000㎡)や清水公園(1,100㎡)を整備した。
- ・ コミュニティ道路などでは、道路にふくらしみを持たせて設けた広場に植栽を施したり、井戸を設け親水空間を創出するとともに、街路樹により道路緑化を図った。
- ・ 地区内の狭小宅地の再建支援のため、建物の共同・協調化の希望把握を行ない、勉強会で再提案などの話し合いを行った。

芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 土地区画整理事業により、津知公園を拡張整備するとともに5箇所の小公園と2箇所の緑地を設けた。
- ・ コミュニティ道路を地区内東西・南北に適宜配置し、歩行者動線を整備するとともに街路樹による道路緑化を図った。
- ・ 地区内の狭小宅地の再建支援のため、建物の共同・協調化の希望把握を行い、勉強会で再提案などの話し合いを行った。
- ・ 津知公園の拡幅整備

芦屋市災害復興住宅特別融資制度

都市計画マスタープランの策定



住宅市街地整備総合支援事業

(平成7～12年度)

- ・ 事業区域内で実施する公共事業に伴い、住宅を失った者の受け皿住宅を4地区で99戸建設した。
- ・ 関連公共整備として、芦屋中央地区で大榭公園を整備した。

優良建築物等整備事業

(平成8～14年度)

- ・ 被災を受けたマンション等の建替等を支援するため、当該事業の要綱を7年度に制定した。
- ・ 中心市街地内でマンション建替・共同建替市街地環境形成タイプによる住宅建設は20地区で、1,337戸に及んだ。

若宮地区震災復興住環境整備事業

(平成7～13年度)

- ・ 早期に安全で快適なまちに復興するよう、地元協議会と市が協働で住環境整備事業でのまちづくりに取り組んだ。
- ・ 若宮町住宅は6棟92戸建設し、道路約4,270㎡、広場・緑地計6箇所、約2,170㎡、集会所1箇所、防災倉庫1箇所、防火水槽2箇所(60t/箇所)を整備した。

J R芦屋駅南地区市街地再開発事業

平成10年度にまちづくり研究会を発足、11年度には第一次、12年度には第二次のまちづくり提案を市に提出し共同して事業を進めた。

- ・ 震災後の市の財政状況の悪化に伴い、事業着手を延期している。

(各事業に共通する課題)

課題

課題

- ・ 震災復興事業として早期の着手・完成を目指したため、施行者側として地域の意見をまとめる時間が限られたことから時として意思疎通を欠くことがあった。日常的なコミュニティの仕掛けが必要である。
- ・ J R芦屋駅南地区の整備

懇話会からの一言

今後は、平時から地域と行政がまちづくりのあり方などについて十分な問題意識を共有し、コミュニケーションを図っておく必要がある。

(具体的施策)

海浜部新市街地ゾーンの復興

- ・ 芦屋浜地区は、市域の中では相対的に全壊家屋が少なく、かつ道路基盤が最も整っているため、原則的には個別修理を支援すると共に、液状化に対する県の技術支援を得る。
- ・ 南芦屋浜地区において、被災市街地の建替、移転等に連動した良質な住宅地の形成と共に、健康増進・福祉機能の充実を図り、自然環境と共生した未来型のまちづくりを関係機関とともに推進する。

対策

芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度

南芦屋浜地区のまちづくり(昭和46~平成23年度)

- ・ 平成7年度に21世紀を展望した、高齢社会への対応や、震災の住宅復興を早期に実現するための住宅用地の確保、防災活動拠点の確保、陸海空のアクセス機能・ライフラインの強化など、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの観点から、従来の南芦屋浜地区土地利用計画のまちづくりの基本方針に次の2点を追加した。

高齢社会に対応したまちづくり
災害に強いまちづくり

課題

南芦屋浜景観地区指定(平成13年度)

- ・ ウォーターフロントを生かした住宅・文化、海洋レクリエーションなど、多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを推進するため、景観地区に指定した。(平成13年8月1日)

南芦屋浜地区広告景観モデル地区の指定(平成13年度)

- ・ 地域の景観と調和した質の高い広告景観の形成を図るため、兵庫県屋外広告物条例第23条の規定に基づき、南芦屋浜地区広告景観モデル地区に指定した。(平成14年3月29日)

- ・ 液状化に対する支援として、阪神・淡路大震災に限定するのではなく、**制度の常設が必要**であると考える。
- ・ 補助金等の支援策については、通年、新規適用の予算措置は必要ないが**状況に応じた予算措置等**が出来るようにしておくことが必要



(8) 市民参加の市街地の復興

- 市街地の復興に当たっては、市民・事業所と行政が協働して推進する。

(具体的施策)

住民意向の把握

- ・ 各種調査を実施し、市民、事業所のまちづくりに対する意向の把握に努める。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- ・ 各種の会合等を通じて、絶えず住民意向を把握しながら事業の進捗を図った。
- ・ 現地相談所の開設、まちづくりニュースの発行、まちづくりアンケート調査2回、事業説明会2回、まちづくり説明会6回(延べ51回)、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、仮換地案個別説明会、権利者個別相談会、公園ワークショップ、工事説明会等々の開催ほか、まちづくり協議会開催のブロック別懇談会や勉強会等々への参加。

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

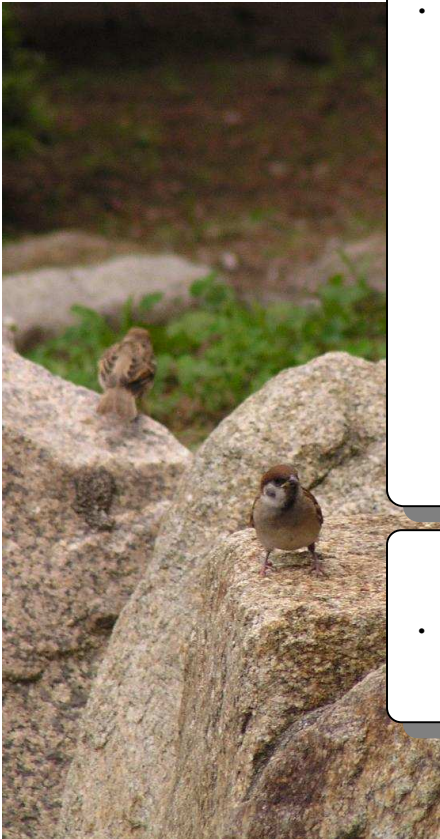
芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 各種の会合等を通じて、絶えず住民意向を把握しながら事業の進捗を図った。
- ・ 現地相談所の開設、まちづくり集会所開設、まちづくりニュース発行、まちづくりアンケート調査2回、まちづくり説明会2回(延べ24+36回)懇談会(延べ28回)、検討会5回、区画整理勉強会、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、事業計画説明会(2+2回)、権利者個別ヒアリング調査、小規模宅地取扱希望調査、換地意向相談会、仮換地案権利者個別説明会、換地設計個別説明会、権利者個別相談会、事業説明会、住市総住宅建設計画説明会、事業進捗にあわせた住民説明会、まちづくり提案作成住民ブロック会・ワークショップ(まちづくり提案、道路整備案、公園整備案、まちづくりルール案)まちなみ緑化勉強会、工事説明会等々の開催又は参加。

中央地区商店街経営者意向調査

(平成9年度)

- ・ 中央地区の50商店の経営者からの営業の再建計画や、商店街のあり方等についての意向を聞き取り調査した。



課題

- 住民意見を聞く場を設けても参加しない、参加できない住民への対応が困難。事業実施段階でクレームが出てくるのはこの層であり、工夫が必要。

広域商業診断事業（5年間隔で実施）
平成10年・15年

消費者動向調査、商店街等への来街者調査による消費者の意識調査及び経営者の意識調査を実施し、この結果を元に本市の商業再構築ビジョンを策定

芦屋市市民意識調査・芦屋市事業所アンケート調査
平成7年度

- 復興への支援策やまちづくりに対する要望等を震災復興計画に反映させるために実施

震災復興の市民生活に関するアンケート調査
平成12年度

- 震災が市民生活に及ぼした影響と現在の市民生活の実態を把握するために実施

まち・人・暮らし活性化推進アンケート
・市民ワークショップ調査
平成16年度

- 震災から10年の市民生活の現状把握とこれからのまちづくりのための意見を把握するために実施
(P123 P129 & 資料 3・4)

懇話会からの一言

平素から、まちづくりに関する無関心層を取り込んでおく工夫や仕掛けづくりが必要。コミュニティの活性化策を！



(具体的施策)

まちづくり協議会設立支援

- ・ 面的整備事業を行う地区については、住民によるまちづくり協議会の設立を支援する。

対策



芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- ・ まちづくり協議会設立のため、地元自治会、商店会等への働きかけ
- ・ 協議会活動への補助金交付
- ・ 活動に必要な資料及び情報の提供
- ・ 協議会活動のための場所の提供

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ まちづくり協議会設立のための資料や情報提供及び設立の呼びかけ
- ・ 協議会活動費の補助
- ・ 活動に必要な資料及び情報提供
- ・ 協議会活動のための場所の提供
- ・ アドバイザー2名を市から推薦

復興まちづくり支援事業

- ・ 平成11年度から復興基金による「復興まちづくり支援事業」のコンサルタント派遣、まちづくり活動助成を受け、平成12年12月に「業平町自治会まちづくり検討会」が設立され、業平地区地区計画策定の取り組みを進めた。

若宮地区震災復興住環境整備事業

- ・ 芦屋市補助金等の交付要綱に基づき、協議会を支援した。
- ・ 平成7年9月に「若宮地区まちづくり協議会」が設立された。
- ・ 役員会等は約200回開催され、市もオブザーバーとして参加した。
- ・ 平成14年12月に「若宮町まちづくり協議会」となり、現在は地区計画の取り組みを進めている。

JR芦屋駅南地区市街地再開発事業

- ・ 芦屋市まちづくり助成要綱に基づき研究会を支援した。
- ・ 平成10年6月に「JR芦屋駅南地区まちづくり研究会」が設立され、以後、「JR芦屋駅南地区まちづくり構想(第一次)」に引き続き、「JR芦屋駅南地区第2次まちづくり構想」を提案した。

山手第一地区（東芦屋地区）都市環境整備事業

- ・平成5年12月に「東芦屋まちづくりを考える会」が設立された。
- ・芦屋市まちづくり助成要綱に基づき支援した。平成8年7月に「東芦屋まちづくり協議会」となる。

課題

- ・まちづくり活動は、地域の意見を幅広く集約しながら進める必要があることから、協議会活動の主たるメンバーは地域の各種階層からの参加が望ましく、働きかけもするが、結果的には既存組織依存型の編成にならざるを得ない。打開策必要。

懇話会からの一言

今回は災害対応型が多く構築されたが、今後は日常的なまちの活性化を含めた「まちづくり構想」が必要になってくる。そのためにも、より幅広い年齢層からの参加がデザインされていく必要がある。

また、支援に関しても補助金の支出等にとどまらず人的、技術的、経験的な支援とともに協働と参画の新たな文化を構築する必要がある。

（具体的施策）

まちづくり専門家等の活用

- ・市民参加による市街地の復興において、まちづくり専門家又は機関の活用を図るため、その受け入れ体制を整備する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- まち協運営に弁護士の指導、助言を受けた。
- ・まち協活動を支援するため、コンサルタントを派遣した。
- ・経営コンサルタント、建築士、土地区画整理士、税理士等の参加を得て、まち協は相談会、勉強会、後援会等を開催した。

芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・まちづくりの専門家として協議会にアドバイザー2名（土地区画整理士・弁護士）を市から推薦し、協議会推薦の学識者3名をアドバイザーグループとしてまちづくり提案策定を進めた。
- ・まちづくり提案作成を支援するためコンサルタントを派遣した。
- ・復興基金の「復興まちづくり助成事業」の採択を受け、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣等の助成制度を活用した。

復興まちづくり支援事業

- ・ 楠町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、楠町西地区地区計画が決定された。
- ・ 業平町自治会まちづくり協議会の活動支援を行い、業平町地区地区計画が決定された。
- ・ 若宮町まちづくり協議会の活動支援を行い、若宮町地区地区計画の検討が進められている。

まちづくり支援事業

- ・ 浜風町1街区地区まちづくり協議会の活動支援を行い、芦屋浜シーサイドタウン浜風町1街区建築協定が締結された。
- ・ 浜風地区まちづくり協議会の活動支援を行い、浜風町南地区地区計画が決定された。
- ・ 潮見町南地区まちづくり協議会の活動支援を行い、潮見町南地区地区計画が決定された。
- ・ 緑町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、緑町西地区地区計画が決定された。
- ・ 奥池町地区まちづくり協議会の活動支援を行い、奥池町地区地区計画等の検討が進められている。
- ・ 奥池南町まちづくり協議会の活動支援を行い、奥池南町地区地区計画等の検討が進められている。

課題

- ・ まち協活動には専門家の協力が必要不可欠であり、西部地区では学識者3名を含むアドバイザー計5名がまち協活動を支援しているが、ボランティアでの参画となっているため、時間的・経済的な制約が大きい。今後は費用面を含む、専門家がより活動しやすい支援体制の整備が必要である。

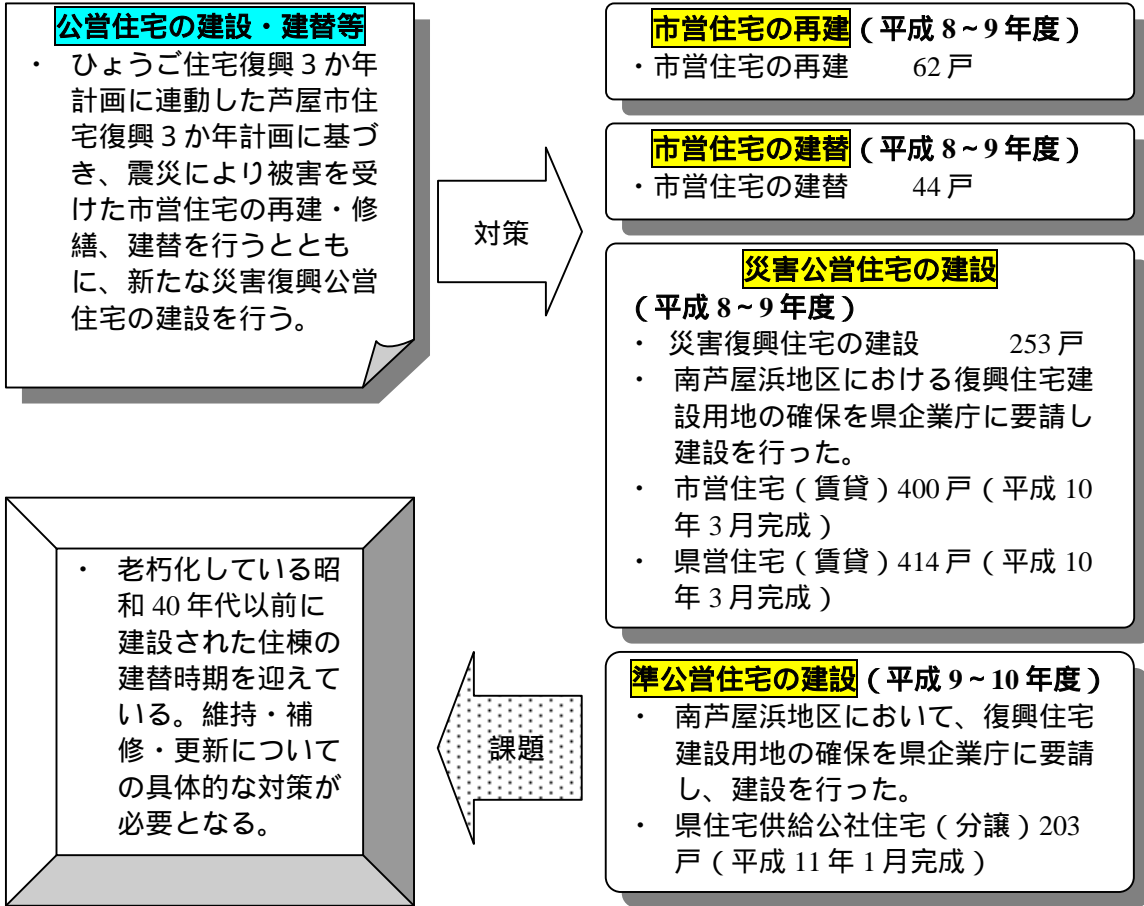


3. 住宅の復興

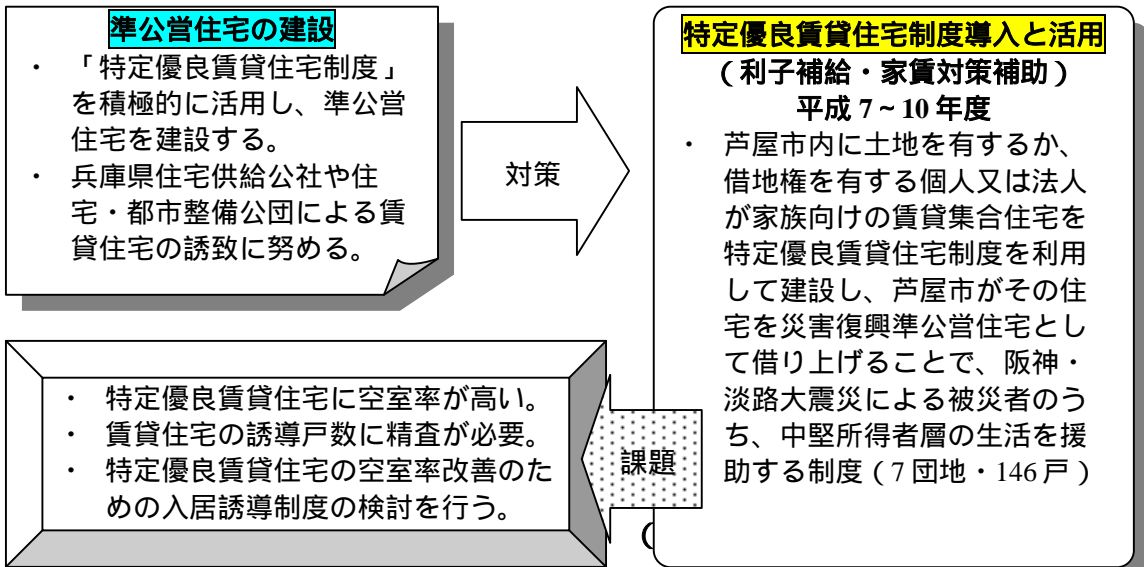
(1) 災害復興住宅の建設

○ 被害を受けた市営住宅の復旧とともに、被災者向けの災害復興住宅を建設する。

(具体的施策)



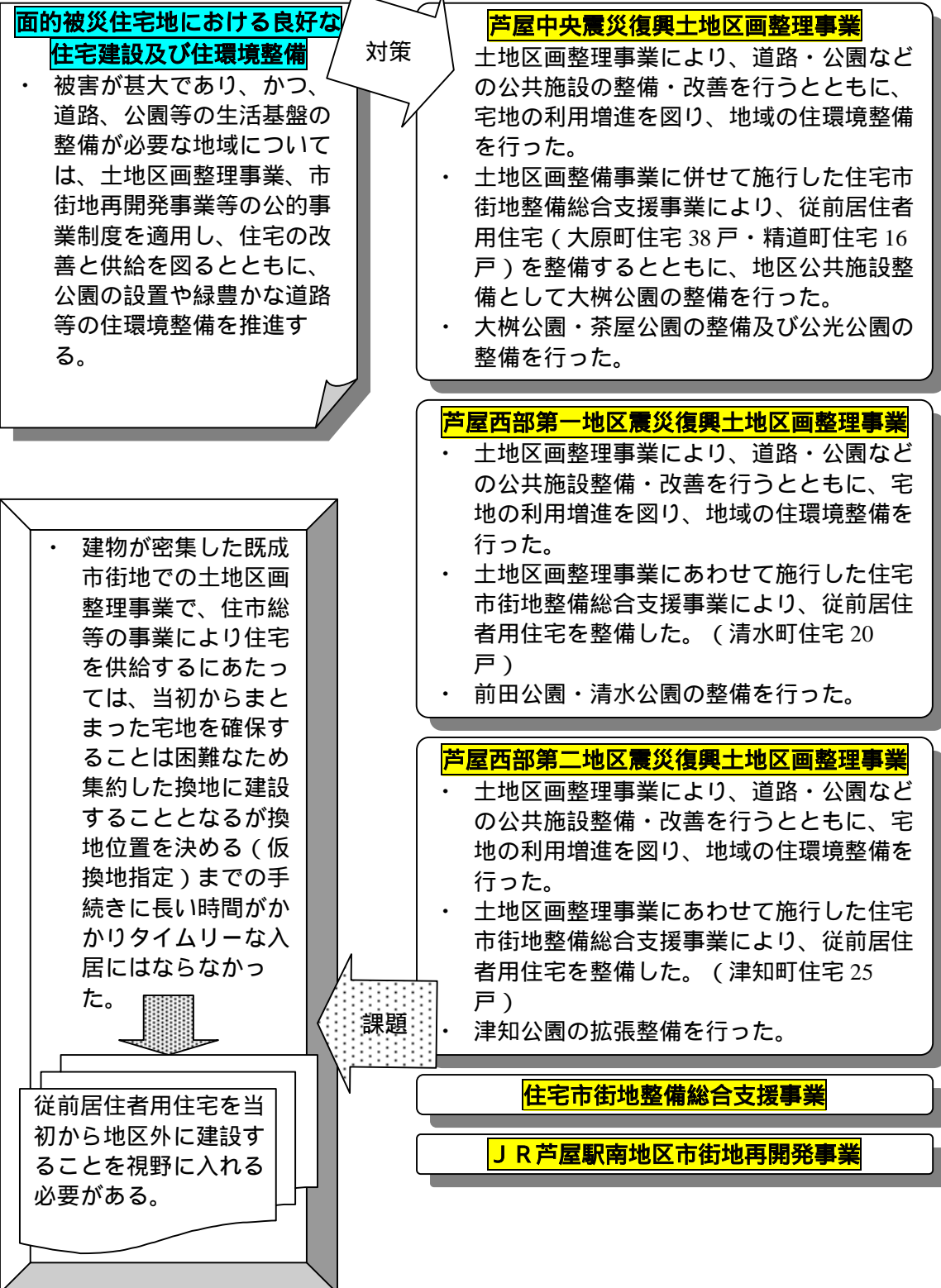
(具体的施策)



善と供給

- 面的に整備する住宅地については、より防災力を高めるとともに、緑豊かな住環境を形成する。

(具体的施策)



(具体的施策)

密集住宅地区の住宅改善

- ・ 小規模住宅などが密集している地区は、住環境整備事業により公共施設、生活関連施設の整備を含め住宅の集団的供給を図る。

対策

若宮地区震災復興住環境整備事業

平成 7～13 年度

- ・ 早期に安全で快適なまちに復興するよう地元協議会と市が協働で住環境整備事業に取り組んだ。
- ・ 若宮町住宅は 6 棟 92 戸建設し、道路約 4,270 m²、広場・緑地 6 か所約 2,170 m²、集会所 1 か所、防災倉庫 1 ヶ所、防火水槽 2 か所 (60 t / か所) を整備した。

(3) 住宅復興支援

住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同・協調化を誘導するなど、良好な住環境を形成する。

(具体的施策)

個別建替・修繕支援

- ・ 個別に建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋する。

集合住宅の建替・修繕支援

- ・ 集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋するとともに、建替においては優良建築物等整備事業制度による助成を活用できるように誘導する。
- ・ 再開発コーディネーター等の専門家の協力を得て、集合住宅の建替・修繕を支援する。

共同・協調化建替支援

- ・ 被災地の中で、複数の権利者が共同建替を行うもの、また個別建替の時に近隣と協調して建替を行うものについては、まちなみ景観デザイン・ガイドライン等により、公開空地、壁面後退等で公共的空間を確保した良好な住宅の形成を誘導する。
- ・ 県の民間住宅共同化支援制度 (利子補給) の活用を誘導する。
- ・ 一団として被災した住宅地等のうち、優良建築物等整備事業制度の適用要件に合致するものについては、助成を行い、復興の促進を図る。
- ・ 一団として被災した住宅地等で道路基盤が未整備は地区のうち、民間が共同して再開発事業を実施する場合、市街地再開発事業の要件に合致するものについては、同事業による助成を行い住宅等の整備を支援する。

対策

(財) 阪神・淡路大震災復興基金事業 (平成 7～17 年度)

- ・ 阪神・淡路大震災による被災者は、(財) 阪神・淡路大震災復興基金事業を利用することにより住宅金融公庫等より長期融資や利子補給を受けることが出来た。

【対象事業】

【対象事業】

(財) 阪神・淡路大震災復興基金事業

- ・ 被災者住宅購入支援事業
- ・ 被災者住宅再建支援事業（賃貸住宅を除く）
- ・ 被災マンション建替支援利子補給
- ・ 県・市町単独住宅融資利子補給
- ・ 住宅債務償還特別対策助成事業（二重ローン）
- ・ 高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給
- ・ 高齢者住宅再建支援事業
- ・ 隣地買い増し宅地規模拡大支援利子補給
- ・ 被災宅地二次災害防止対策事業

優良建築物等整備事業（平成7～13年度）

- ・ 被災した集合住宅等の建替を支援するため、当該事業の補助金交付要綱を平成7年度に制定した。
- ・ 集合住宅の建替については、マンション建替タイプで19地区1,367戸、市街地環境形成タイプで3地区148戸建設した。
- ・ 被災した戸建住宅等を、共同・協調化建替をする場合、優良建築物等整備事業、小規模共同建替等事業及び住宅市街地整備総合支援事業で支援することが出来る。
- ・ 優良建築物等整備事業で3地区61戸、小規模共同建替等事業で1地区4戸を建設した。
- ・ 優良建築物等整備事業について、復興に関しては、一定の目処がついたので、事業を終息する。

特例震災マンションの建替

- ・ 既存不適格であったマンション建替のため、震災特例許可を行なった。
- ・ 建築棟数

総合設計制度	12棟
高度地区特例許可	2棟

課題

懇話会からの一言

- ・ 要
- ・ 共同・協
- ・ 共同化
- ・ 要
- ・ 建
- ・ た集

事業量は財政的な面では十分に精査されるべきものだが、事業実施に際してはその市や市民が元来持っていた様々な文化を継承しながら慎重に実施されるべきである。

その意味からいえば、「できたこと・できなかったこと」よりも、むしろやらなかった事やり方や過程のなかで工夫したことなどのソフト面が今後引き継がれていくことが大切であり、その面からの総括・検証を行なって欲しい。

(具体的施策)

各種相談等の支援

- ・ 本市も参画している芦屋総合住宅相談所を活用して、住宅形態に応じた住宅復興に関する各種相談・指導及び情報提供を行なう。

対策

芦屋総合住宅相談所の開設

(平成7～11年度)

- ・ 阪神・淡路大震災により被害を受けられた方に、被災者の住宅にかかる諸問題についての相談と各種の情報提供等による支援を県・市で行なうための開設。

課題

支援体制の充実

- ・ 相談業務が多様多岐にわたるため、各分野部門からの応援体制の確立が必要である。



(4) 良質な居住環境の形成

新しい芦屋の景観の創出につながるとともに、良質な住環境を有する住宅供給を図る。

(具体的施策)

まちなみ景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導

- ・ まちなみ景観及び住環境に関するデザイン・ガイドラインを策定し、住宅の建替者に対して、調和の取れた景観形成の誘導を図る。

対策

景観施策の普及・啓発事業

(平成8年度)

- ・ パンフレット作成
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン)
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(芦屋市都市景観条例のあらまし)
- ・ ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(戸建住宅のちょっとした景観への配慮集)

大規模建築物等の届出制度

- ・ 大規模建築物等の届出は423件、南芦屋浜景観地区内の建築物等の届出は83件あり、115件については景観アドバイザー会議(75回)で、助言や指導を受け、まちなみ景観の向上につとめた。

遊戯施設・ホテルに対する規制

- ・ 芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例により規制(平成8年4月6日施行)

狭隘道路拡幅整備事業

平成12年度～

- ・ 建築基準法第42条第2項に規定される道路(幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定した物は、その中心から水平距離2mの線を道路とみなす。)等の拡幅を促進し、都市の防災性能とゆとりあるまちなみを形成する。

課題

- ・ 良質な居住空間の形成のため、建築主による2項道路部分の後退整備を誘導する。(2mのセットバック)

景観は長い歴史を経て、市民が創ってきた文化である。守るのも、育てるのも市民が主になって取り組むことが出来る仕掛け必要である。

懇話会からの一言

住宅の供給にあたっては、多様な方法により良質な住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した公的住宅を供給する。

(具体的施策)

良質な住宅の整備

- ・ 住宅の建設にあたっては、開発指導要綱等の遵守により、良質な住宅の整備が行われるようにする。
- ・ 良質な公的住宅の供給を県、公社、公団に要望する。
- ・ 市街地再開発事業地区において良質な公的住宅等の供給を図る。

対策

芦屋市住宅復興基本計画

(復興3か年計画)

- ・ 芦屋市住宅復興基本計画の策定

**宅地開発、建築物の建築行為にかかる
指導・審査**

- ・ 芦屋市宅地開発等指導要綱及び芦屋市すみよいまちづくりに関する指導要綱による指導・審査(平成12年6月30日廃止)
- ・ 芦屋市すみよいまちづくり条例、施行規則、まちづくり施策への協力に関する要綱及び技術基準による指導・審査(平成12年7月1日施行、平成14年7月1日改正)

課題

- ・ 条例制定後の社会状況の変化に適応しているかの検証が必要。
- ・ 市街地再開発事業地区内における公的住宅等の供給を検討。



(具体的施策)

高齢者や障害者対応の公的住宅の供給

・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。

対策



災害公営住宅の建設

(平成8~9年度)

- ・災害公営住宅における高齢者対応として、災害公営住宅はすべての住戸をバリアフリー仕様とし、一部の住戸では緊急通報システムを標準装備している。
- ・南芦屋浜地区の災害公営住宅ではシルバーハウジングの導入とともに、緊急時対応、安否確認を行うとともに生活援助員が配置されている。

住宅安心確保事業

大東町シルバーハウジング

南芦屋浜地区災害復興公営住宅

平成10年度

- ・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。
- ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の在宅支援を行う。

課題

- ・被災高齢者自立支援事業が平成16年度で終了が予定されている中、南芦屋浜地区災害復興公営住宅における24時間体制の維持。
- ・高齢者や障害者対応の公的住宅の必要戸数の把握と緊急時体制整備（緊急通報時の受け皿施設の確保）

高齢者・障害者対応の公的住宅の供給推進

- ・公的住宅において、高齢者・障害者向け住宅の確保を要望するとともに住宅の確保につとめる。

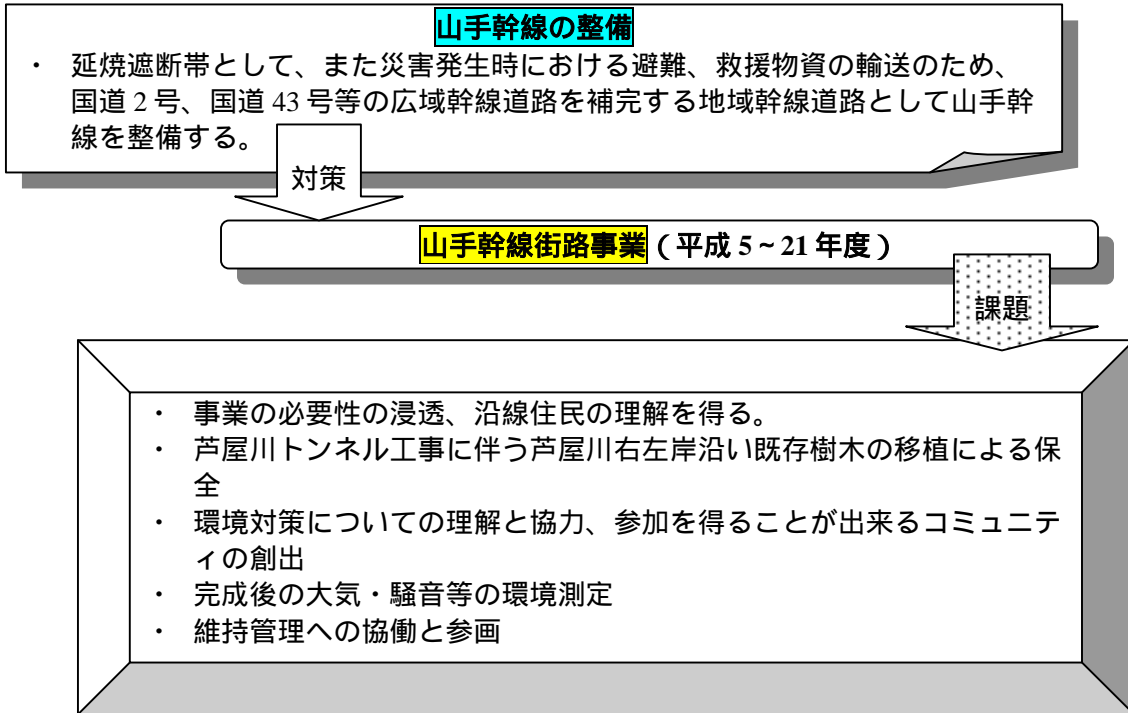


4 道路の復興

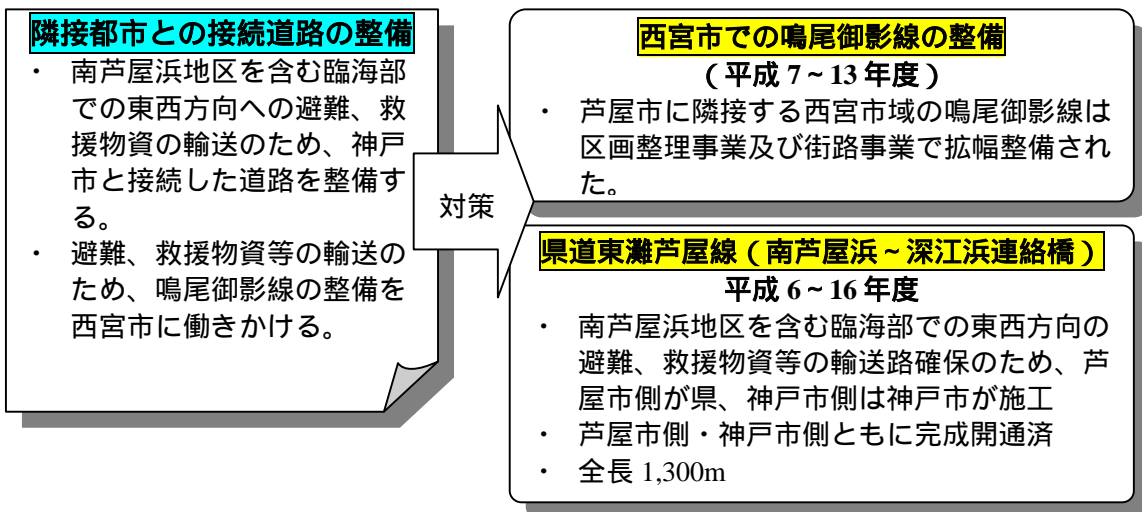
(1) 都市間道路交通網の整備

道路交通のネットワークの向上を図り、災害発生時における国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路を拡充する。

(具体的施策)



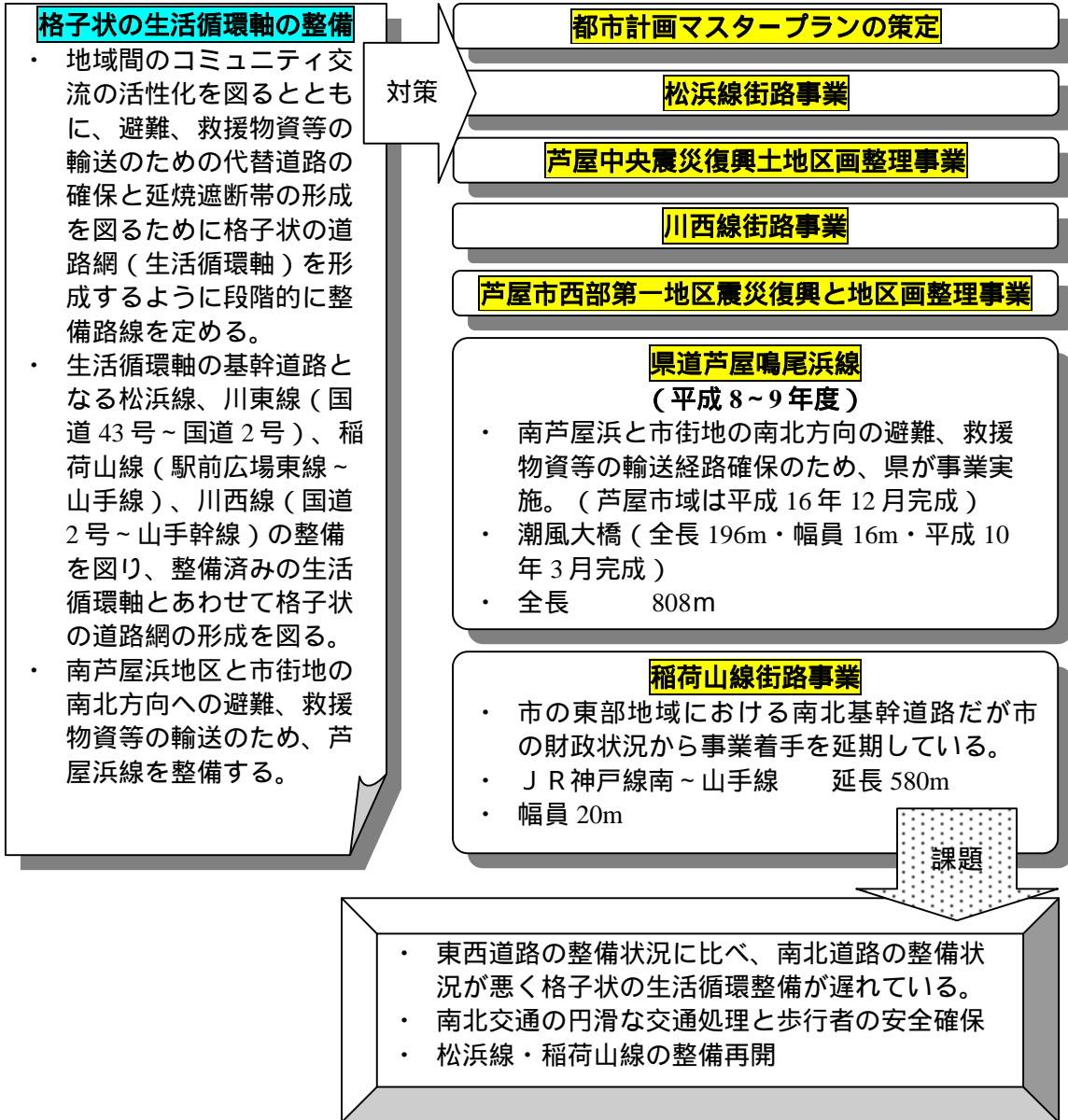
(具体的施策)



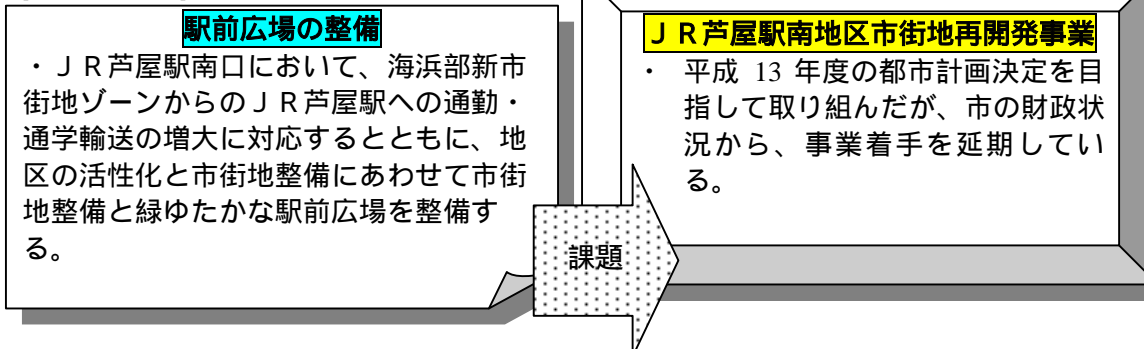
(2) 生活循環軸のネットワーク化

市内の地域間のコミュニティ交流の活性化を目指して、道路のネットワーク化を図る。

(具体的施策)



(具体的施策)



(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出

高齢者や障害者にやさしく、アメニティ豊かな道路環境を創出する。

(具体的施策)

自然環境の導入を図った道路整備

- 道路整備にあたっては、歩行者や自転車通行の安全性に配慮して、緑や水を導入したアメニティ豊かな道路環境の形成を図る。

歩行者優先道路等の整備

- 子供、高齢者、障害者にやさしく安全で快適な歩行者路や歩車共存道路等、歩行者優先道路の整備を進め、生活関連施設、公園、文化・歴史的資源をネットワークで結び、緑豊かな道路として整備を図る。
- 災害発生直後における避難、救援物資等の輸送経路として整備する。
- 南芦屋浜地区の新市街地の形成に合わせて、人と人の交流や安全な通学路等の確保を目指し、宮川緑地文化軸を形成する歩行者連絡橋の整備を推進する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第一地区
震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第二地区
震災復興土地区画整理事業

都市計画マスタープランの策定

人道橋（あゆみ橋）の架橋
(平成8~9年度)

- 南芦屋浜地区と市街地を結ぶ歩行者優先道路として県が事業実施済み
- 全長 480m
- 幅員 5~8m
- 平成10年3月完成

課題

- 幹線道路の改良工事により、歩道の美装化及び緑化を図る。
- 道路緑化等とバリアフリー化との整合性を図る。(特定交通安全施設等整備事業)
- 道路構造令の改正により、歩道幅員は2mとされ、既設道路での歩道設置には道路拡幅が必要。

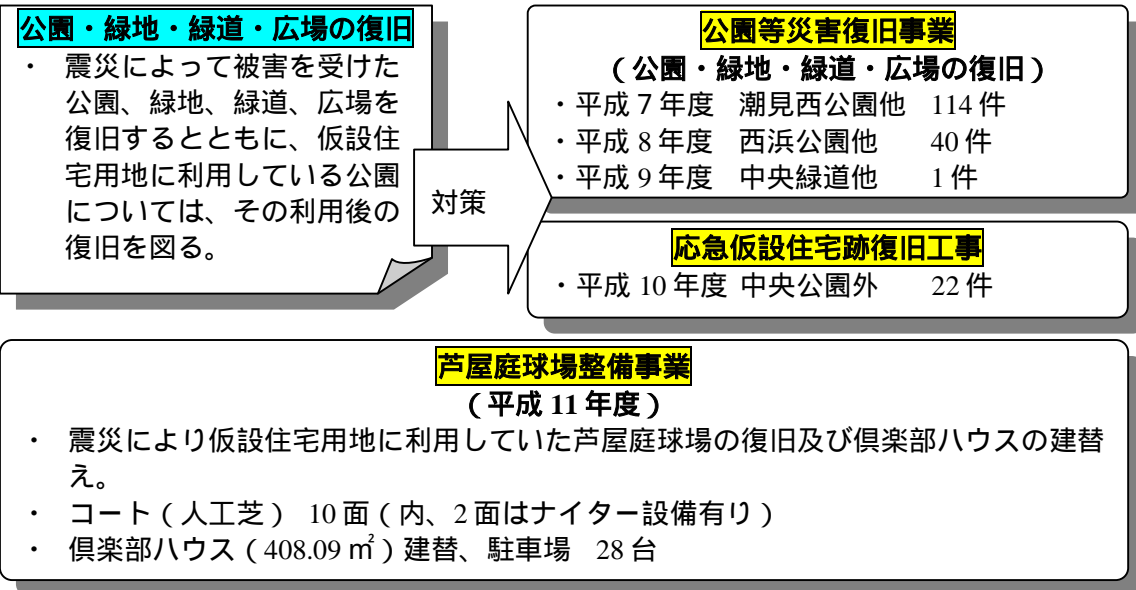


5 公園・緑地の復興

(1) 公園等の復旧

- 震災により被害を受けた公園・緑地等の復旧に加え、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後の復旧を図る。

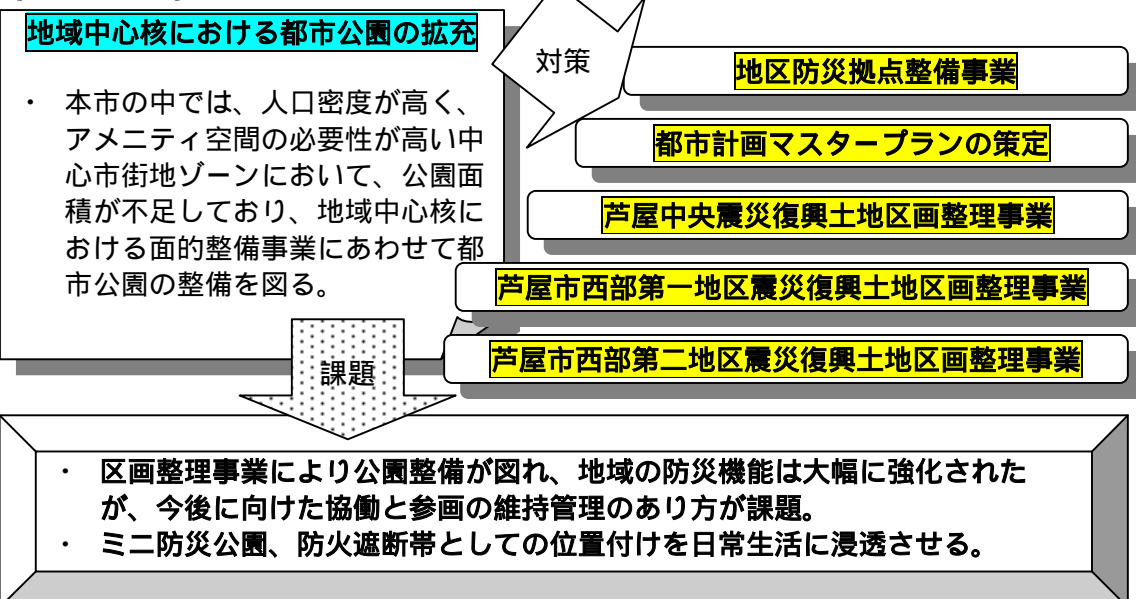
(具体的施策)



(2) 公園・緑地の拡充

- 本市の公園の整備状況(一人あたり都市公園面積)は、市全域で4.3㎡/人で、兵庫県平均8.5㎡/人(平成5年3月現在)に比べて不足しており、また地区毎の整備状況にもばらつきがある。このため、公園・緑地が不足しているゾーンや整備可能なエリアにおいて積極的に公園・緑地を拡充していく。

(具体的施策)



(具体的施策)

山際緑地核の整備

- ・ 自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。
- ・ 霊園、及びその周辺を山際緑地核と位置付けるとともに、広域避難地の機能を持たせる。

対策

都市計画マスタープランの策定

山手緑地整備事業

(平成10～12年度)

- ・ 既存の良好な緑地の保全、拡幅整備を行い市民の憩いの場を提供する。

山手南緑地整備事業

(平成10～11年度)

- ・ 既存の良好な緑地の資源を保全。
- ・ 都市環境の向上及び地域住民の休養、鑑賞、散策等利用増進を図る。

霊園災害復旧事業

(平成6年度)

- ・ 公共施設及び個人墓所の被害状況調査

- ・ 緊急災害復旧工事

(平成7年度)

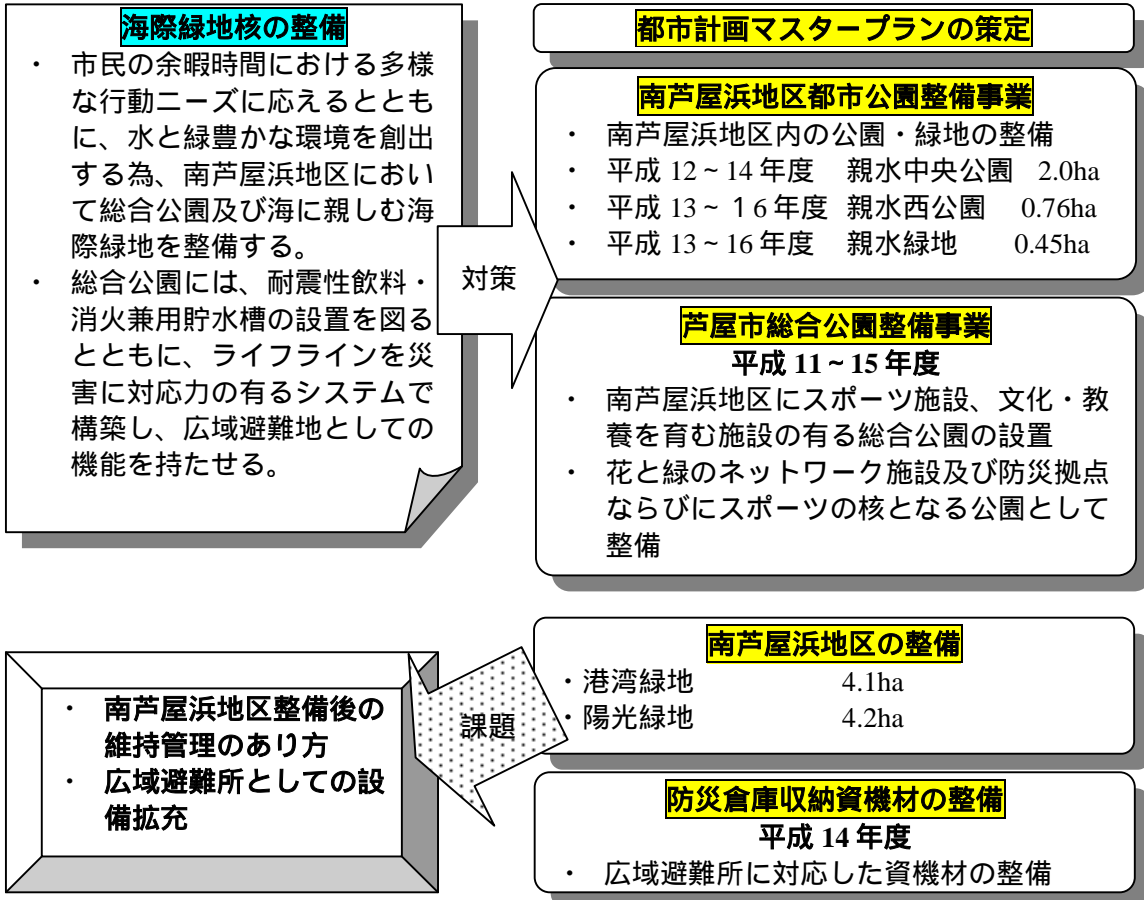
- ・ 地滑り区間本格的調査
- ・ 復旧方法の検討及び実施設計業務
- ・ 個人墓所の倒壊墓石復旧工事
- ・ 個人墓石の移転・復旧工事



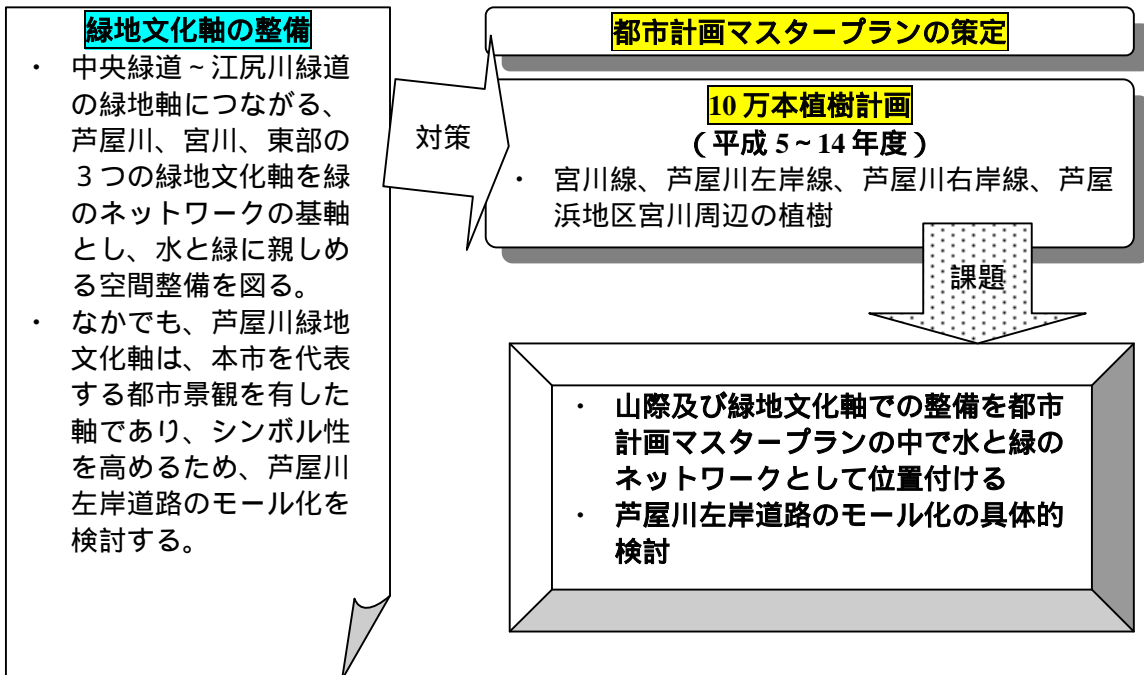
課題

広域避難所としての
整備拡充

(具体的施策)



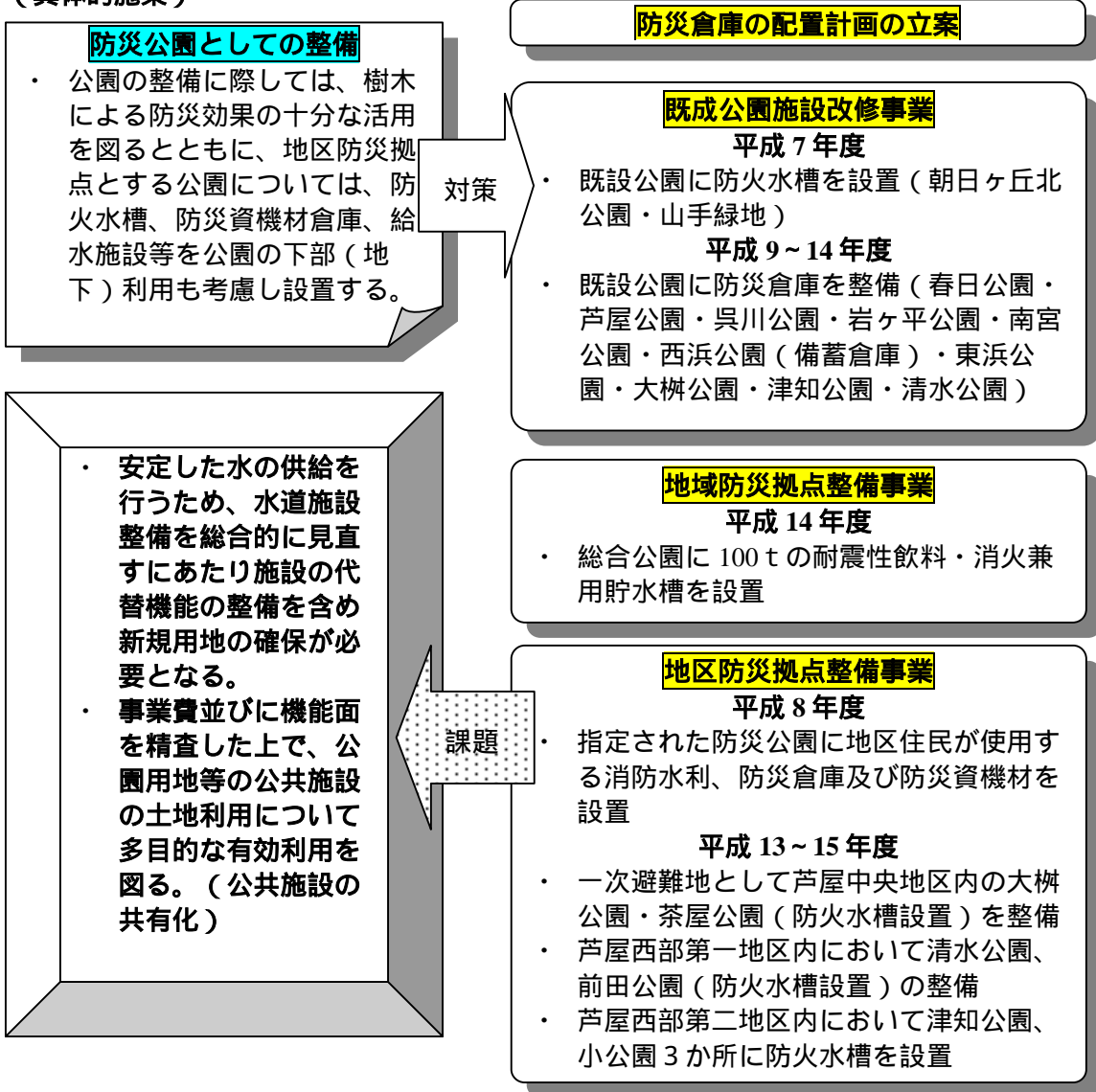
(具体的施策)



(3) 防災公園としての整備

- 防災性の高いまちづくりの一環として、主要な公園については防災拠点としての役割を担い、その整備を図る。

(具体的施策)

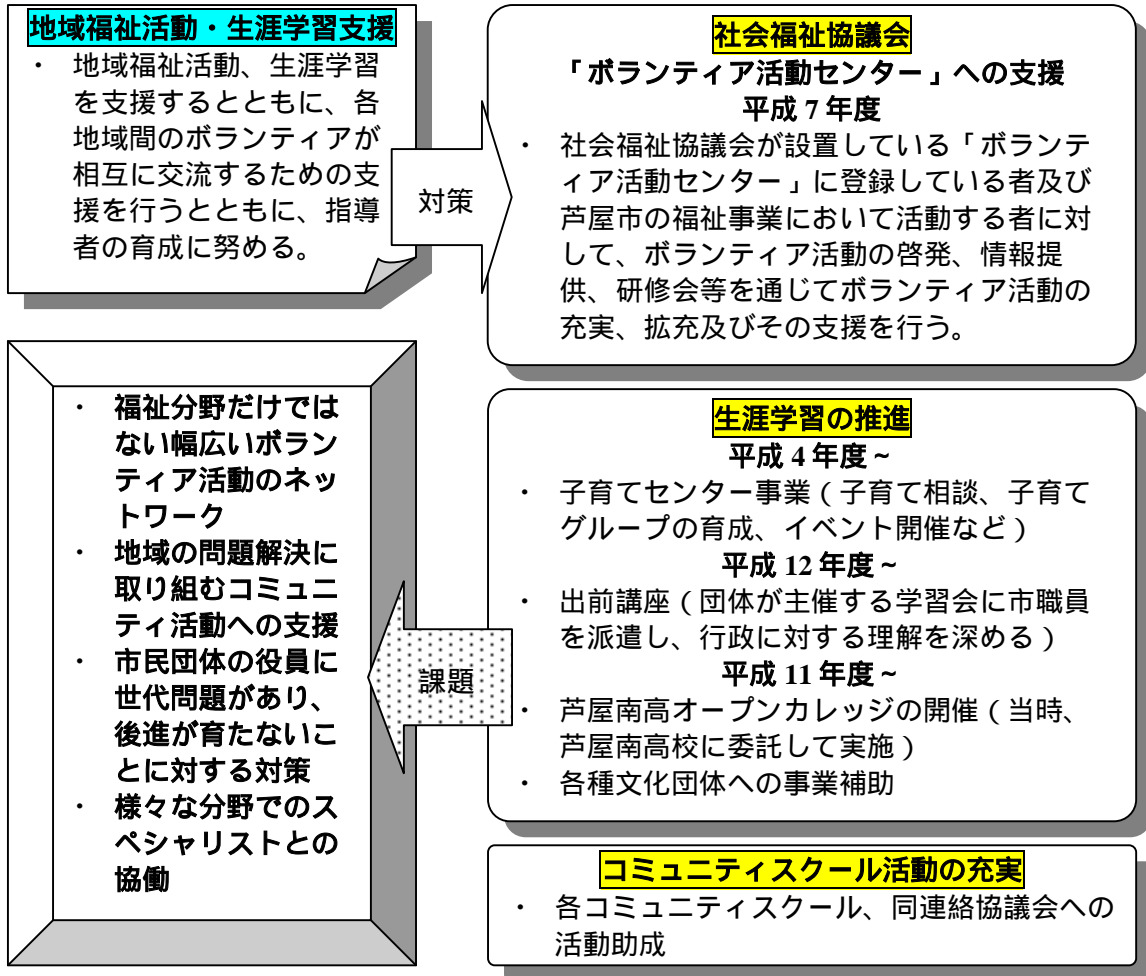


6. コミュニティの活発化

(1) コミュニティ活動の促進

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進して行くために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援する。

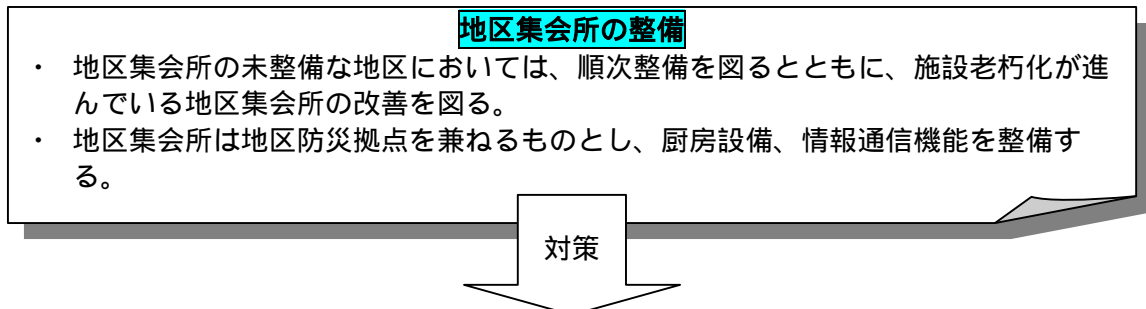
(具体的施策)

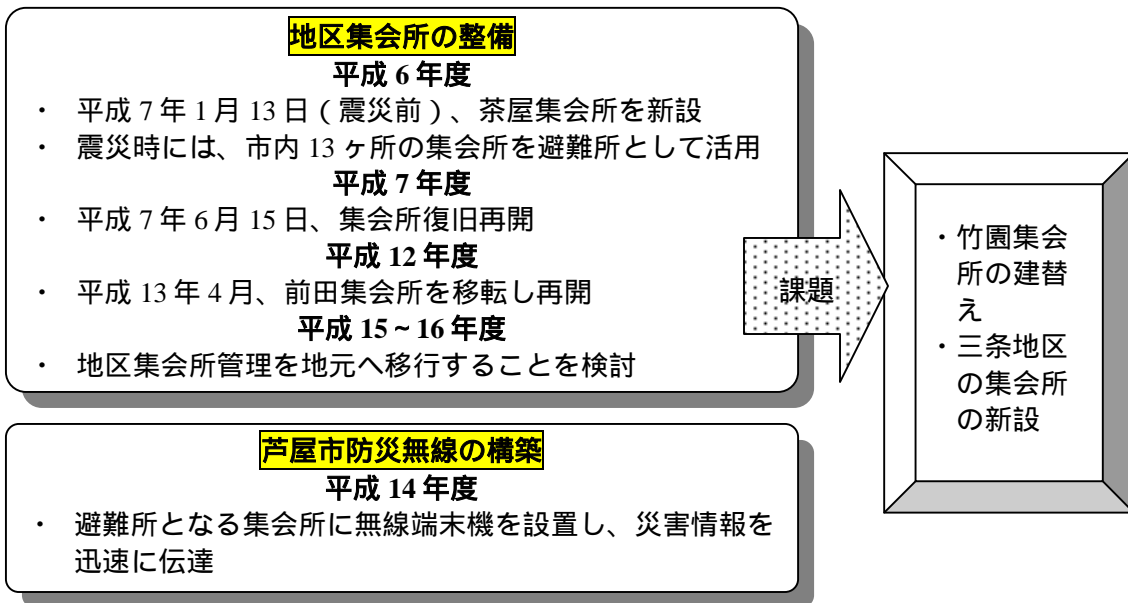


(2) コミュニティ施設の充実

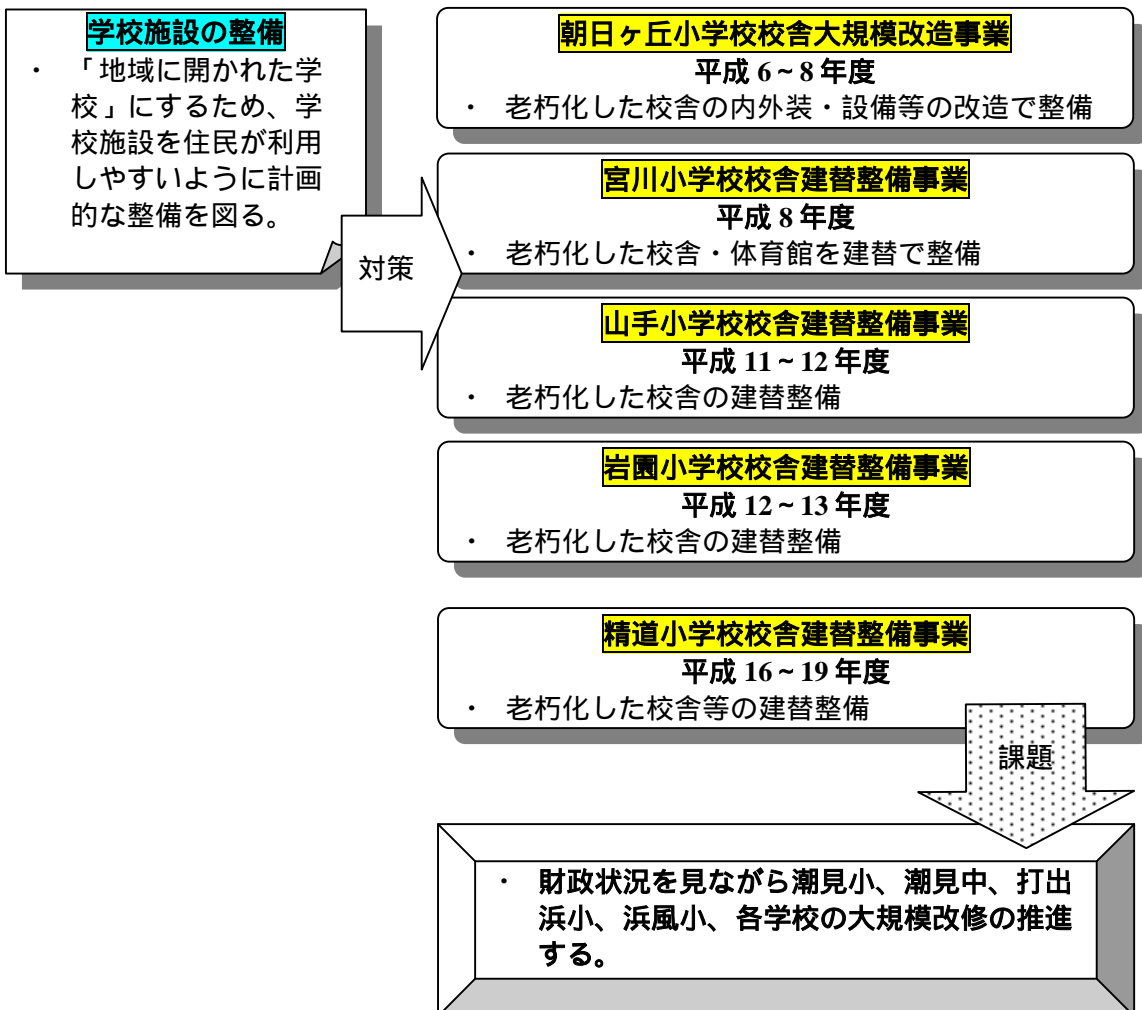
コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

(具体的施策)





（具体的施策）



7. 自立・循環型環境の創出

(1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備

市街地の復興にあたって、人と環境にやさしい都市基盤の整備を進める。

(具体的施策)

自立・循環型の都市基盤整備の検討

- 井戸、雨水の活用、下水処理水の再生利用等の自立型水循環システムなど、環境にやさしいだけでなく、災害にも対応力のある自立・循環型のシステムの導入を検討する。

井戸水の利用

平成7年度～

- 本庁舎及び分庁舎のトイレ便器用の排水、庁舎周辺の植栽への散水に井戸水を使用。

平成9～11年度

- 小槌幼稚園、精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するための井戸を掘削

対策

各学校園施設防災整備事業

- 西山幼稚園・伊勢幼稚園・小槌幼稚園・浜風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置
- 精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置

岩園小学校校舎建替整備事業

- 太陽光発電設備設置（逐電設備がないので、夜間利用が出来ず防災用とはならない。）

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- 公園や緑地等には残存した井戸を利用するなどして、非常時の生活雑用水等を確保するとともに、平時には樹木の灌水など井水の活用を図った。
- ヒートアイランド対策の一環として、歩道へ透水性舗装を導入し、環境にやさしい整備を行った。

課題

- 民有井水マップの作成等、地域が地域を活用できる仕掛けと日常的な協力体制の構築が必要



(具体的施策)

環境資源を生かした都市基盤整備

- ・ 自然や景観など芦屋の豊かな環境資源を生かすため、公園・緑地の整備や沿道・公共施設の緑化、さらに芦屋川での親水空間の整備などを進める。



対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業
芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 公園整備では、買収地の既存樹木を移植して再利用を図る。
- ・ 公園・緑地や街路樹の整備を図るとともに、まちなみ緑化助成事業の地区指定を受けたことで、地区内の公共施設だけではなく、宅地の緑化も図られたことで芦屋の緑豊かなまちなみ整備に寄与する。

平成 13～14 年度

- ・ 大榎公園、茶屋公園の整備及び公光公園の更新整備、津知公園の拡張整備

平成 13～15 年度

- ・ 前田公園、清水公園の整備

10万本植樹計画

山手緑地整備事業

山手南緑地整備事業

小学校施設整備事業

平成 10 年度

- ・ 打出浜小学校大気浄化植栽整備

宮川小学校校舎建替整備事業

山手小学校校舎建替整備事業

岩園小学校校舎建替整備事業

芦屋川河川環境整備事業計画

平成 13～14 年度

- ・ 大正橋～阪急電鉄の低水敷の改修・緑化・河道整備

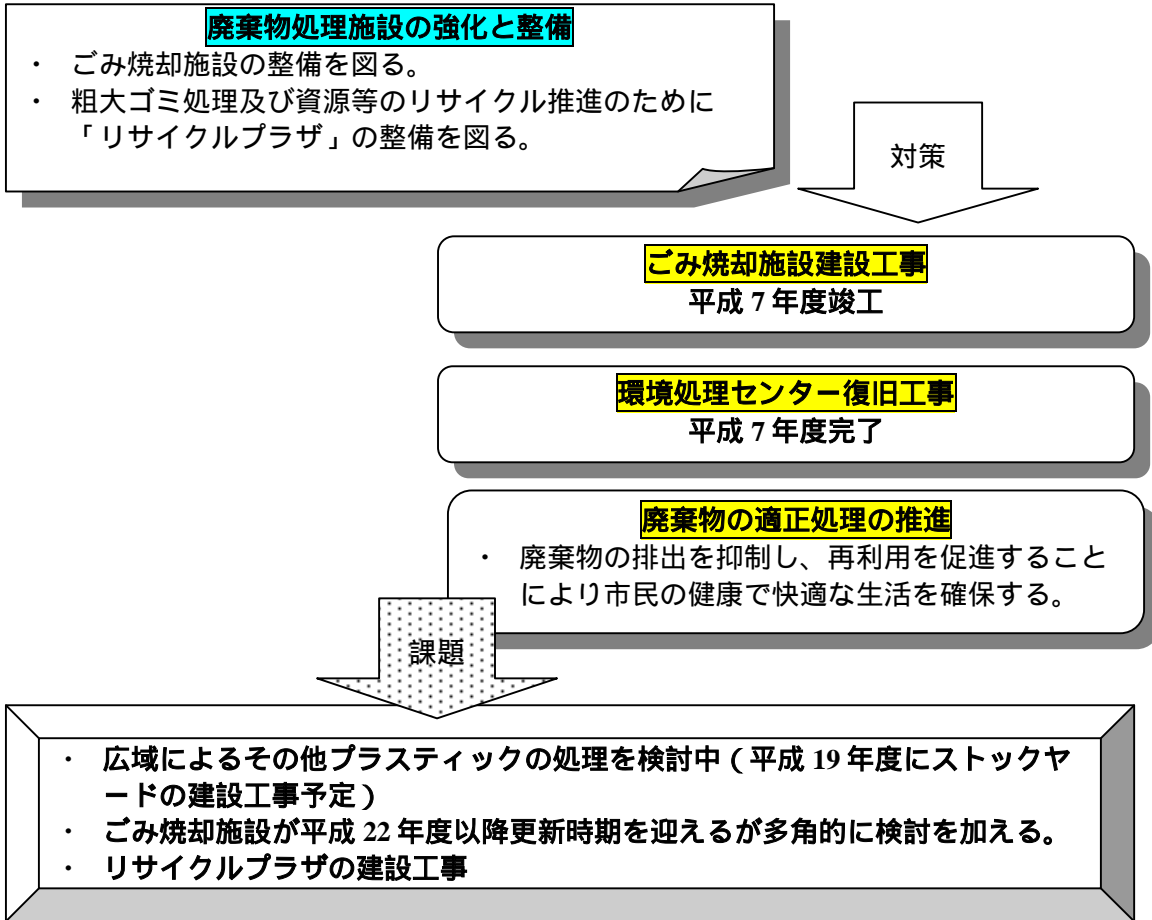
課題

- ・ 既存樹木活用のための仮置き場の確保
(ストックヤードの確保やいわゆるグリーンバンク制度の創設等)

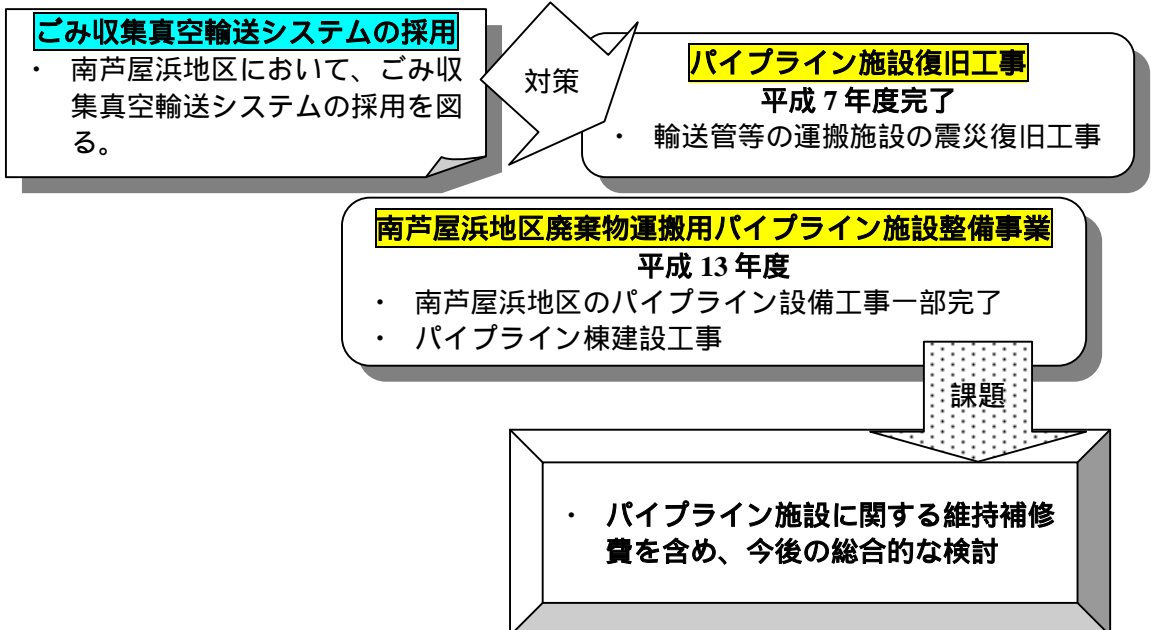
造って、そのまま維持管理を地域でというのは理解されない。災害を経験した地域にとって公園や緑地が如何に大切かという啓発がなされなければならない。

懇話会からの一言

(具体的施策)



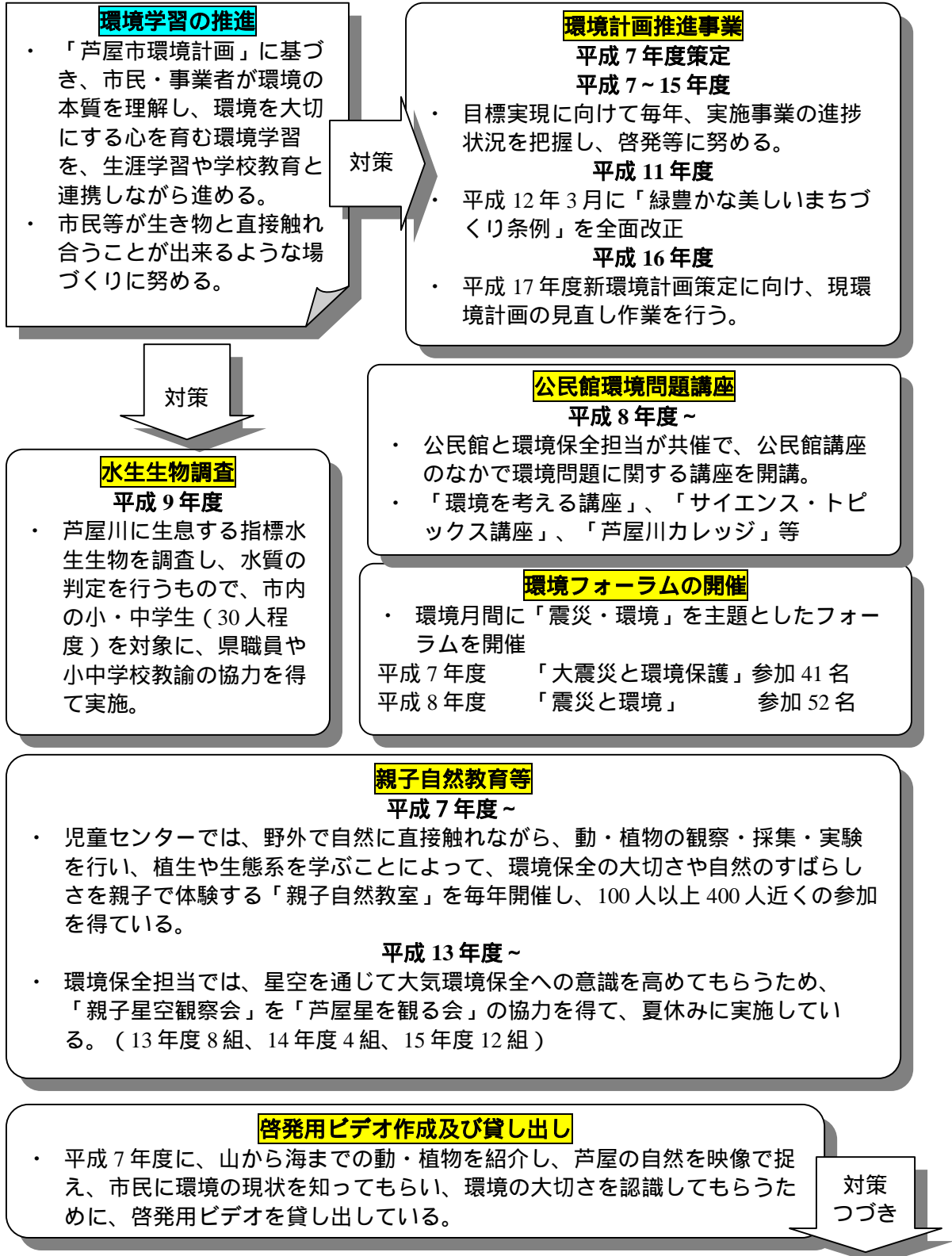
(具体的施策)



(2) 環境を大切にした生活文化の育成

環境づくりの主人公である市民等が、環境に目を向け、よりよい環境を自主的に創出していく生活文化の育成を図る。

(具体的施策)



啓発用ビデオ作成及び貸し出し

- ・ 「芦屋の自然」をはじめ、「守ってますか？ルールとマナー」、「あなたにだってできること～作ろう、リサイクルの輪」などのビデオを啓発用に貸し出し。

環境パネル展

平成7年度

- ・ 毎年6月の環境月間に地球温暖化等の環境問題をテーマにした環境パネル展を実施し、啓発を行っている。

「住みよい芦屋をつくる」ポスター展

- ・ 「リサイクル」・「自然環境の保護」についてのポスター展を芦屋市民センター空中通路において実施。

環境学習

平成7年度～

- ・ 各教科や総合的な学習の時間で身近な環境問題についての学習を行う。（芦屋川の調査等）

クリーン作戦、リサイクル運動

平成7年度～

- ・ 中学校の生徒会を中心にして、クリーン作戦や廃品回収を行う。
- ・ 小学校では年2回、保護者と協力してクリーン作戦を行う。

自然学校、修学旅行 平成7年度～

- ・ 自然や環境について調べ、学習する。

課題

- ・ 水生生物調査で、小学生低学年にも理解してもらうための研究。
- ・ 環境計画推進事業における市民参画で取り組みを再検討。
- ・ 市民・事業者・行政の環境ネットワークの構築
- ・ 家庭や地域と連携してリサイクル意識や省エネルギーについて考え、実践的に取り組む工夫を生み出す。（実践的環境学習の推進）
- ・ コミスクや学校との連携強化
- ・ ごみ出し等の身近なマナーやテーマから、地球環境について考えることが出来るよう学習環境を整える。

（具体的施策）

環境ボランティアの育成支援

- ・ より良い環境づくりを支える環境ボランティアの育成・支援策を考える。

対策

環境ボランティアの育成・支援

平成7年度～

- ・ 市民団体が実施するアースデー芦屋（エコフェスタ2000に名称変更）に市も参加、環境問題、リサイクルの啓発を進めるとともに、自然保護団体「芦屋川に魚を増やそう会」の主催事業に協力をして、芦屋川でのアマゴの放流やホタルの観察会の支援をしてきた。
- ・ エコクラブの登録団体「グリーンキッズ」は、毎年、小学生を中心に市が窓口となり、環境問題に取り組んでいる。
- ・ 打出浜小学校において、ボランティアや保護者、地域の協力を得てピオトープを作成。

懇話会からの一言

環境問題への取り組みは、環境ボランティアに止めず、まちづくり全体の課題と捉えた人的なネットワークが必要

(具体的施策)

リサイクル社会に向けて広報・普及

- ・ 市民・事業者における省資源化、リサイクル化、廃棄物の減量化を推進するための啓発活動をさらに強化する。

対策

リサイクル推進会議

- ・ ゴミの減量化、再資源化について協議

5R生活推進会議

- ・ ゴミの減量化、再資源化について協議

「すみよい芦屋をつくる」ポスター展

課題

- ・ 市民主体のリサイクル展の開催などの参画をデザインする。

(具体的施策)

有効資源の回収事業等の充実

- ・ 有効資源の回収事業の充実、廃棄物の再生、再利用の促進、再生品の使用促進等を推進する。

対策

ペットボトル資源化減容

- ・ 排出されたペットボトルを選別後に機械により減容化し資源化する。

不燃物選別業務

- ・ 排出されたビン、缶、その他不燃ガラス選別等により、白ビン、茶ビン、その他ビン、アルミ缶、白缶、くず鉄等を資源化する。

粗大ゴミの有料化

- ・ 平成13年10月から粗大ゴミを有料化し、ゴミの減量化、資源化を図る。

紙類等の資源化

- ・ 平成16年4月から紙類等の回収を実施し、資源化を図る。

課題

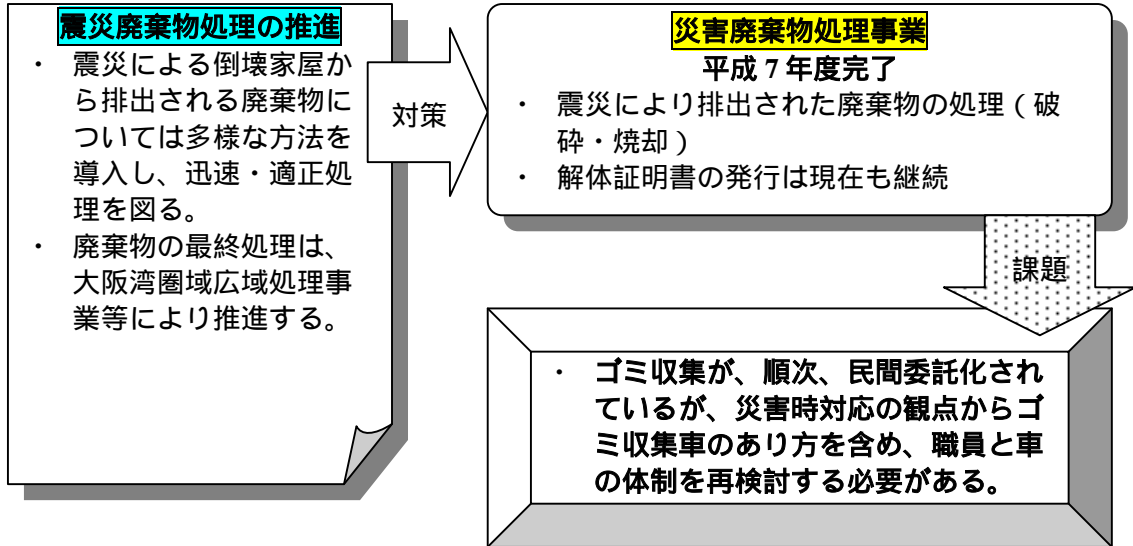
- ・ ペットボトルは浸透したが、それ以外のトレーその他のプラスチック製容器の回収に工夫が必要



(3) 震災廃棄物処理の推進

震災により倒壊した家屋等から発生するガレキ等の早期処分や最終処分地の安定的確保を図る。

(具体的施策)



8. 健康づくりの推進

(1) スポーツ・レクリエーションの充実

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる住民相互の交流が盛んな地域社会の形成を図るための一つの仕組みづくりとして、また、高齢社会に向けて、市民の生涯にわたる自らの健康づくりのために、様々な場所においてスポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出するとともに、活動の基盤となる施設の整備をおこなう。

(具体的施策)

多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・ 「スポーツ・フォア・オール計画」に基づき、生涯スポーツを推進するため、全ての市民が年齢やライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、軽スポーツの普及やスポーツ・レクリエーション大会の開催など、多様な機会の提供に努める。
- ・ 「国際チャレンジデー」への参加など、内外を対象とするスポーツ・レクリエーション大会を通して、市民交流や国際交流を推進する。

対策

仮設住宅ふれあいセンター出前隊

平成7～10年度

- ・ 軽スポーツや健康体操の出前講座として、仮設住宅が撤去されるまで、要請に応じて指導者を派遣した。

アクティブスポーツ人宣言

平成8年度

- ・ 自らが宣言する次の健康につながる3条件、週2日以上 of 定期実施、汗ばむぐらいの運動、30分間以上、に対し、宣言バッジと認定証を授与する事業で、約2,000人が宣言、震災後の運動・スポーツの大切であることをPRした。

スポーツクラブの設置

平成12年度～

- ・ スポーツクラブ21ひょうご事業は、平成12年度1クラブ設立を皮切りに平成15年度末に9クラブが全域に設立した。今後は「多種目、多世代、多目的、住民による自主運営」の基盤が築けるよう、推進委員会が中心となってビジョンに基づく育成を図る。

芦屋市スポーツ振興基本計画の策定

平成14年度

- ・ 「スポーツ活動に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成15年3月に芦屋市スポーツ振興基本計画を策定した。

障害者とのふれあい市民運動会

- ・ スポーツを通じて障害者（児）の健康保持機能回復及び親睦を図るとともに、一般市民との交流により障害者（児）に対する理解を深めることを目的として開催。
- ・ 主催：障害者とのふれあい市民運動会実行委員会

コミュニティスポーツ3種目交流大会市民体育祭

- ・ コミュニティスクールなどのコミュニティの復興が早く、それぞれの地域で独自のスポーツ交流が行われ、行政はその支援を行った。

スポーツフォーエブリワン

- ・ 週1回以上のスポーツ実施率が66%（現在56%）になることを目指す。
- ・ 市民がつくるクラブの実現のため、市民のクラブ加入率40%（現在29%）を目指す。

ハードウェア

- ・ 地域コミュニティの核として学校体育施設の開放率を上げる。
- ・ スポーツ施設でのプログラムの充実
- ・ 人が安全、快適に歩くことができるウォーキング環境の整備

ソフトウェア

- ・ 地域スポーツクラブの設立を目指す
- ・ 各ライフステージに応じたプログラム、交流会、競技会の内容充実
- ・ 青少年のスポーツプログラムの充実

ヒューマン（人的資源）

- ・ スポーツ指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアの養成と資質向上を目的とした講習会の実施
- ・ 各スポーツ有資格者の発掘と派遣システムの確立
- ・ のじぎく兵庫国体に向けてのボランティアの育成

スポーツ・フォア・オール計画の推進

平成15年度～

- ・ 市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも何処でも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるように各種事業を展開、今後はもう少し個々に視点を置き「スポーツ・フォー・エブリワン」を目指す。

（具体的施策）

スポーツ団体の交流促進

- ・ 各種スポーツ・レクリエーション団体・グループ等の育成を図るとともに、講習会や普及活動を通じて体育指導リーダーの要請を図る。さらにグループ相互の交流を図る。

対策

スポーツ指導者養成講座

- ・ スポーツリーダーやスポーツボランティアを要請する事業であるため平成11年度から「スポーツリーダー認定講習会」に名称変更した。
- ・ 震災後は「健康の大切さ」をテーマに講習会を実施

スポーツリーダー等研修会

- ・ 市内に点在する指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアがそれぞれに課題を持ち寄って実施する研修会

スポーツ講習会

- ・ ニュースポーツを中心に市民講座を開催してきたが、現在では競技スポーツ推進事業、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業、まちかどスポーツ広場、体力測定会と健康・体力相談、ウォーキング講座などを開催し、それぞれの市民のニーズに合わせた事業を展開

課題

- ・ スポーツ団体や指導者をつなぐネットワーク的な組織づくりの検討

(具体的施策)

既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備

- ・ 体育館、青少年センター、川西運動場等の既存スポーツ施設の復旧を図り、建物については耐震性を高めるとともに、災害発生時の地区防災拠点兼ねる。
- ・ 青少年野外活動センターの復旧整備を図り、自然や生き物に親しむ環境の創出を図る。
- ・ 高齢者や障害者のみならず、すべての市民が生活空間のなかで自らの健康をつくり、多様な世代がふれあい、交流の場となる公園・緑地の復旧整備を図る。

対策

体育館・青少年センターの復旧

平成7~9年度 平成9年10月5日再開

体育館・青少年センターの復旧

平成7~9年度 平成9年10月5日再開

川西運動場、市民プール、海浜公園プール等の復旧

平成7~11年度 平成10年12月1日 川西運動場
平成11年4月1日 中央公園・芝生広場

課題

- ・ 体育館・青少年センターの東側部分の耐震化
- ・ 青少年野外活動センターの復旧整備

(具体的施策)

(仮称)総合スポーツセンターの整備

- ・ 本市にふさわしいスポーツを中心とした新しいコミュニティの場づくりとして、総合的な拠点づくりを行う。

対策

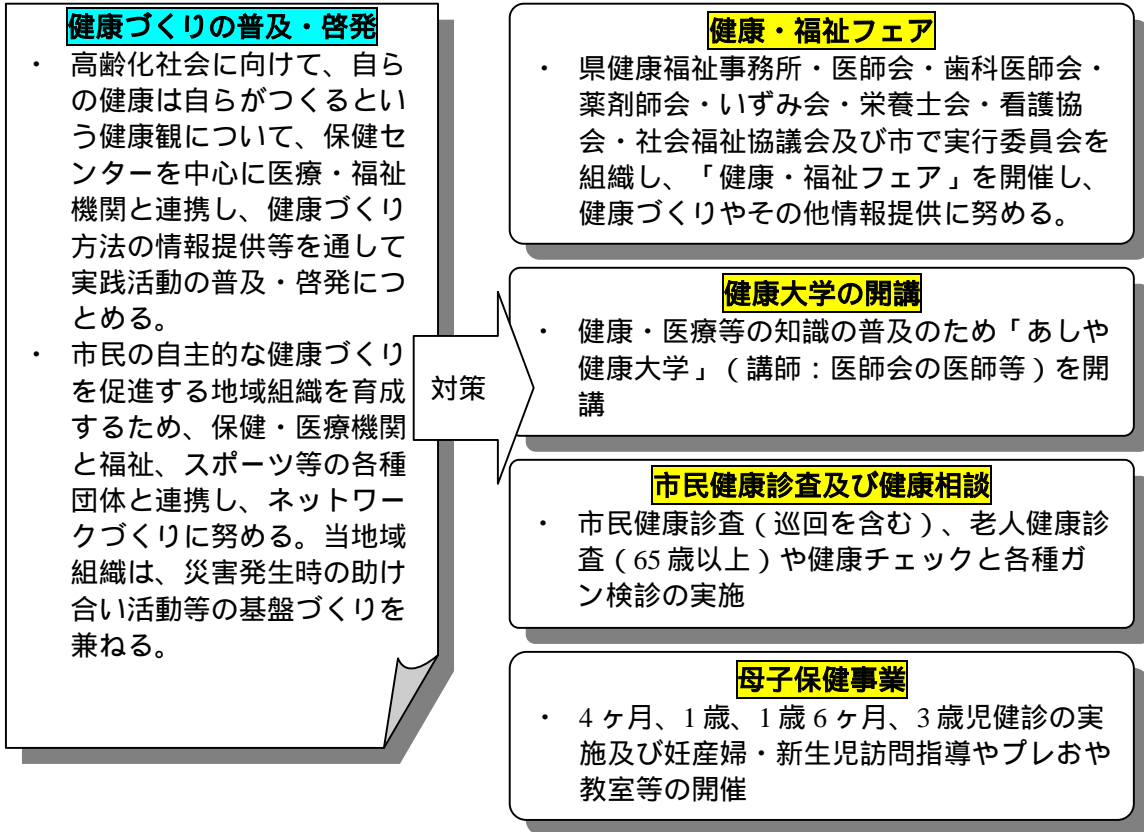
平成10年度

総合公園建設計画に変更

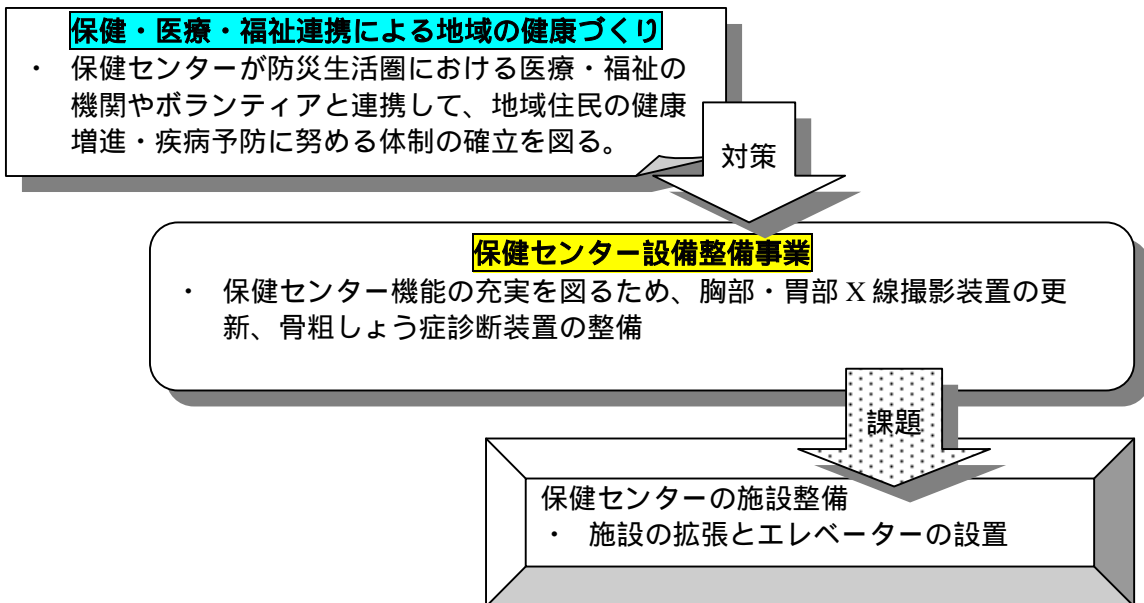
(2) 保健・医療の充実

自らの健康は自らがつくるという健康観の普及・推進、その健康づくりを支援する保健・医療機能の充実を図る。

(具体的施策)



(具体的施策)



(具体的施策)

休日救急医療の整備

- ・ 休日における急病患者的の第一次応急診療業務を在宅当番医制から(仮称)保健福祉総合センターでの応急診療業務に切り替え、休日救急医療の整備を図る。

対策

休日応急診療所の開設

平成9年度～ 芦屋市立休日応急診療所開設

救急医療体制の推進

平成9年度～

- ・ 救急体制の整備
- ・ 一次救急 医師会の協力の下休日救急診療所、在宅輪番制及び南芦屋浜病院で対応
- ・ 二次救急 尼崎市、西宮市と本市の3市で病院群輪番制で実施
- ・ 三次救急 兵庫医科大学が担当
- ・ 市立芦屋病院が救急指定病院を受ける。

(具体的施策)

市立芦屋病院の医療機能の充実

- ・ 市立芦屋病院を地域の中核病院として機能拡充を図るとともに、災害発生時の後方医療機関として位置付ける。

対策

市立芦屋病院の機能拡充

平成10年度

- ・ 二次救急指定告示を受ける。

平成11年度

- ・ SPD(在庫管理)の導入

平成12年度

- ・ オーダリングシステムの導入

平成15年度

- ・ 医療機能評価認定病院に指定される
- ・ 市立芦屋病院のあり方検討委員会の設置

課題

- ・ 夜間の小児科救急医療体制の整備(小児科医不足)
- ・ 市立芦屋病院のあり方検討委員会の答申の実現と財政構造の改善

地域の皆さん、特に患者さんから「芦屋病院」は何を望まれているのでしょうか。そのことが明らかになることと改善の方向性が一致する必要があります。(地域の意向調査)

懇話会からの一言

9. 社会福祉の充実

(1) 被災者の生活再建支援

震災により生活の自立が困難な被災者や遺児への生活支援を行う。

(具体的施策)

生活再建支援

- 震災によって生活の自立が困難な世帯に対して、生活相談を通じて各種貸付制度等による自立支援を行う。

対策

義援金第一次配分(兵庫県)

平成6年度

- 震災により住家が全半壊した被災者に配分した。
- 全壊10万 半壊5万円

第一次義援金配分(日赤)

平成7年度

全壊・半壊10万円

第二次義援金配分(日赤)

平成7年度

- 要援護家庭激励金、住宅助成30万円

第三次義援金配分(日赤)

平成8~9年度

- 所得制限650万円以下の生活支援金、当初10万円、追加5万円

災害弔慰金支給

平成7~8年度

- 震災により死亡したその遺族に支給、生計を維持していた場合500万円、その他250万円。

災害援護資金貸付

平成6~7年度

- 震災により住家が全壊、または半壊取り壊しの被害を受けた世帯に貸し付け(2,797件、6,694,100千円)

災害援護資金貸付金償還事務

平成12年度~

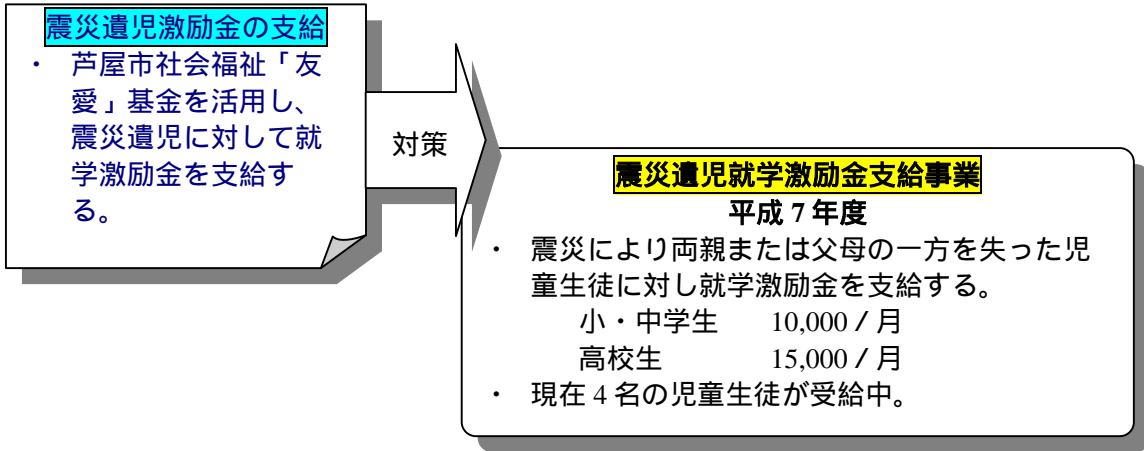
- 平成16年1月末現在、償還額5,101,401千円、償還率76.21%

課題

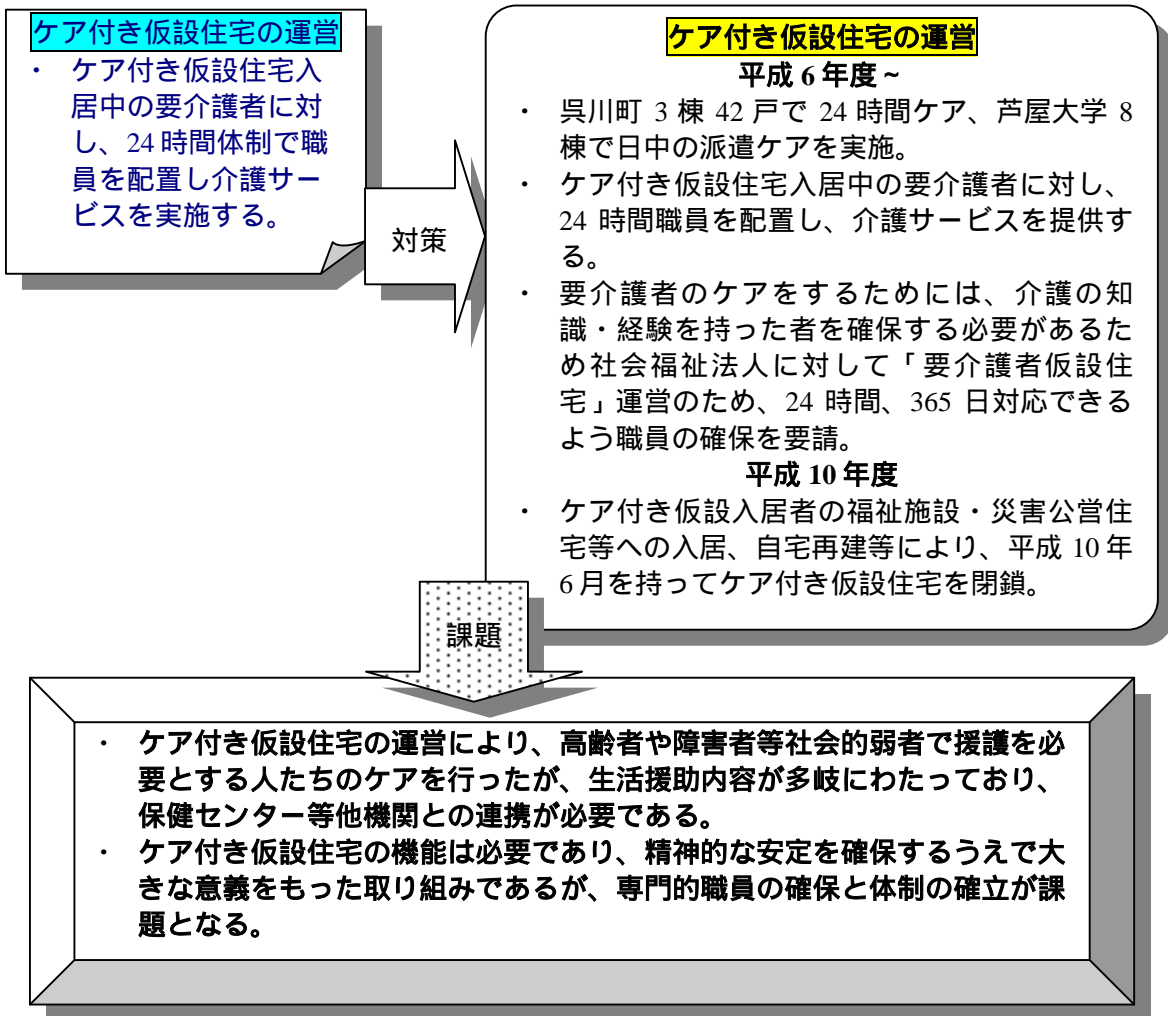
- 震災により増加した他の経済的負担と10年という時間が償還能力を大きく左右している。
- 破産、免責は償還免除の対象になるよう国に働きかける必要がある。
- 償還困難者には償還期間の延長が望まれる。



(具体的施策)



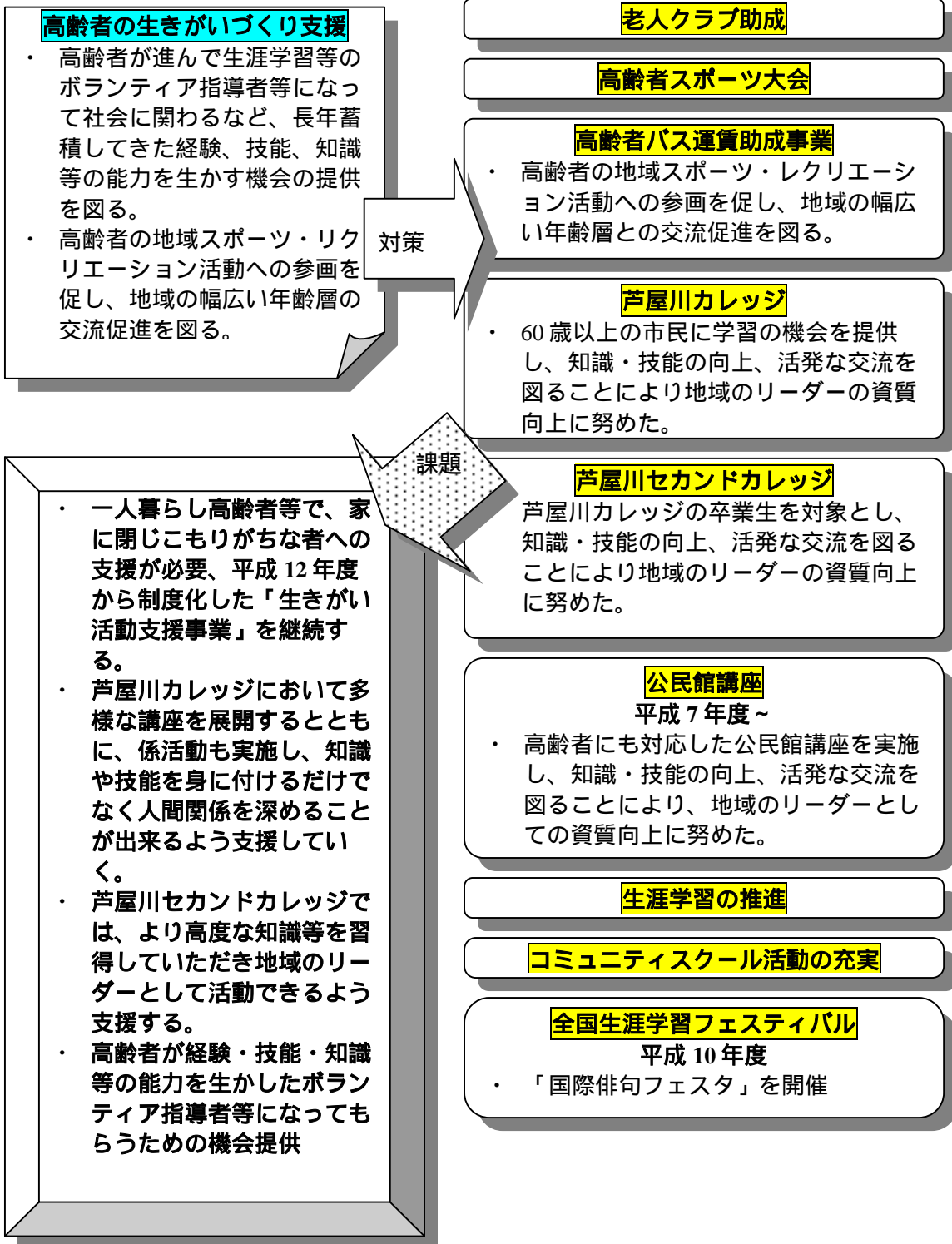
(具体的施策)



(2) 高齢者の能力の活用

- 高齢者が長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かし、生涯にわたって社会に貢献し参加できる機会を確保し、高齢者が地域社会に参加できる仕組みづくりをすすめる。

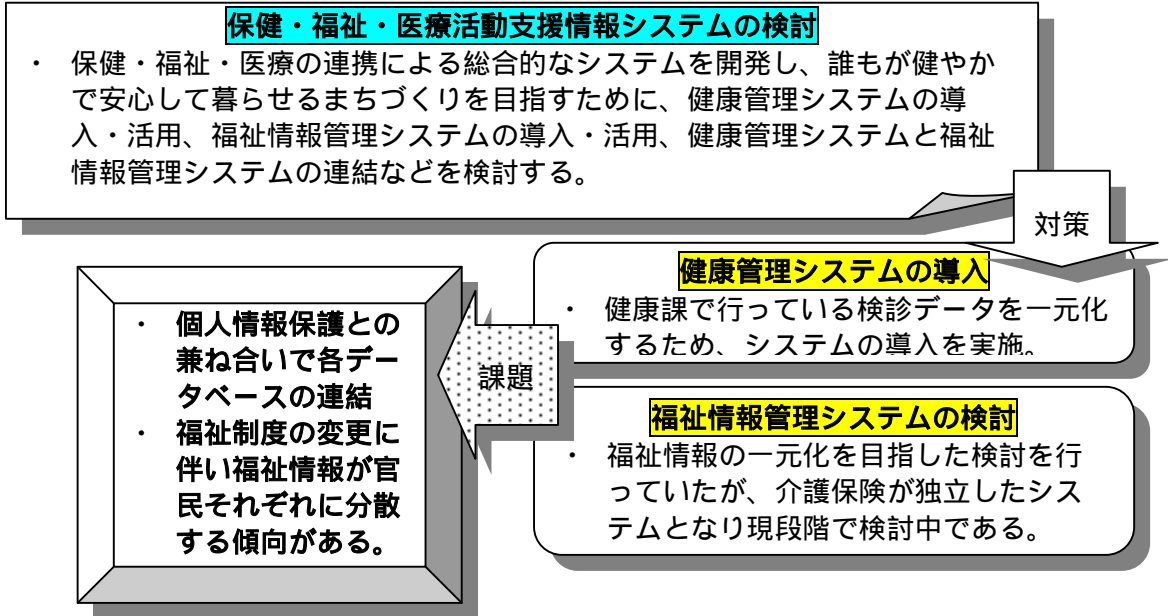
(具体的施策)



(3) 社会福祉制度の充実

- 高齢化社会の一層の進展とともに、在宅ケアを希望する高齢者等の増加が予測される。保健・医療機関との緊密な連携のもとに、高齢者等に対して在宅福祉サービスの充実したまちづくりを、平常時のみならず、災害発生時の対策をかねて推進する。また、在宅ケアに止まらず、高齢者や障害者に対する幅広い支援や、就労女性等への保育支援などの制度の拡充を図る。

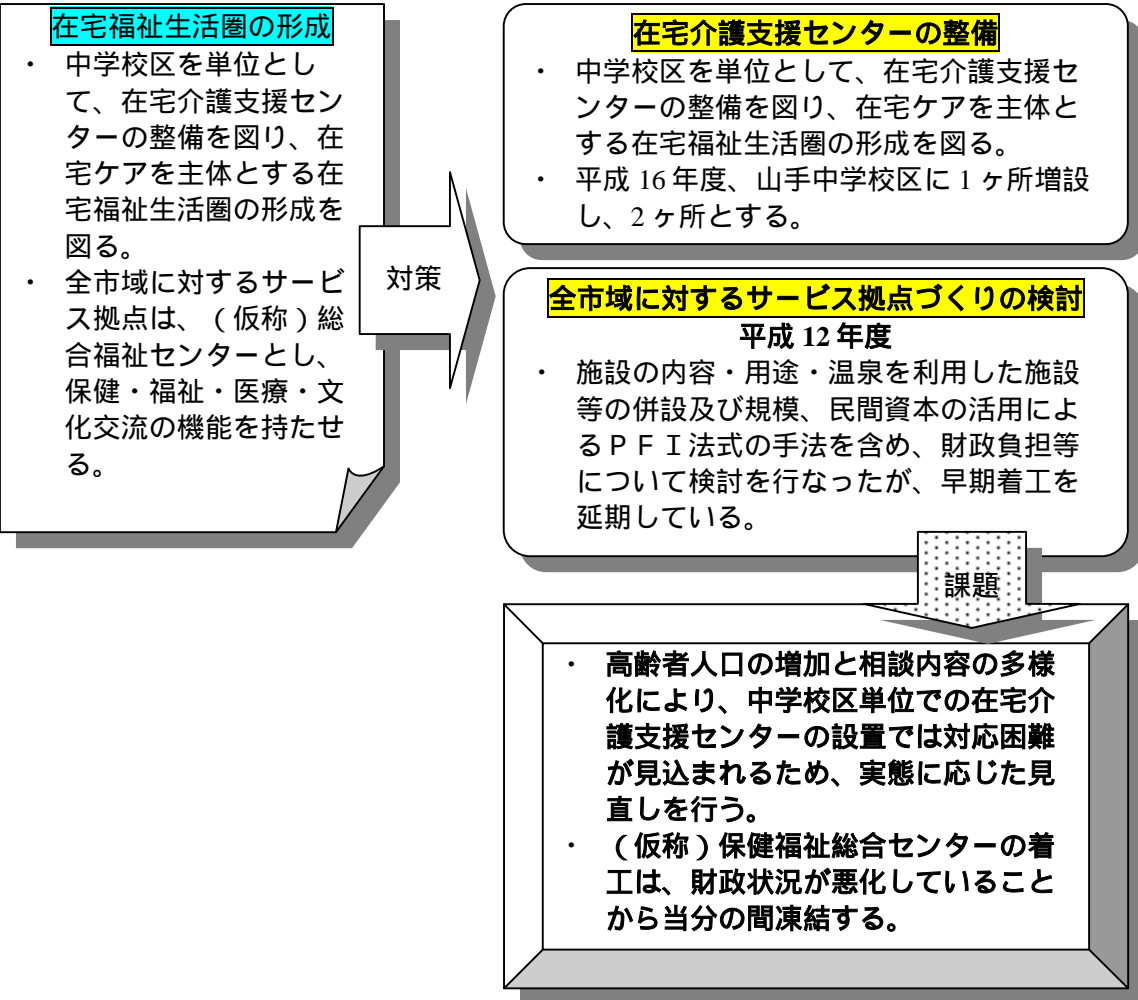
(具体的施策)



懇話会からの一言

個人情報保護に関しては、困難性は高いが、現在のような縦割りの行政情報管理体制のもとではより効率的、かつ継続的、総合的な健康・福祉・医療サービスの実現は不可能、希望者のみでも結構だから総合データベースの構築を目指すべきだと考える。

(具体的施策)



保健福祉総合センターという新しい箱をつくらなくても、現在までに培ってきた関係者のスキルを集中して発揮できる「センター機能」的な性格の施設があれば、もっと効果的な保健・福祉・医療の連携を図ることが出来る。

新しいことをする時には、新しい箱をつくることばかり考えずに、現有する施設の中でより効率的にサービスを提供できるように工夫すべきではないかと考える。

懇話会からの一言

(具体的施策)

在宅サービスの充実支援

- ・ 在宅福祉を支援するためのホームヘルプサービス、ショートステイ（短期滞在・保護）、ミドルステイ（最大3ヶ月を限度として中期滞在・保護）、デイサービス（在宅の要介護老人に対する食事サービスや機能訓練等）、介護ホーム、福祉給食サービス、在宅認知性老人介護者支援の制度の充実及び施設整備を図る。

対策

ホームヘルプ事業

ショートステイ事業

在宅サービス事業

- ・ ヘルパー派遣を行ない身体介護や家事援助を行ったり、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活上の世話を受けるショートステイ、通所しての入浴、食事、訓練を受けるデイサービスの充実を図る。

平成12年度

- ・ 介護保険制度の導入で高齢者に対する制度が措置から契約になり、在宅サービスの必要数及び基盤整備を定めた「芦屋すこやか長寿プラン21」に沿って、取り組みを進める。

ホームヘルプサービス

- ・ 日常生活を営むのに支障がある障害者（児）の家庭に対して、家事援助、身体介護、移動介護等のためにヘルパー派遣の利用決定を行う。

～平成14年度

- ・ 芦屋市ホームヘルプサービス事業
平成15年度～
- ・ 支援費制度への移行により対象者拡大
- ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業開始

デイサービス

- ・ 在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）に対して、訓練等を通じて自立意欲の向上を図り、生きがいを高めるデイサービスの利用決定を行う。

平成7～14年度

- ・ 措置制度
平成15年度～
- ・ 支援費制度への移行により対象者拡大

ショートステイ

- ・ 身体障害者（児）、知的障害者（児）を介護している家族が、疾病等の理由により、家庭における介護が出来ない場合に、当該障害者（児）を一時的に福祉施設等に保護することを決定する。

平成7～14年度

- ・ 措置制度
平成15年度～
- ・ 支援費制度（居宅生活支援費の決定）

対策
つづき

グループホーム

- ・ 地域での共同生活を希望する障害者に日常生活の援助体制を整えたグループホームの利用決定を行う。

平成7～14年度

- ・ 措置制度

平成15年度～

- ・ 支援費制度（居宅生活支援費の決定）
- ・ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）

福祉給食サービス

平成7～15年度

- ・ 食事の用意をすることが十分に出来ない障害者に栄養の行き届いた食事を提供する。

ホームヘルプサービス

- ・ 日常生活を営むのに支障がある母子・父子家庭に対して、家事援助、身体介護等のためにヘルパー派遣を行う。

ショートステイ

- ・ 児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等に一定期間、養育・保護を行う。

難病患者等居宅生活支援事業

- ・ 難病患者等の自立と社会参加を促すため、平成10年度からホームヘルプ事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を開始。

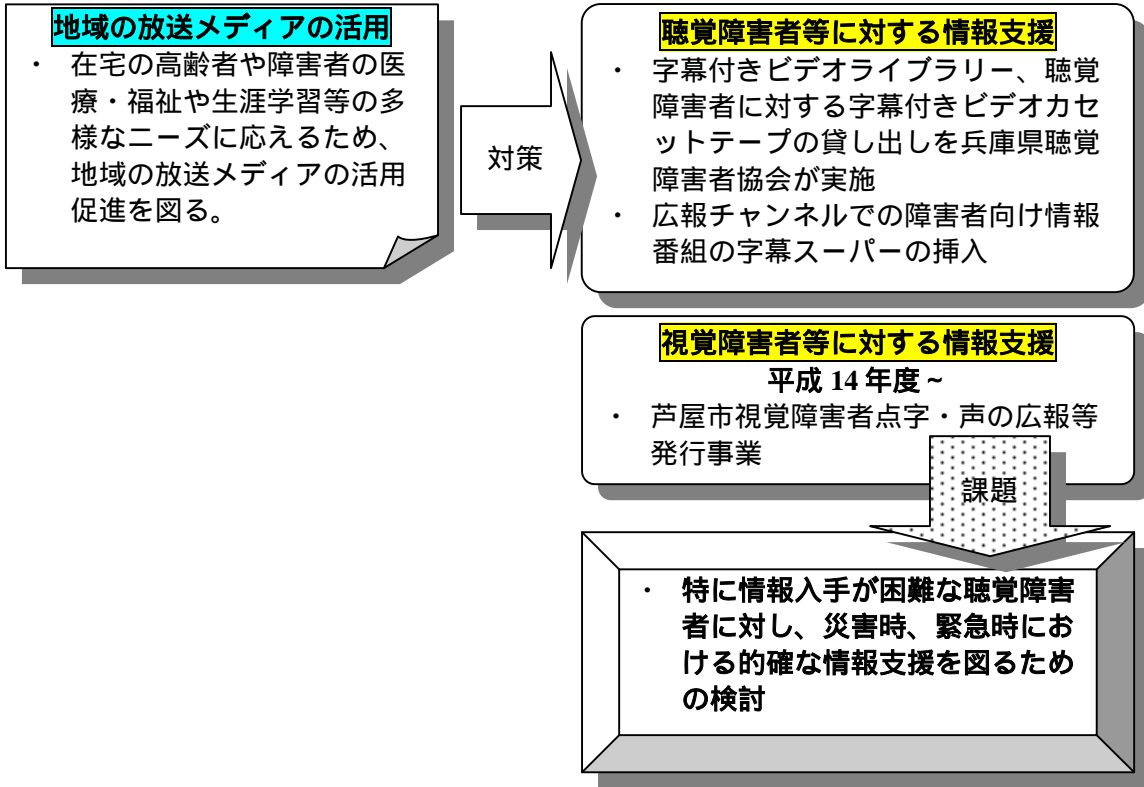
課題

- ・ 精神障害者福祉サービスの充実に伴い、潜在している対象者の増加が見込まれるとともに、グループホーム、ショートステイともに市内に受入れ事業所がない。他市との連携を強化する。

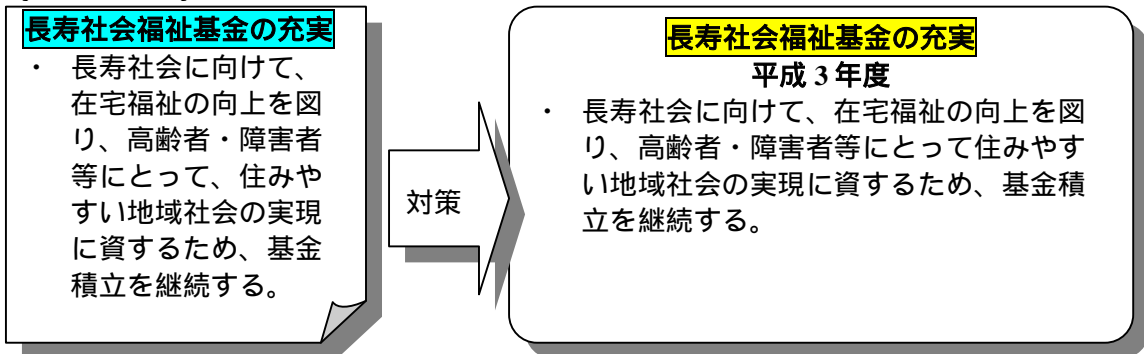
施設数に関しては、市の持つ人口規模等に依りて規制があるため、より広域での連携強化が求められている。その場合にも、的確な個人情報（履歴）管理が、情報保護とともに重要となる。

懇話会からの一言

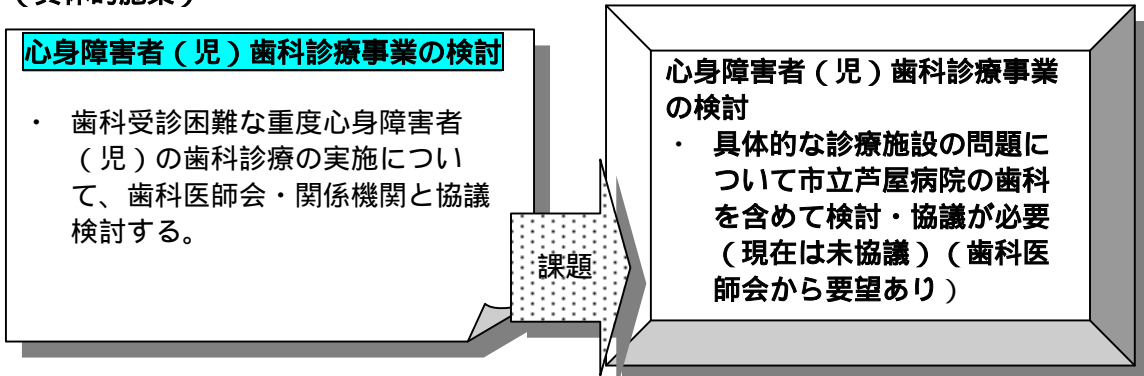
(具体的施策)



(具体的施策)



(具体的施策)



(具体的施策)

重度障害者特別給付金制度の継続実施

- ・ 国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金を受けることが出来ない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。

対策

重度障害者特別給付金制度

平成7年度

- ・ 国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金を受けることが出来ない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。

平成16年度

- ・ 障害基礎年金の2分の1を支給するとともに、国・県に対して法整備を働きかける。

H14.1 県都市国民年金会議から国に要望

H15.7 県市長会から知事、県会議長へ要望書

H15 本市から「県政に対する要望書」提出

課題

- ・ 毎年、「年金の国籍条項を撤廃させる会」から、同施策についての要望がある。
- ・ 県・市折半とし、障害基礎年金の2分の1を支給すること。
- ・ 県へ障害基礎年金の2分の2を支給するよう要求すること。
- ・ 支給対象(障害1級)を国民年金並み(2級)にすることなどを引き続き国・県に働きかける。



(具体的施策)

保育事業の充実

- ・ 女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育のための「一時保育」について、保護者の労働・職業訓練・就学等の際の「非定型型保育サービス」、保護者の傷病・事故・出産等の際の「緊急保育サービス」を継続実施する。
- ・ 延長保育については、保育需要を見ながら拡充について検討する。

対策

一時保育事業（非定型、緊急保育サービス事業）

- ・ 社会的にやむを得ない理由がある場合に私立さくら保育園で実施（限度 12日/月/人・利用料 2,000円/日/人）

延長保育事業

- ・ 保護者の勤務時間、勤務場所等、真にやむを得ない理由がある場合には、全保育所で午後7時まで保育時間を延長。

私立保育所への助成

- ・ 私立認可保育園（さくら・こぼと・あゆみ各保育園）に対する運営経費の助成

ファミリーサポートセンター事業

平成 15 年度

- ・ 依頼会員と協力会員による相互援助活動。社会福祉協議会に運営委託。

保育所震災復旧事業

平成 7 年度

- ・ 打出、大東、岩園、緑、新浜各保育所改修及び設備工事
- ・ 精道保育所復旧工事

保育施設の整備

平成 8~14 年度

- ・ 全保育所内外装改築工事



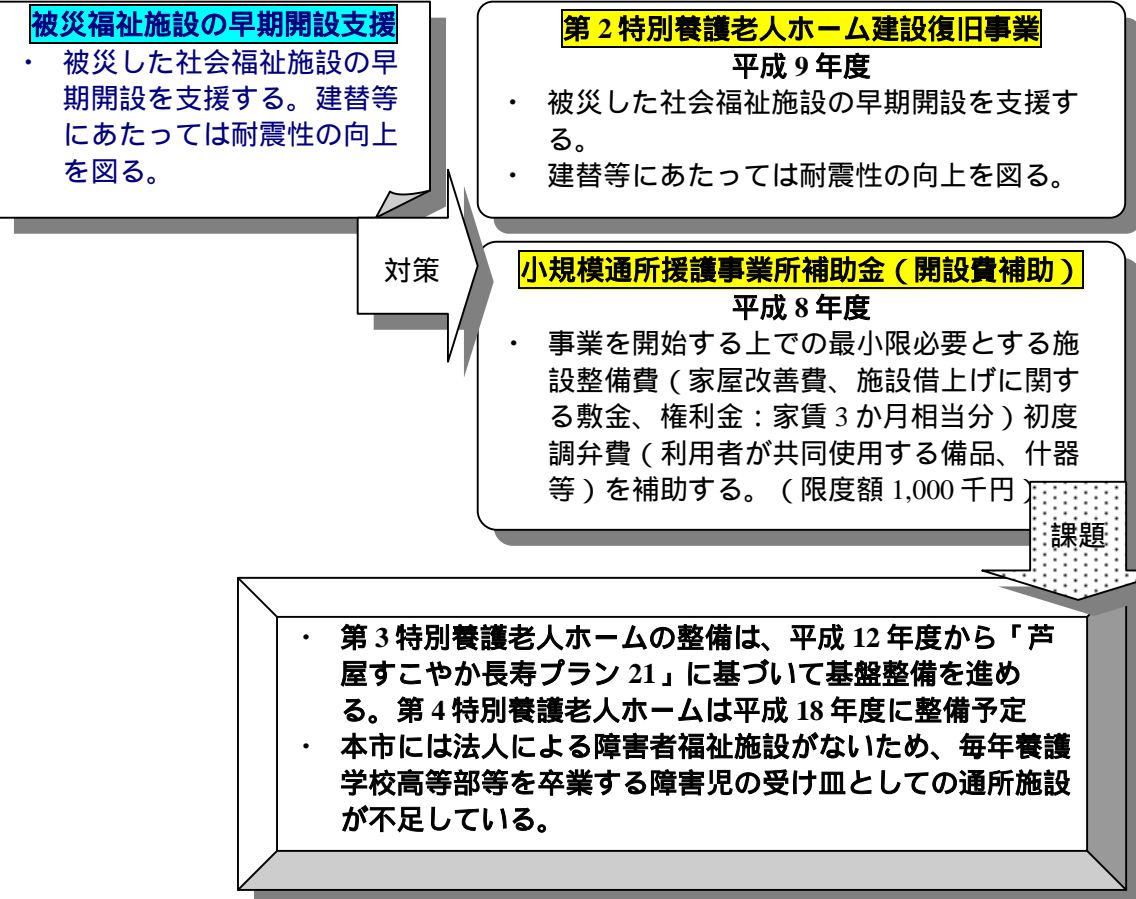
課題

- ・ 子育て支援に関するアンケート調査で「一時保育」に対するニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討
- ・ 子育て支援に関するアンケート調査で「延長保育」に対するニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討
- ・ 待機児童の解消のため民間活力の導入による保育所定員の拡充を図る。

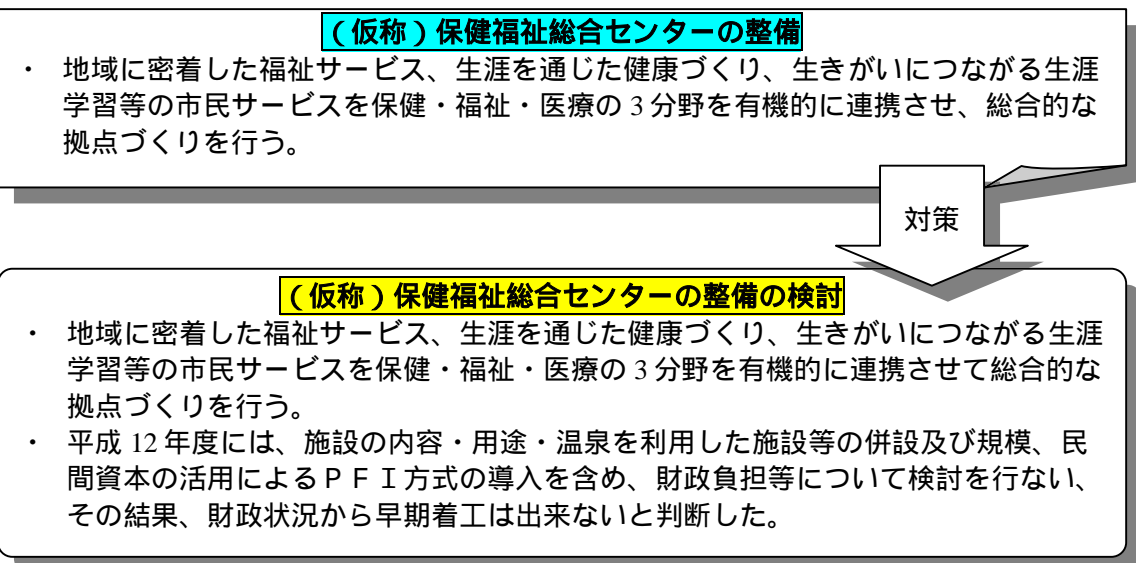
(4) 社会福祉施設の充実

施設福祉が必要な高齢者や障害者等に対して、社会福祉施設の充実を図る。

(具体的施策)



(具体的施策)



(具体的施策)

老人福祉センターの整備

- ・ 老人福祉センターを(仮称)保健福祉総合センターに設置する。

対策

老人福祉センターの整備の検討

- ・ 老人福祉センターを(仮称)保健福祉総合センターに設置する。
- ・ 平成12年度には、施設の内容・用途・温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用によるPFI方式の導入を含め、財政負担等について検討を行ない、その結果、財政状況から早期着工は出来ないと判断した。

(具体的施策)

身体障害者福祉センターの整備

- ・ 障害者施策の拠点として、(仮称)保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを整備する。

対策

身体障害者福祉センターの整備の検討

- ・ 障害福祉施策の拠点として、(仮称)保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。
- ・ 平成12年度には、施設の内容・用途・温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用によるPFI方式の導入を含め、財政負担等について検討を行ない、その結果、財政状況から早期着工は出来ないと判断した。

(仮称)保健福祉総合センターの整備
老人福祉センターの整備
身体障害者福祉センターの整備

課題

- ・ 着工については、財政状況の悪化から当分の間は凍結する。



(具体的施策)

高齢者のための社会福祉施設の拡充

- ・ 健康と生きがいづくり及び在宅ケアサービスの相談を目的として、ふれあいセンターを整備する。拠点施設については、将来、その機能を(仮称)保健福祉総合センターへ統合する。
- ・ 高齢者の住みやすい環境づくりを充実していくため、特別養護老人ホームの整備を図る。
- ・ 養護老人ホーム「和風園」をプライバシーのある生活の場とするため、居室、個室を増やすとともに、地域交流・地域開放を進めるため、集会室の機能を充実する。

対策

第3特別養護老人ホームの整備

平成11年度

- ・ 特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、市内で3つ目の特別養護老人ホームを整備する。

「和風園」でのプライバシーのある生活の場としての配慮

随時

- ・ 国の定めた基準により50人以上の定員を確保する必要があり、個室を増やすには増設しなければならない。当面は、入居者の希望や空室の状況に応じて、二人部屋をひとりで使用するなど、部屋替え時に配慮している。

平成13年度

- ・ 二人部屋において、プライバシーのある生活の場とするため、1階部分の各室に仕切りカーテンを設置した。

「和風園」での地域交流・地域開放の取り組み

平成7~15年度

- ・ 地域交流として春に、朝日ヶ丘ルネッサンス園遊会、夏の盆踊り、秋には創立祭を行い、朝日ヶ丘自治会、白寿会との交流を実施している。

課題

- ・ 「和風園」の居室の個室化は構造上困難なため、空室を利用して対応
- ・ 「和風園」の入所者の高齢化で、地域交流が困難になっている。



(5) 福祉インフラの改善

災害発生時の避難行動の容易性も考慮し、高齢者や障害者を含めて安全で安心して暮らせる生活空間の形成に努める。

(具体的施策)

高齢者や障害者が安心して暮らせる都市環境の改善

- ・ 地域のコミュニティ活動の核となる学校教育施設や社会教育施設等をはじめ、歩道、公園、駅舎等の都市空間において、スロープ、トイレ、ドアなど高齢者や障害者に配慮した生活空間の整備を図る。
- ・ 兵庫県の福祉のまちづくり重点地区を指定し高齢者、障害者等の意向を盛り込んだ整備計画に基づき、施設改良を進める。



対策

宮川小学校校舎建替整備事業

平成6~8年度

- ・ 老朽化した校舎・体育館等の建替整備

福祉のまちづくり重点地区整備事業

平成7年度

- ・ 震災により全市的被害を受けたため、特に地区を指定せず全体を考えたまちづくりを推進。

各幼稚園障害者対策便所整備

平成8~12年度

- ・ 西山、伊勢、小槌、浜風、精道各幼稚園に身体障害者用便所を整備

J R 芦屋駅南口エレベーター設置

平成9年度

- ・ J R 芦屋駅南口にエレベーター1期設置

福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱

全面改正

平成10年度~

- ・ 公園整備の祭、スロープ、階段に手すりを設置する等、要綱に基づく整備を行う。

平成12年度

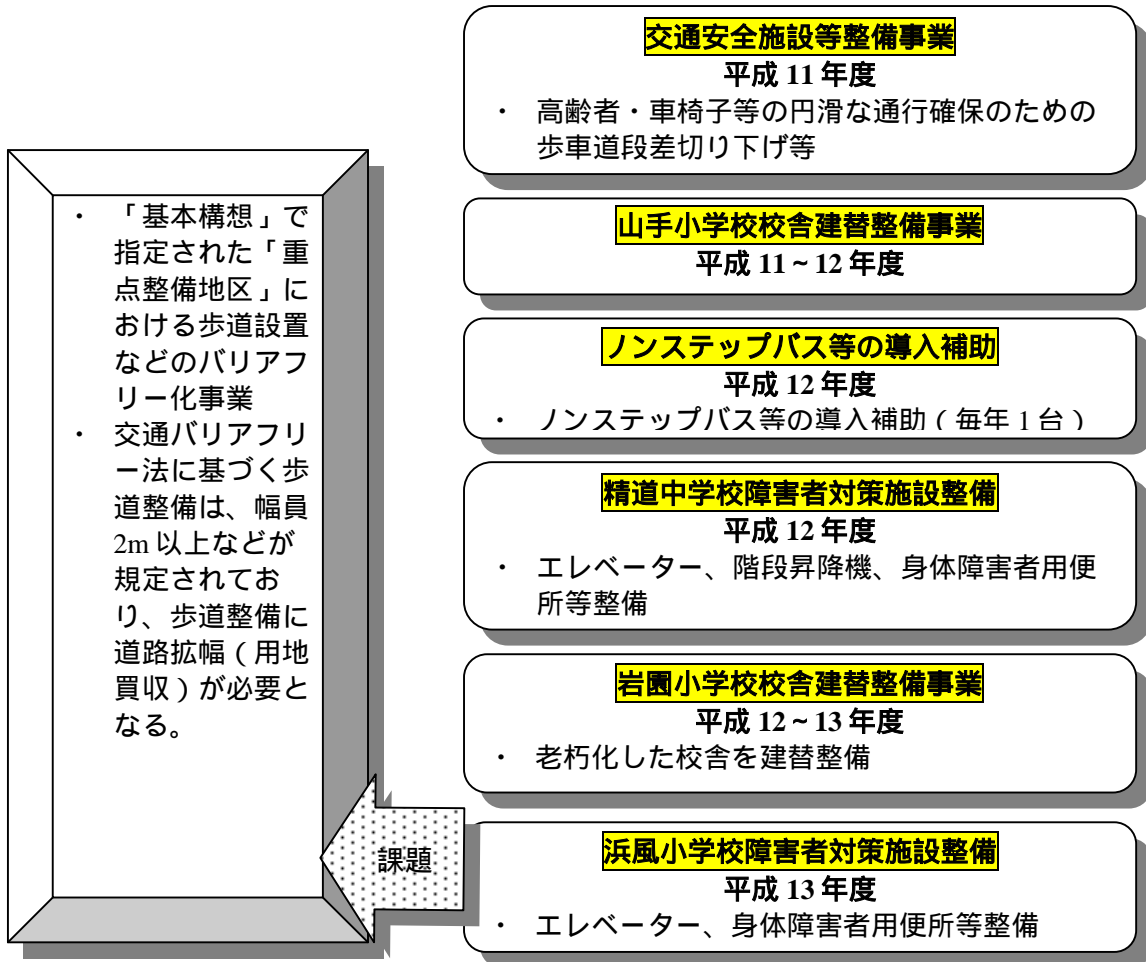
- ・ 平成5年10月に県の「福祉のまちづくり条例」が施行され、建物を新築する手続き・審査は、県条例によるため、市の要綱を廃止。

J R 芦屋駅構内エレベーター設置補助

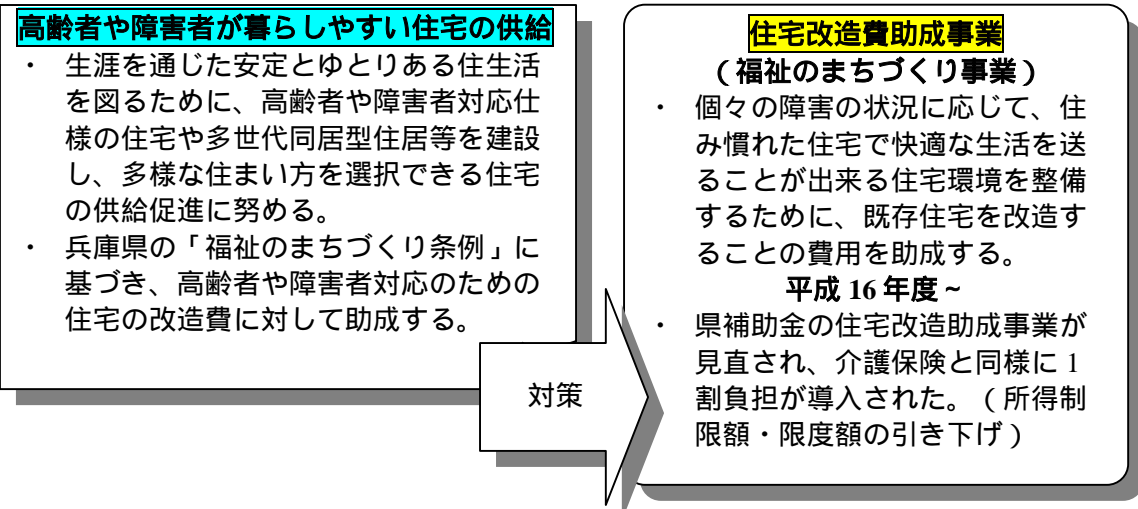
平成11年度

- ・ J R 芦屋駅構内のエレベーター設置補助(2基)

対策
つづき



（具体的施策）



(6) 福祉ボランティアの育成

在宅福祉サービスを支援する福祉ボランティアを育成する。

(具体的施策)

ボランティアの育成・体制整備

- ・ 福祉ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。

対策

ボランティア活動助成事業

平成7年度

- ・ ボランティア活動に対する住民の関心を高め、活動にあたって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加しやすい体制の整備に努める。

課題

- ・ 潜在ボランティアの発掘とコーディネートの仕組みづくり
- ・ 福祉分野に止まらず幅広く活動できるボランティア活動のネットワークづくり



10. 市民文化の復興

(1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興

市民が永年にわたって築き上げてきた文化的資源である美しい景観を有した住宅地の復興を進める。

(具体的施策)

景観デザイン・ガイドラインの活用

- 住宅建替者に対するまちなみ景観デザイン・ガイドラインを活用し、良好な住宅地環境の形成に努める。

対策

景観施策の普及・啓発事業

平成8年度

パンフレット作成

- 「緑ゆたかな美しい景観をめざして」(大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン)
- 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(芦屋市都市景観条例のあらまし)
- ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(戸建住宅のちょっとした景観への配慮集)

大規模建築物等の届出制度

- 大規模建築物等の届出は423件、南芦屋浜景観地区内の建築物等の届出は83件あり、115件については景観アドバイザー会議(75回)で助言や指導を受けまちなみ景観の向上に努める。(平成16年3月)

初動期に個人所有の文化資源が散逸したとのことについては、残念。繰り返すことのないように改善を。

懇話会からの一言

他市には見られない整ったまちなみ景観は芦屋の大切な文化であり、財産。市民を含む全体で守り育てる仕掛けづくりを期待する。

懇話会からの一言

景観法整備面はきわめて重要。これからは、守る景観から、育てる(創造する)景観を念頭に市民と協働して取り組んで欲しい。その意味からの「庭園都市宣言」は重要な役割を果たす可能性がある。

懇話会からの一言

(2) 市民文化の復興

文化活動の拠点としての社会教育・文化施設の復旧を図り、市民文化の復興を図る。

(具体的施策)

文化・芸術活動の充実

- ・ 芦屋市文化振興財団と連携し、内容豊かな文化情報を市民へ提供し、市民が文化・芸術に触れる機会を拡大するとともに、文化・芸術関係の団体と連携して、市民の自主的な文化活動を担う各種の文化・芸術団体の育成やその指導者の育成に努める。
- ・ 市民のふるさとづくりとして、三大まつりの振興を図る。

市民文化活動の情報提供

- ・ 市民の文化活動に資するよう芸術・文化情報を当市のみならず広く紹介する。
- ・ 神戸市(こうべC情報5万部)、兵庫県(すずかけ2万部)、広域(事業案内約1万部)

市民文化活動の支援

- ・ 国(芸術文化振興基金)及び自治体(県芸術文化振興活動補助金)等が助成する文化活動の周知支援を図り、広く市民の芸術・文化活動を支援する。

文化行政活動の充実

- ・ (財)芦屋市文化振興財団と連携を図り、多様化する住民ニーズに即応した各種文化事業に努める。

芸術文化活動の助成及び顕彰

平成3年度～

- ・ 市民及び市内の団体または個人で営利を目的としていない団体に助成するとともに顕彰し表彰する。

谷崎潤一郎記念館の管理運営

- ・ 谷崎潤一郎記念館の維持・管理運営((財)芦屋市文化振興財団に管理委託)

谷崎潤一郎受賞記念文化事業

- ・ 谷崎潤一郎受賞者を招き講演会を実施。谷崎潤一郎記念館の活性化と谷崎文学研究の拠点として文化振興に寄与する。

谷崎潤一郎記念館蔵品目録の作成

～平成16年度

- ・ 谷崎潤一郎記念館が所蔵している館蔵品を整理し、目録を作成する。(同、財団委託)

谷崎潤一郎に関する資料の収集・整理・展示事業

- ・ 谷崎潤一郎に関する資料を収集・整理し、展示する(同・財団委託)



谷崎潤一郎及び記念館に関する資料等の出版事業

- ・ 谷崎潤一郎及び記念館に関する資料を出版する。(同・財団委託)

谷崎潤一郎記念館開館10周年記念式典

平成10年度

- ・ 谷崎潤一郎記念館開館10周年の記念式典を開催する

谷崎潤一郎記念館設備改善

平成11年度

- ・ 谷崎潤一郎記念館空調設備取替工事

富田碎花顕彰事業

平成2～15年度

- ・ 富田碎花賞受賞事業を開催

富田碎花顕彰事業管理委託

- ・ 富田碎花居宅の管理業務及び資料目録刊行。(同・財団委託)

美術博物館管理運営

- ・ 美術博物館の維持・管理運営(同・財団委託)
- ・ 美術博物館展示室他、塗装工事、空調機等補修工事を行う。

美術博物館展示等委託業務

- ・ 常設展・特別展などの開催(同・財団委託)

教育普及活動委託事業

- ・ 美術に関する教育活動を実施し、普及を図る。(同・財団委託)

公募展

- ・ 市展、童美展などの公募展の開催(同・財団委託)

美術博物館美術品の収集

平成13年度～凍結

美術博物館開館10周年記念事業

- ・ 美術博物館開館10周年記念事業として展覧会を開催



おしゃべり音楽会（TATAMIサロン）

平成7年度～

- ・ 毎月、地域の音楽家を招き、音楽会を行う。

常設展示事業・公民館ギャラリー

平成7年度～

- ・ テーマを設定した常設展示事業を行ったり、市民の学習成果の発表の場として、公民館ギャラリーを提供。

芦屋三大まつりの開催

- ・ 地域でのコミュニティづくり、ふるさとづくりのために三大まつり（さくらまつり・サマーカーニバル・秋まつり）を開催。

課題

財政状況の悪化にともない以下のことが主要な課題

- ・ 文化行政のあり方についての再検討
- ・ 文化活動団体への助成の範囲や顕彰制度の見直し
- ・ 谷崎潤一郎記念館・美術博物館の管理運営に民間活力の導入
- ・ 三大まつりの継続と資金問題

文化行政の存続に関しては、市民の参画と協働が命綱である。運営のあり方についてはコンペ等参加の仕掛けから創りあげていくべき。

懇話会からの一言

文化施設を市が保有していることの意味を良く考えて欲しい。手放すと二度は持てない。

懇話会からの一言

美術博物館の存廃に関する検討委員会を設置し、多くの関係者による「存続に向けた方法論」から掘り下げて検討する責任が行政にも市民にもあるのではないかな。

懇話会からの一言

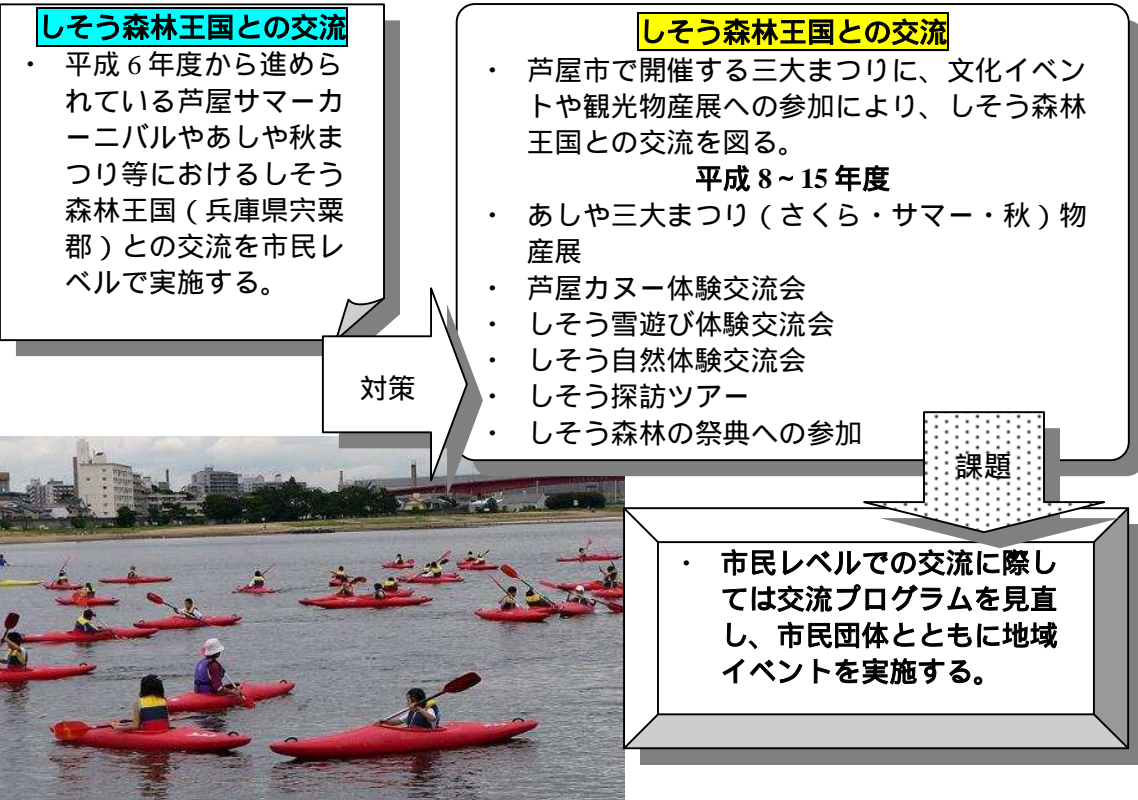
芦屋市では人的文化資源を集約する必要がある。

懇話会からの一言

むしろ、活用方法に問題があるのではないかな。

懇話会からの一言

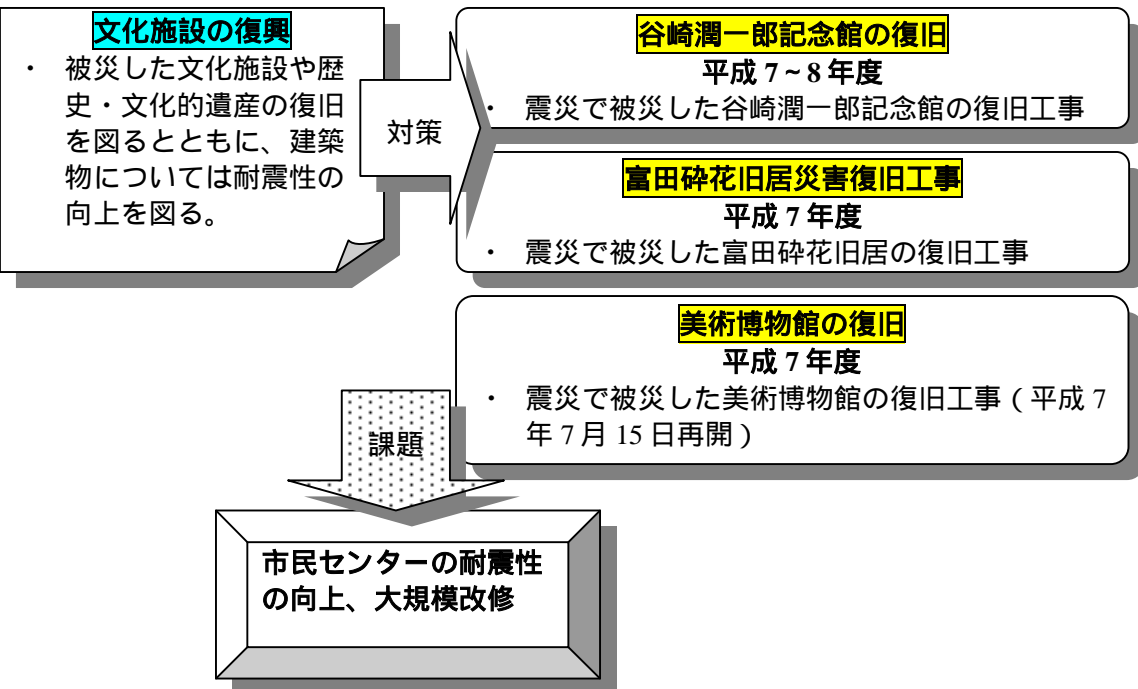
(具体的施策)



(3) 文化環境の整備

既存の景観資源や文化・芸術施設を核として、あたらしい市民文化の創造につながる文化的基盤を強化する。

(具体的施策)



(具体的施策)

文化環境基盤となる景観軸の形成

- ・ 防災緑地軸を自然環境の拡充にとどめず、デザイン、色彩に配慮した景観軸として形成を図るとともに、景観形成地区との緑のネットワーク化を図る。

地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充

- ・ 防災緑地軸の一つである芦屋川緑地文化軸を一層自然環境ゆたかな景観軸に育てるとともに、地域中心核とその周辺部において、芦屋川緑地文化軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合したゾーンは、潤いとゆとりのある空間として創出する。

対策

芦屋市景観形成基本計画

平成8年度

- ・ 景観形成における基本理念と施策の方向を示すとともに、施策の実現のための指針として、平成8年11月に芦屋市景観形成基本計画を作成した。

芦屋川左岸線・右岸線・宮川線の街路樹

平成8年度

- ・ 芦屋川左岸線・右岸線の街路樹の補植

課題

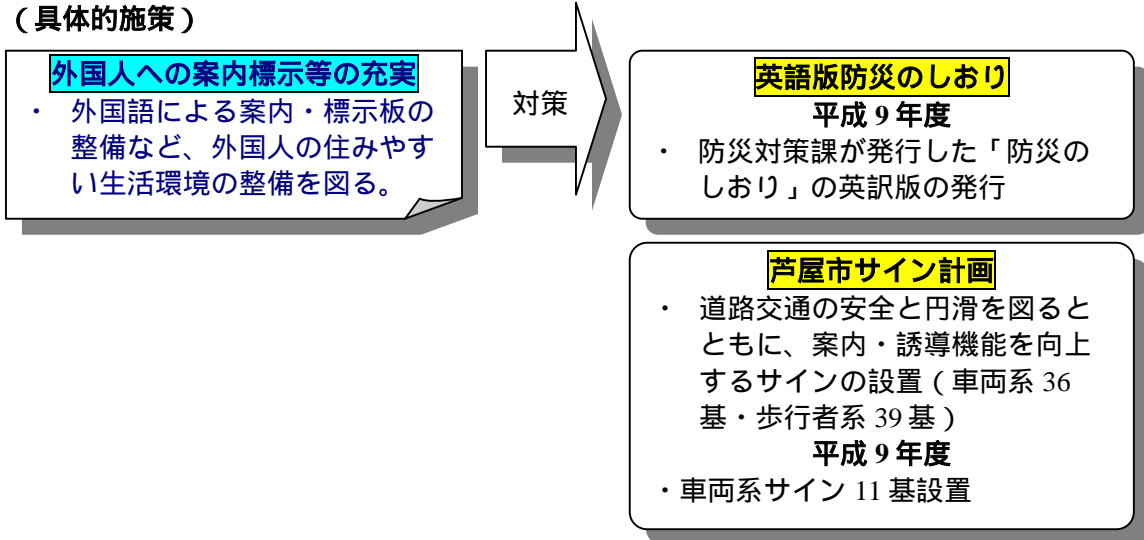
芦屋川緑地軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合ゾーン形成の必要性について再検討



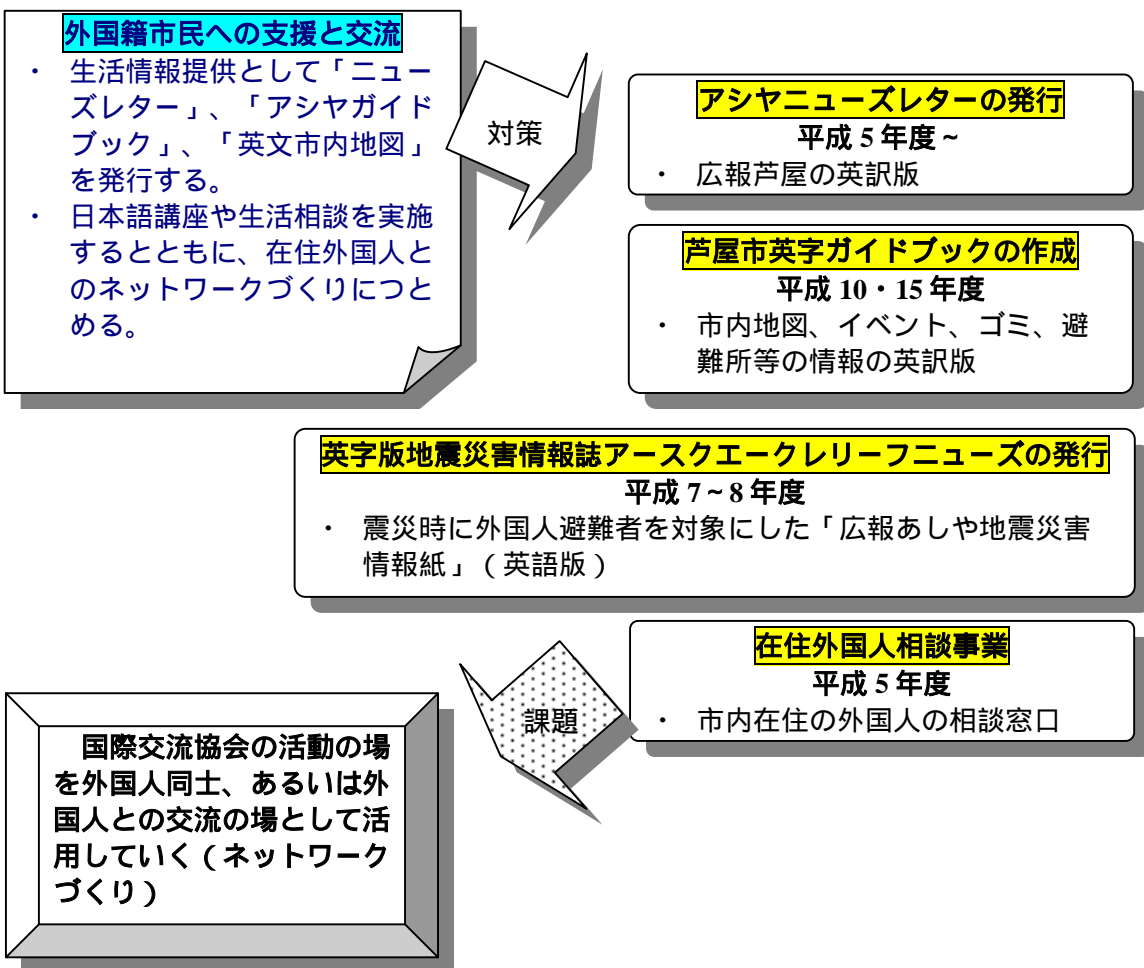
(4) 国際交流活動の充実

外国籍の市民にも安心して生活できる環境整備が必要であるとともに、内外に誇れる芦屋として、国際交流事業の一層の充実を図る。

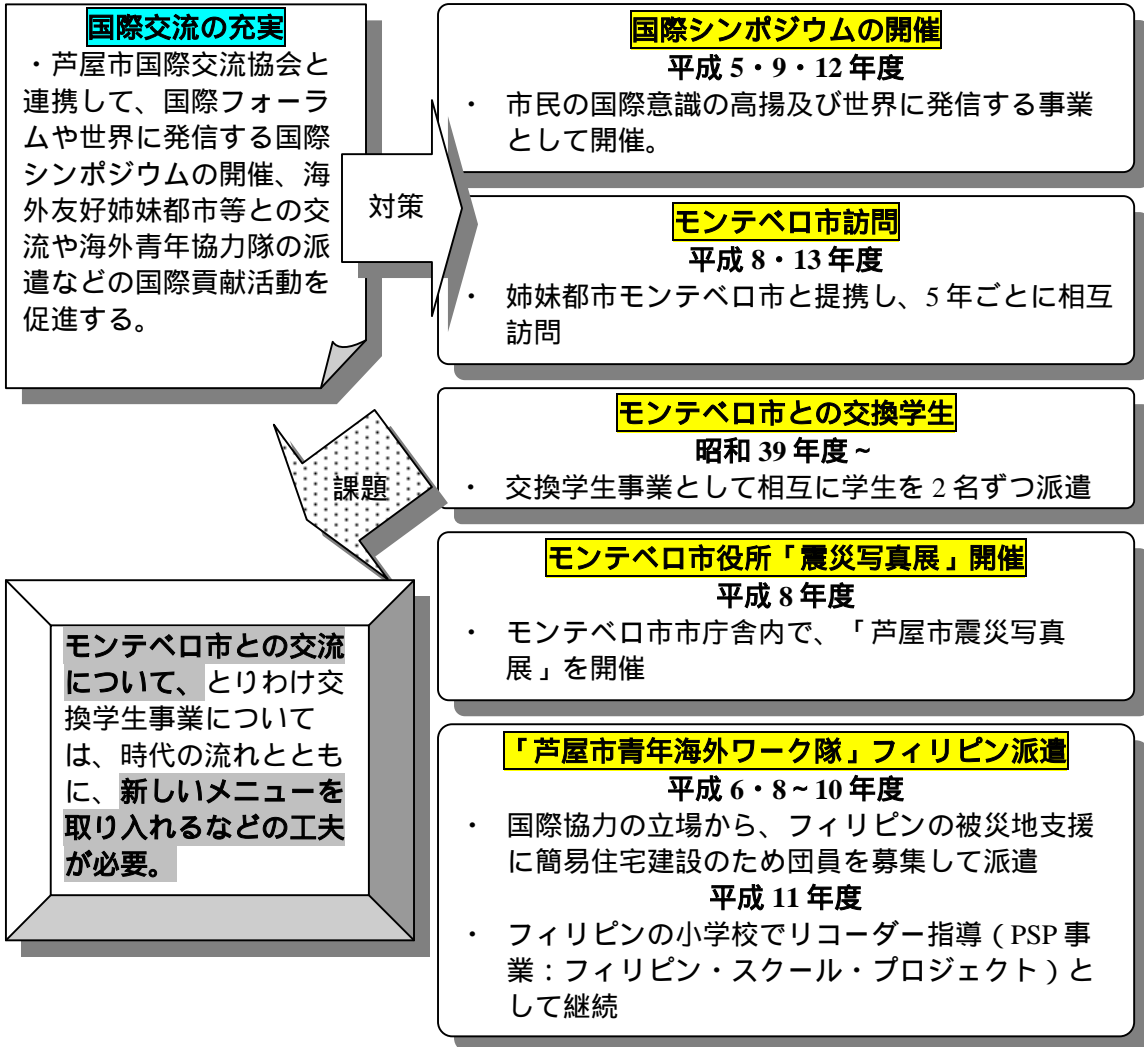
(具体的施策)



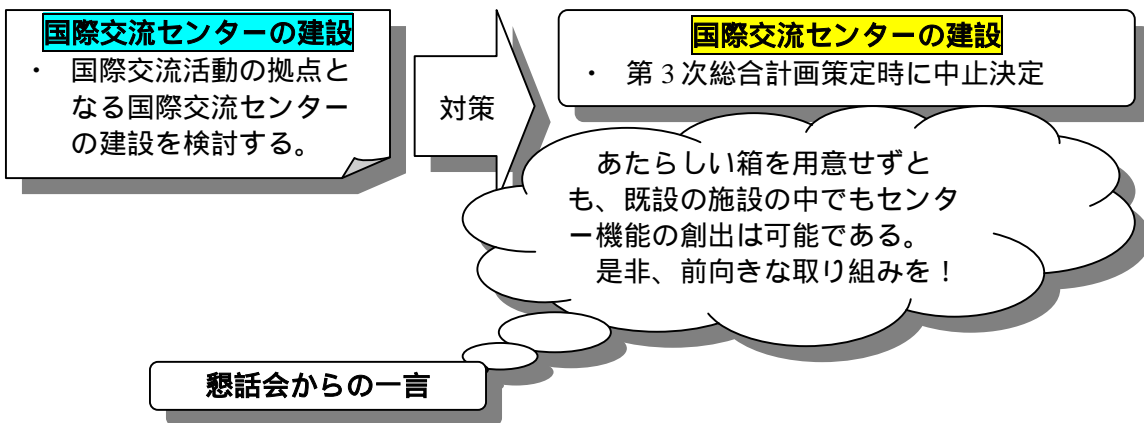
(具体的施策)



(具体的施策)



(具体的施策)

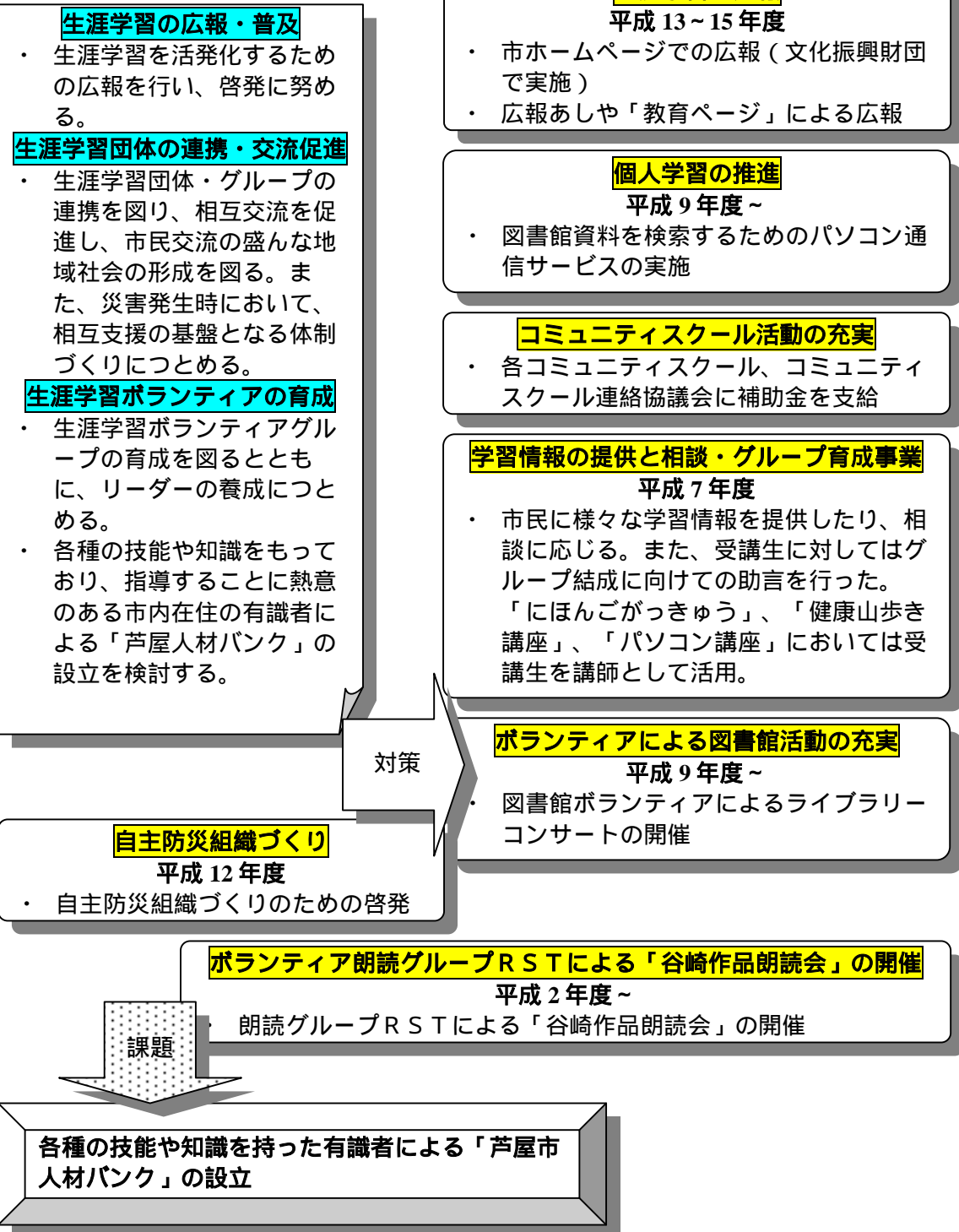


11. 生涯学習の充実

(1) 生涯学習推進体制の整備

コミュニティ活動を活発化していくために、また高齢化、定住化等の社会の潮流に対して、市民の生涯学習を一層推進する。さらに、コミュニティ活動を自主的な組織として育成するために生涯学習の民間指導者の養成を行う。

(具体的施策)



(2) 生涯学習の支援

市民の多様、かつ高度なニーズに応えた生涯学習を行うとともに、学校教育施設や社会教育施設は、生涯学習を促進するための場として、さらに災害発生時の拠点施設として整備を進める。

(具体的施策)

生涯学習活動の多様化・高度化への対応

- ・ 市民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるための支援を行い、生涯学習活動の活発化を促進することに努める。
- ・ 生涯学習に関する市民の幅広いニーズや、在宅の高齢者や障害者のニーズに応えるため、有線テレビを利用した生涯学習を創設する。
- ・ 生涯学習の場において、防災意識の普及・啓発に努める。



対策

芦屋市生涯学習推進基本構想の見直し

平成 14～16 年度

- ・ 第2次芦屋市生涯学習推進基本構想策定

出前講座の実施

平成 12 年度

- ・ 防災をテーマとした出前講座の実施

有線テレビを利用した生涯学習の検討

- ・ 社会状況から必要性に欠けると判断した。

防災啓発イベント

平成 8～10 年度

- ・ 各コミスク活動のなかでの防災啓発の実施
- ・ 防災ウォークラリー・山手幹線を利用した防災訓練の実施

(具体的施策)

コミュニティ・スクールの継続推進

- ・ 引き続き、学校開放の促進に努め、コミュニティスクールの活性化を図る。なお、その活動のなかで防災意識の啓発につとめる。

対策

コミュニティスクール活動への支援

防災啓発イベント

(具体的施策)

生涯学習センターの整備

- ・ 生涯学習活動の拠点となる生涯学習センターの整備を検討する。

課題

- ・ 生涯学習センターの仕組みづくりに関する検討(協働と参画)
- ・ まちづくりと生涯学習との連携

(3) 男女共生施策の充実

男女共同参画型社会を目指した施策を充実する。

(具体的施策)

女性センターの整備拡充と事業の充実

- 女性センターを整備拡充し、男女共同参画型社会に向けての啓発事業等の充実を図る。

対策

芦屋市男女共同参画行動計画策定及び見直し

- 男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとしてその能力と個性を發揮できる社会を築くための取り組みを体系化した計画の策定と進行管理。
- 平成15年3月「第2次行動計画」策定

男女共生に関する開発推進事業

- 男女共同参画社会を実現するための広報紙等による啓発や情報提供
- 男女共同参画の視点にたった課題別講座等の開催

女性センター通信の発行

- センター活動の周知や男女共同参画に関する啓発・情報提供を目的とした通信を市民ボランティアの企画、編集協力により発行

女性の就労支援

- 再就職を目指す女性が専門的技術・知識を身に付けることで、より幅の広い職種や就業条件で再就職するための講座の開催

相談事業

- 従来型の価値観である「ジェンダー意識」をベースにした生活からくる様々な問題を「男女共同参画」の視点から専門相談員が助言・情報提供

課題

女性センターの整備拡充

(具体的施策)

女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援

- ・ 女性センターにおける支援を通して、カウンセラー、保育士等の自主的活動を展開する専門員集団を育成し、当集団を核とした市民団体の育成と支援につとめる。

対策

女性モニター事業(アスパップ・レディ)

平成7~13年度

- ・ 行政と市民との距離感を縮め、生活者の視点から行政を考える機会とし、また意思決定に関わる機会の少ない女性の登用を図る。
- ・ 提案件数 327件(行政213件・理念43件・その他71件)

女性センターを拠点とした市民団体の育成支援

- ・ 女性センター登録団体が「芦屋市男女共同参画団体協議会」を組織しネットワーク化を図るとともに団体間の交流を深めるための活動を支援する。(平成7年度8団体、平成15年度33団体)
- 団体育成支援講座の開講

課題

- ・ 市民団体の活動の活性化と団体間の連携を深めるためのコーディネートや活動拠点の機能強化
- ・ 市政への関心を高め、地域活動への参加を促進させる女性リーダー養成のための講座を開講
- ・ アスパップレディ制度の継続活用を検討

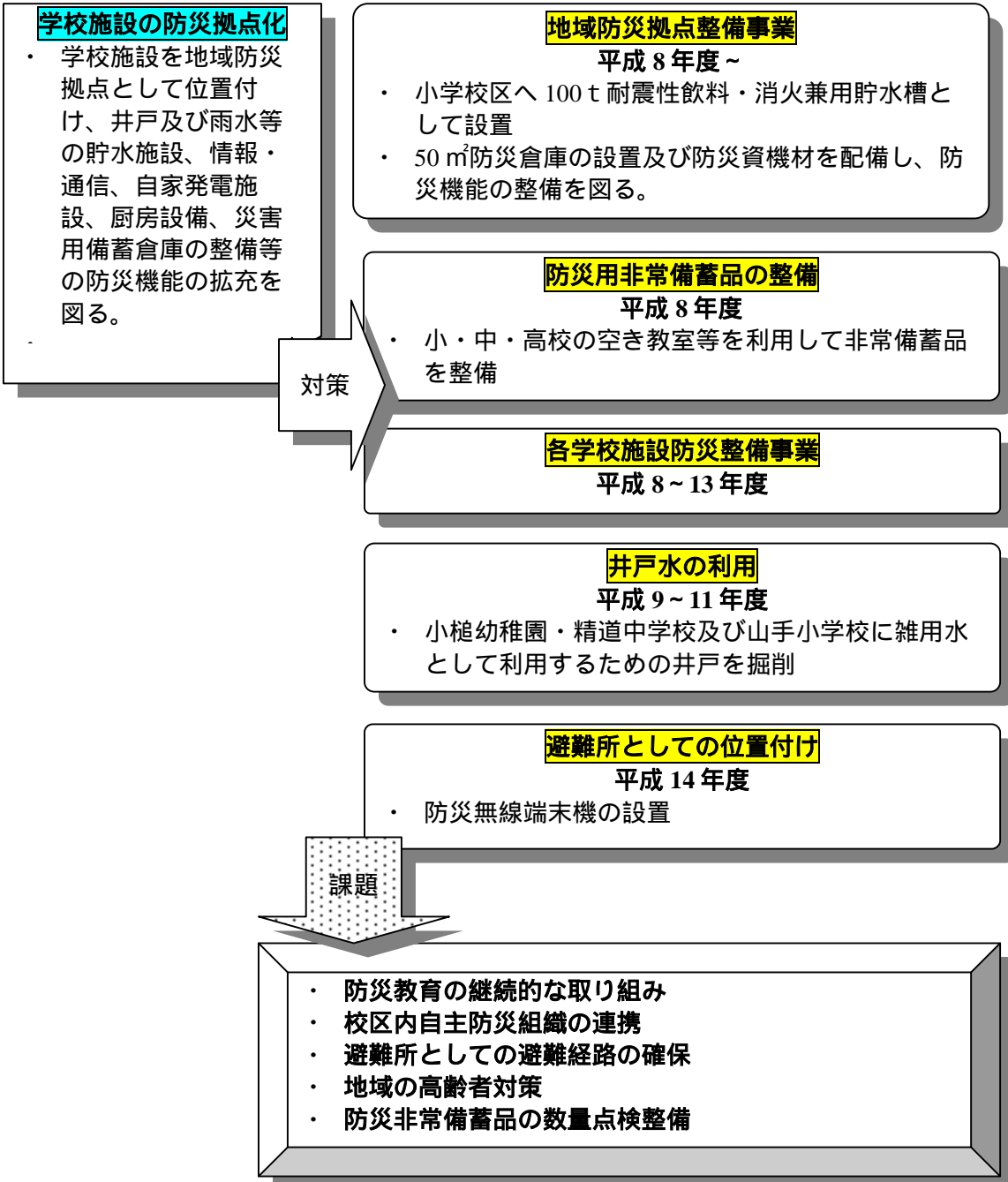


12. 学校教育の充実

(1) 教育環境の整備

学校を防災拠点として位置付けるとともに、それに要する諸施設を整備する。

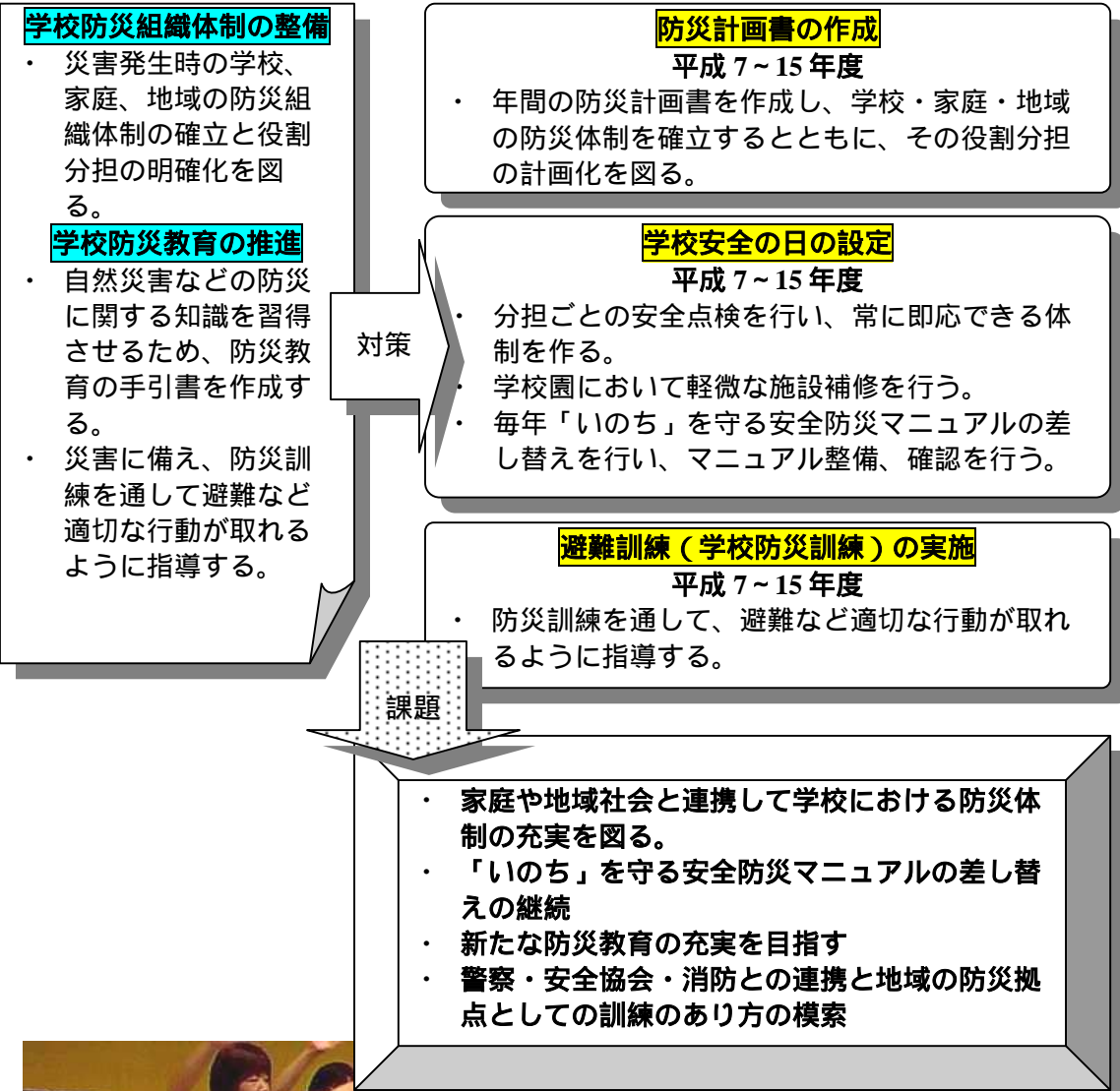
(具体的施策)



(2) 学校防災教育の充実

学校において、従来からの芸術・文化・スポーツ、遊びに親しむ教育条件の整備が進められていたが、今後は防災教育を充実する。

(具体的施策)



(3) 学校・家庭・地域の連携強化

地域に開かれた学校を推進するために、学校・家庭・地域の連携強化を図る。

(具体的施策)

学校を核とする生活圏の形成

- 学校を子供から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。

PTA活動の充実

- PTA活動の充実を図り、学校と地域の関係を深めると共に、住民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤整備に努める。

対策

地域に開かれた学校づくり

平成7年度～

- 学校行事等に高齢者を招待して運動会や生活発表会で交流を行ったり、保護者や地域の高齢者を講師として児童生徒に授業を行うなど地域に開かれた学校の創造を図る。

コミュニティ活動への支援

芦屋市PTA協議会への支援

～平成16年度

- 芦屋市PTA協議会に補助金を支出
- 担当が会議に出席し連携強化に努める。

課題

コミュニティスクール活動を通じた防災生活圏の確立を目指す。



13. 商業の復興

(1) 商業の復興・活性化

市場、商店街は全般的に震災前から退潮傾向にあり、加えて震災により甚大な被害を受けた。復興にあたっては施設整備に止まらず、商業機能の活性化を図り、魅力ある商業空間へと再編する。

(具体的施策)

商業施設の早期開設支援

- 被災した商業・サービス業の早期開設への資金融資支援等を行う。

商業の活性化支援

- 面的に全半壊の被害を受けた商業地については、商業活性化を図るための調査・計画支援を行う
- 商業者の合意を得られた地区については、公的制度により資金助成・融資等の斡旋に努め、再整備を図る。

対策

災害復旧融資制度

平成6・7年度

- 罹災事業者に対する低率の事業再建資金融資を実施。なお、負担を軽減するため、融資額が500万円以下については信用保証を市が負担。
- 平成7年2月7日～同12月29日までの取り扱い期間中の融資実績は314件、2,055,100千円。

商業共同施設災害復旧補助金制度

平成7・8年度

- 震災により被災した市内の商店街等において組織する団体が、共同仮設店舗及びこれに付随する便所・倉庫・事務所を設置する場合に、その経費の一部を補助する。
- 補助実績 5件 14,509千円

芦屋市商業共同施設補助制度

平成7～16年度

- 市内の商店街等において組織する団体が共同施設を設置または改修する場合、対象経費が1,000万円以下の時は0.3、補助対象経費が1,000万円を超える時はその額に0.15を乗じて得た額に30万円を加えた額を補助する。
- 平成7年度～16年度の間、商業共同施設災害復旧補助金を除く実績は3件、2,086千円。

商業共同施設補助率の引き上げ

平成8～12年度

- 震災により被害を受けた市内の商店街等において組織する団体が、共同施設を設置または改修する場合の補助を創設
- 対象経費が1,000万円以下の時は0.5、補助対象経費が1,000万円を超える時はその額に0.25を乗じて得た額に500万円を加えた額とし、一般に共同施設補助よりも厚くした。
- 補助実績 8件 19,444千円

中央地区商店街経営者意向調査

平成9年度

- 中央地区の50商店の経営者から営業の再建計画や、商店街のあり方等についての意向を聞き取り調査。

活力あるまちなか商店街づくり促進事業

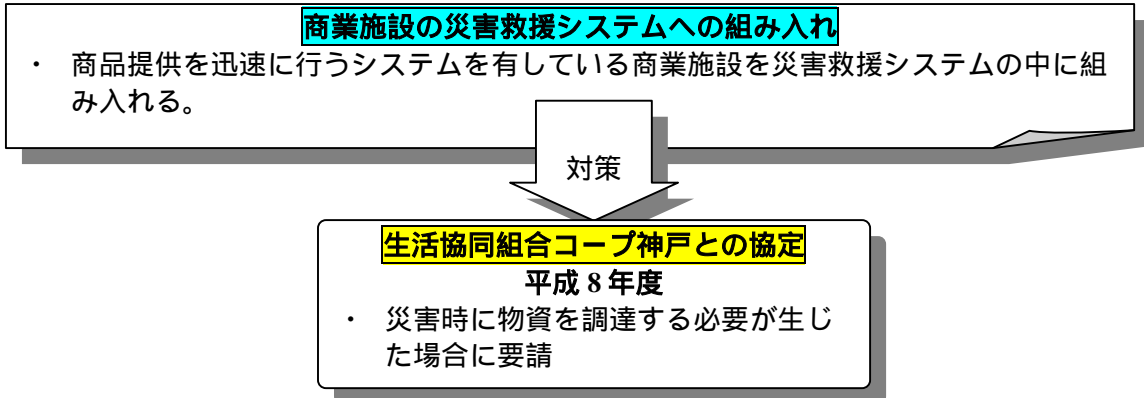
平成14年度

- 商店街等の空き店舗を活用して行う生活支援事業に補助金を交付して、商店街等の活性化を支援する。
- 平成16年度までの補助実績は、2件、1,805千円。

- 活力あるまちなか商店街づくり促進事業による商店街等の活性化の推進

課題

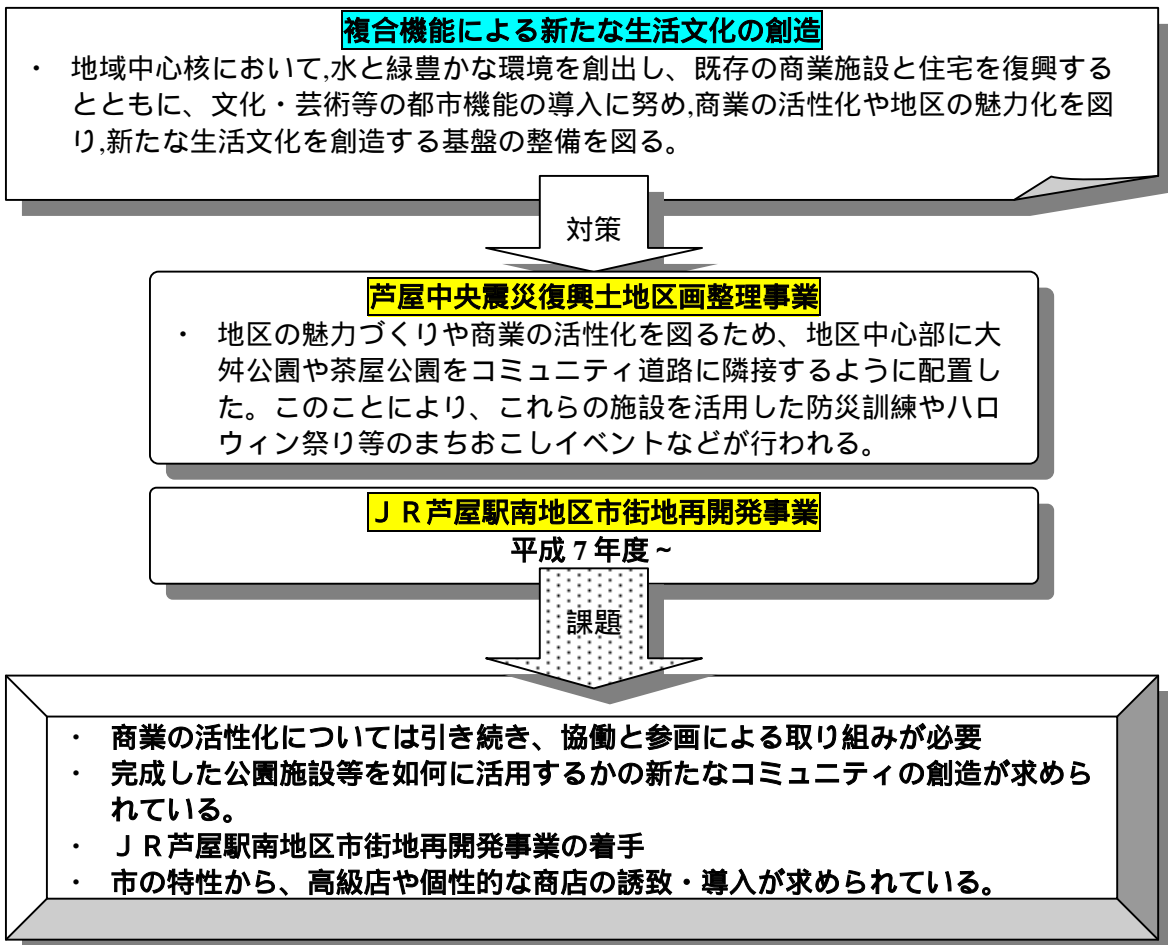
(具体的施策)



(2) 生活文化を高める商業の振興

- 現在、JR芦屋駅地区が主たる商業核になっているが、阪神芦屋駅周辺まで区域を拡大し、本市の地域中心核として、都市機能面や都市空間面で整備を進め、商業の振興とともに、生活文化を高める。

(具体的施策)



(3) 都市型産業の誘致

- 南芦屋浜地区のまちづくりにおいて、21世紀を展望したまちづくりを進めるために、本市の文化的なイメージにも合致し、良好な住環境と共生できる都市型産業の誘致方策を検討する。

(具体的施策)

都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致

- ・ 芦屋にふさわしい情報やデザイン関連、または業務研究等の都市型産業の導入方策について調査・研究を行ない、誘致を図る。

対策

芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例の制定

平成14年度

- ・ 南芦屋浜特定業務地区への企業の立地を促進するため、外国企業及び外資系企業の特定期間者に対して、助成金の交付またはオフィス賃料の一部を補助する。

芦屋市は国際色豊かな住宅都市であり、外国籍企業のトップも多く居住されているのではないだろうか。そういった方々のご協力を得ることや、まず安心して居住いただける住宅・教育環境の整備促進が必要であると考えます。

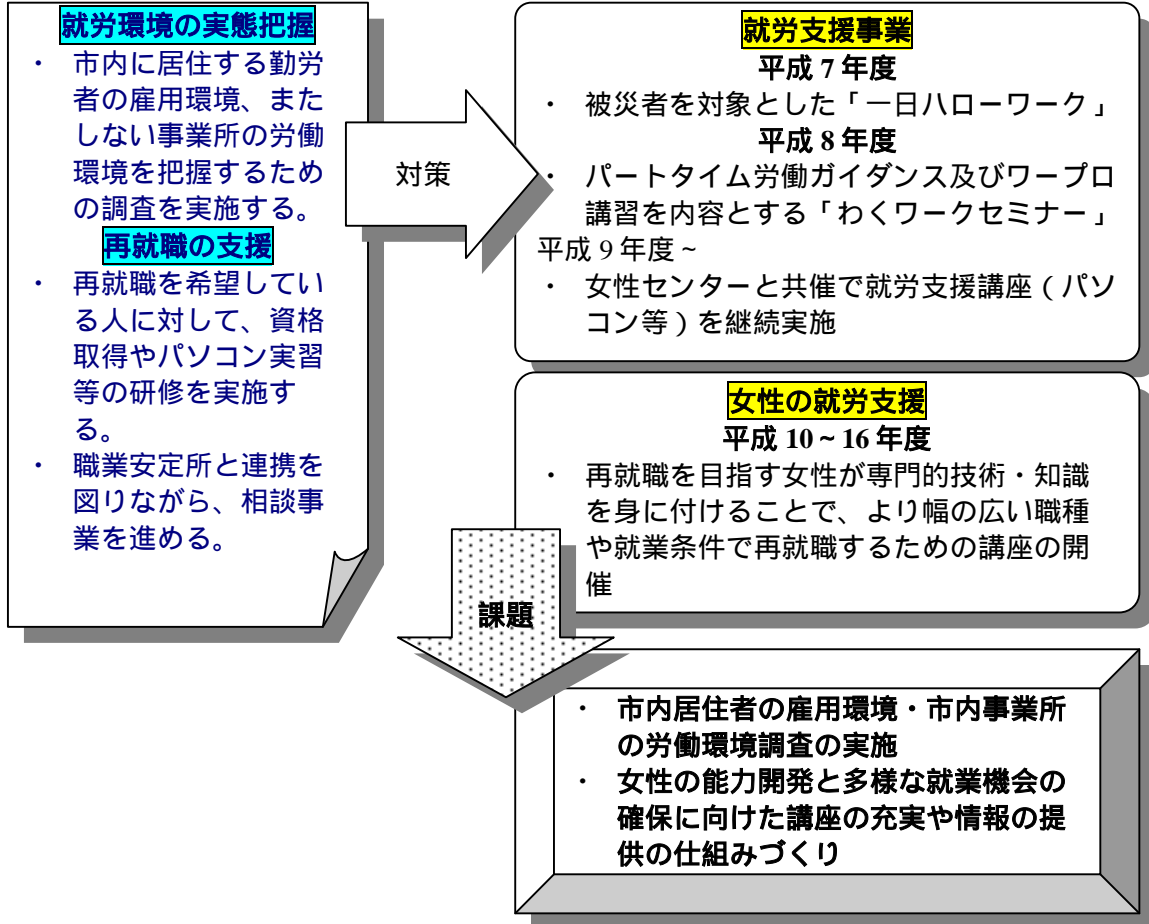
懇話会からの一言



(4) 就労の支援

- 震災により失業した人々に対する就労支援を行う。

(具体的施策)



以上、より詳しい内容が資料 1 に記載されておりますのでぜひご覧ください。



